

柑橋輸出の場合に於て見られるところであつて、貿易統制法も此の意味に於て必要であらう。また、各國が擧つて對日防遏の障壁を高め、その政策に於ては互惠的求償主義を採つてゐる情勢に善處するに當つては輸出のみならず、輸入をも加へた統制を實施してこそ効果を期待されるのであるから輸出及び輸入兩部門を総合的に統制する貿易組合法は有効と目される。況んや原料國策の進展に基く輸入統制の豫想せられるに於ては、その必要の愈々緊切なるものがあらう。が、かうした統制法規はまた當然政府の貿易上に於けるヨリ以上の干渉を理由づけるものとなる惧があることに注意しなければならぬ

(c) 關稅制度改革案の内容

大藏省では稅制改革の一項目として關稅制度の全面的改革を斷行することとなり十一月廿七日その要領を左の如く發表した。

|| 關稅制度改革案の要領 ||

一、重要産業又は原料に關する國策に對應する爲の輸入稅率及關稅制度の改正
重要産業又は原料に關する國策の樹立に對應して之が遂行に資する爲輸入稅率及關稅制度に適當の改正を加ふるの要あり、即ち重要産業又は原料國策に關するものにして現に輸入稅を課せられ居るも外國品との競争上又は代用品の生産上輸入稅に依る保護未だ十分ならずと認むるものに對しては相當稅率を引上げ、又現在無稅の原料品に就ても國策上必要と認むる品目に對しては適當課稅すると同時に輸入稅免除制度に關しても

適宜改正を爲さんとするものなり。

一、輸入稅率改正 || 現行輸入稅に就ては大正十五年以來今日迄一般的には之が改正を爲したることなく、其の間産業の發達及内外經濟事情の變遷顯著なるものありたるに鑑み、此の際各品目間の課稅負擔の權衡及新興産業の保護助長の見地より消費者の負擔を過重ならしめざる範圍に於て稅表全般に互り稅率の改正を爲すものとす、尙昭和七年法律第四號（輸入稅の從量稅率に關する件）及大正十三年法律第二十四號（贅澤品等の輸入稅に關する）は輸入稅率の一般改正に伴ひ之を廢止するものとす

一、貿易統計稅新設 || 本邦國際收支及國際通商關係の現狀に鑑み外國貿易統計を整備改善するの要あると共に外國貿易の振興に關する施設を整備擴充するの要あり之に要する經費に充つる目的を以て本稅を創設し輸出

入貨物に對し大體從價千分ノ一程度の極めて輕率なる課稅を爲さんとするものなり

一、輸出統制稅新設 || 各國通商政策の現狀に鑑み外國貿易の伸展を圖る爲特に必要なる施設に要する經費に充つる目的を以て本稅を創設し輸出品中一部のものに對し大體從價百分の一程度の輕率なる課稅を爲さんとするものなり

輸入稅の改正と復關稅制度 || 右の要領に明かな通り大藏省では稅負擔の均衡と新興産業の保護助長を目的として輸入稅率の改正を行ふこととなつた。我が國の輸入稅率は大正十五年以降一般的改正を行つたことなく、今日では最早や適當ならざるものとなつてゐることは明かであり、此の意味に於て輸入稅の改正は當然のことであるが、その目的は、國內産業の保護助長もさることながら、國防豫算の増大に基く赤字財政の補填にあることは云ふまでもあるまい。

これと關聯して目論まれてゐるのは複關稅制度である。近年各國の貿易政策は協定主義に轉換し、またその關稅政策に於ても一率平等の定率關稅から差別關稅への方向を採るに至つた。各國通商政策の斯かる情勢に鑑み、我が國に於ても今や漸くにして最高最低兩稅率を設定したる複關稅制度を採用せんとするに至つたのである。

— 複關稅制度要綱 —

- 一、各國通商政策の現狀に鑑み複關稅制度を制定し通商條約締結國に對しては條約の廢棄を防止すると共に無條約國に對しては通商條約の締結を促し以て本邦外國貿易の伸展に資すること
- 二、本邦との間に本邦の生産品に對し關稅上最惠國待遇を與ふる條約なき國の生産品にして複關稅法別表に掲ぐるものには關稅定率法別表による輸入稅の外複關稅法別表による轉入稅を課すること
- 三、複關稅法による輸入稅は同法別表に掲ぐる各品目に付き關稅定率法別表による輸入稅の十割程度とする
- 四、通商條約に依らずして本邦生産品に對し最惠國待遇を與ふる地域及關東州の生産品に對し必要あるときは別に勅令を以て最惠國待遇を與ふることとなり得るの途を設くること
- 五、以上の如き主義に従ひ審議せらるゝものは凡そ七百品目（稅目數）に達する見込み

複關稅制度は本來財政的收入を圖るものではなく、その期するところは輸出貿易の擁護伸張にある。即ち此の制度は無條約國に對して特別に重課し、條約締結を促すと共に、條約廢棄國に對しても同様

に重課することに依り自動的に報復の實を擧げ、その脅威に依つて廢棄を未然に防止し得て諸外國の本邦品防遏措置を迅速に解決し得ることとなり、以て我が輸出貿易を擁護することとなるからである。

貿易統計稅と輸出統稅

貿易統計稅 外國貿易統計の整備改善を圖ると共に、貿易の振興施設を充實する目的を以て輸出入貨物に對し從價千分の一程度の課稅を行はんとするものゝ様である。が、これに對しては各方面の反對がある。その代表的なものとしては綿業團體のそれであつて、反對の根據は次の如き諸點にある。即ち、(一)貿易統計の整備改善、振興施設の充實は、凡て國家として必要とするところであつて、一般會計に依り賄ふべき性質のものである、(二)統計稅は輸出入品の全部に對して課せられるものであるが、我が輸入品に對しては現に相當廣範圍の輸入稅を課して居り、また近くその稅率の引上を見んとして居る、従つて統計稅の新設は輸入品に對する負擔の重課となる、而してまた無稅の輸入品は重要産業の原料品であるが、これに課稅するとなれば原價の昂騰を來さぬとも限らない、(三)統計稅の課徵は輸出入貿易申告の不正確を招來する恐れがある、と云ふのである。かうした反對論は他にもあり、また傾聽に値する點もあるが、此の新稅課徵の背景、即ち急激なる軍事豫算の膨脹を見れば、創設の理由は明かとなるのであつて、吾々は赤字補填の網の目が次第に細くなりつゝあることを如實に看

取するのである。

輸出統制税—本税は一部の輸出品—輸出組合に依る統制商品—に對し従價百分の一程度の課税を行はんとするものであるが、これに對しても亦各方面の反對を蒙ることゝなつた。就中綿業團體のそれは稍具體的であるから、その要旨を述べることゝする。即ち、(一)我が國の輸出商品は格安なりと云はれるも、仕向地に於ける高率關稅その事實は解消して居る、(二)支那綿業の勃興著しく、將來これと競争する爲には、新稅の創設に依り輸出品價格の引上を餘儀なからしめるのは當を得たるものではない、(三)綿織物の品種は多種多様であり、また仕向地の關稅率も高低區々である、然るに一率の課税を爲すことは或るものにとつては死命を制する結果となり貿易振興の本旨に反する、と云ふのである。かうした反對論に對し次の如き賛成論もある。即ち、日本商品は事實格安なのであり、その故に各國の關稅障壁は高度化の趨勢にあるのだから、此處で外國の關稅として收納されるところを國家に保留し、國民の福利の爲に利用してはどうか、統制税は統制商品に課するものであり、而も統制手数料は減免すると云ふのだから、その振替とも見られ格別反對するにも及ばぬではないかとの議論である。

然し何れにしろ、輸出統制税は輸出品價格の騰貴をもたらすか、でなければ國內輸出産業—従つて

その中に働く者の負擔を増す恐れがあるので、此の意味に於ては歓迎すべきものではない。にも拘らずその賦課を必要とする所以は前記統計税の場合に於けると同様、財政收入の増大を企圖せんとするにあるのだ。

(備考) 尙ほ輸出入補償の問題もあるが別の機會に譲ることゝした。

二、貿易と実績と見透

右に於て國策としての我が貿易政策が如何に具體化せられんとしつゝあるかを概略ながら見て來たつもりである。ではかうした國策に基く我が對外貿易は如何に進展するであらうか。第三四半期の貿易を分析すると共に、その前途に就て考察して見たい。

(A) 第三四半期貿易の實體

第三四半期の對外貿易(内地)は輸出六億九千六百萬圓(對前年同期七%四増)、輸入五億八千四百萬圓(一八%四増)で、差引一億一千一百萬と前年同期に比し四千二百萬圓の出超減退を示してゐる。此の結果一月以降九月末に至る輸出入額は、輸出に於ては十九億一千四百萬圓と前年同期に比し九千二百萬圓、五%一の増加に止り、他方輸入に於ては二十億七千四百萬圓と、前年同期に較べ二億三千六

第四部 各經濟部面の分析と見透

(一) 四半期別内地外國貿易(千圓)

輸出入	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
輸出	二九三,四八〇	二八三,九八〇	三二一,八七一	二七五,七〇三	一,一四六,九八一	一,一四九,九三三
輸入	二五二,七三三	二九八,〇〇四	三六八,三二八	四七三,〇三二	一,八六一,〇四六	二,一七一,九三五
年計	四四〇,七四七	四八二,九八四	六九〇,一四九	七四八,七三五	三,二九三,〇二九	三,三四一,八六八

百萬圓、一二%九の増大となつた。従つて同期間に於ける入超は一億五千九百萬圓と、上半期の入超を可なり減じはしたが、昨年同期の入超一千六百萬圓に比較すれば、尙ほ一億四千三百萬圓の増大だ。

次にこれを商品別の異同に就て見るに、

輸出入	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
輸出	三三〇,三五〇	三六〇,四〇二	二七四,八九六	二七〇,〇三三	一,二三五,七三三	一,二四七,三三六
輸入	四一〇,七七一	四〇五,七三八	二七二,二八八	三三三,六四一	一,四三三,四六一	一,四三三,四六一
年計	七四一,〇二七	七六六,一四〇	五四六,一八四	六〇三,六七四	二,六八九,一八四	二,六八〇,一八四

輸出に於ては全製品の増加著しく、第三四半期に於ては前年同期に比較して三千一百万圓、八%五の増大となつてゐる。人絹織物の四百萬圓、一五%五増を始め、其の他

所謂雑品の増加が顯著であつたのに依る。他方減じたるものとしては綿織物の一百万圓、一五%五が注目される。云ふ迄もなく各地に於ける防遏の結果である。原料用製品も依然増加してゐるが、生絲は却つて減少した。原料品の増大は主として木材の増加に負ふところであり、食料品は小麦粉、精糖等の減少もあつたが、罐頭詰食料品の増加で微増を示してゐる。

(二) 第三四半期輸出入商品類別

類別	第三四半期			一月一九月		
	十一年	對前年増減	同割合	十一年	對前年増減	同割合
(輸出)	千円	千円	%	千円	千円	%
食料品	54,673	(+) 1,209	(+) 2.3	143,404	(-) 14	(-) 1
罐詰食料品	25,805	(+) 3,796	(+) 17.3	52,835	(+) 8,845	(+) 20.1
原料用製品	34,319	(+) 5,472	(+) 19.0	89,416	(+) 10,684	(+) 13.6
植物性脂肪油	180,286	(+) 6,214	(+) 3.6	498,410	(+) 32,570	(+) 7.0
生絲	9,679	(+) 1,241	(+) 14.7	34,815	(+) 10,977	(+) 46.1
全製品	106,212	(-) 133	(-) 0.1	255,648	(-) 9,058	(-) 3.4
綿織物	408,503	(+) 31,845	(+) 8.5	1,125,816	(+) 42,868	(+) 4.0
人絹織物	120,143	(-) 1,834	(-) 1.5	349,560	(-) 28,861	(-) 7.6
機械及同部分	35,945	(+) 4,819	(+) 15.5	108,076	(+) 11,554	(+) 12.0
全計	22,502	(+) 1,028	(+) 4.8	55,816	(+) 9,409	(+) 20.3
(輸入)	696,157	(+) 48,032	(+) 7.4	1,914,165	(+) 92,611	(+) 5.1
食料品	38,766	(+) 3,025	(+) 8.5	172,468	(+) 36,203	(+) 26.6
原料用製品	235,739	(+) 51,026	(+) 18.0	1,317,288	(+) 203,578	(+) 18.3
油及重油	29,757	(-) 941	(-) 3.1	95,986	(+) 15,917	(+) 19.9
生ゴム	17,806	(+) 6,804	(+) 61.8	48,460	(+) 10,583	(+) 27.9
實綿及繰綿	174,980	(+) 53,590	(+) 44.2	627,471	(+) 81,191	(+) 14.9
羊毛	11,607	(-) 20,256	(-) 63.6	178,079	(+) 51,041	(+) 39.9
原料用製品	132,857	(+) 32,384	(+) 32.2	341,106	(+) 18,880	(-) 5.3
製紙用パルプ	17,756	(+) 7,353	(+) 70.7	48,164	(+) 5,371	(+) 12.6
鉄	11,465	(+) 852	(+) 8.0	32,976	(+) 723	(+) 2.2
其ノ他ノ鐵	45,571	(+) 10,611	(+) 30.4	100,933	(-) 35,955	(-) 26.3
鉛(塊及錠)	6,845	(+) 2,111	(+) 44.6	19,311	(+) 5,659	(+) 41.5
全製品	72,506	(+) 3,934	(+) 5.7	227,630	(+) 11,826	(+) 5.5
全計	584,202	(+) 90,647	(+) 18.4	2,074,024	(+) 236,230	(+) 12.9

他方、輸入に於ては原料品、原料用製品の増加が壓倒的である。原料品は對前年同期五千一百万圓の増加となつてゐるが、これは主として實綿及繰綿の輸入増に依る。實綿及繰綿は五千三百萬圓、四%二を増したが、昨年同期には買控えが行はれたから、激増を見たかに思はれ

第三節 貿易國策の動向と貿易不安の實相

るが、一月以降に就て見れば八千一百萬圓、一四%九の増加となる。昨年の輸入手控えで本年の輸入は増加することは一般に見越されてゐたことだから、これ位の増大は止むを得まい。羊毛の減退は濠毛防遏の影響であらう。原料用製品では「其の他の鐵」の一千萬圓、三〇%四増が注目される。其の他工業用原材料品の増加著しく全計に於ては九千萬圓、一八%四の増加となつたのだ。

以上に依つて明かなことは次の點であらう。即ち、各國に於ける防遏措置の激化に依り輸出は漸次その伸度を鈍らせて來た。然るにその一方に於て我が國の輸入は、重工業の發展に基く原材料品需要の旺盛なる故に愈々増大しつゝあり、その限り貿易尻に於ては悪化を免れないと云ふことである。

(B) 貿易は何うなる

第三四半期の我が對外貿易は右の通りであつた。が、さて我が國の貿易は此の先何うなるであらうか。勿論、必ずしも樂觀的ではないことは明だ。然し年内は世上一般に騒がれてゐる程は不安視する必要もあるまい。差し當り本年は如何なる結果となるであらうかと云ふに、十二月上旬までの実績では、内地の入超は一億一千九百萬圓で、帝國全體に就て見れば一億三千九百萬圓の入超となつてゐるから、假りに中旬以降を昨年並と見れば本年の入超は、内地では一億三千六百萬圓となり、帝國全土に就て見れば一億六千六百萬圓となる。昨年は下半期に於て輸出の躍進を見た年であるから本年の實

績を昨年と比較すれば、無論見劣りのするものであるが、これ位の入超であれば遽に兎や角云ふ程のことはない。

問題はこうした入超増大の傾向が、將來どうなるかである。差當り十二年度に就て若干の豫想を試みるに、十二年中に於ける生絲の輸出金額は略ぼ十一年並に運ぶものとしても、綿織物、人絹織物等に對しては各國に於ける排斥の激化しつゝある折柄果してこれ以上の伸張を期待し得るかどうか、また雜品類にしても、防遏の網の目が愈々細かくなりつゝあるのだから、躍増は到底望み得べくもない。他方に於て輸入貿易の趨勢を見るにこれは増加を豫想されるものが少くない。先づ第一は羊毛だ。對濠通商擁護法發動に基く濠毛防遏の結果、手當が後れてゐるために十二年度に於ては放任すれば激増を告げるとならう。而もこれにも増して激増を見越されるのは軍事豫算の膨脹に基く原料及び器材のそれであらう。

勿論十一年には棉花を初めとする原料品の輸入が既に一般的に多く行はれて居り、それ等商品の在荷も概して増加して居る狀況であるから、それに比べて十二年の輸入が果してどれ位殖えるか、之はさう大して心配する程のこともないかも知れぬ。また十一年に原料品の輸入が多かつたことは、聽て十二年の製品輸出がさう悲觀するの要なきことを示すものでもある。されば十一年の入超増大を見て

直ちに、十二年の貿易をも續いて悲觀せんとする世論には與しない。

だがそれにしても心配なのは十二年度より三割以上の増加を豫想されて居る軍事費の使ひ方如何である。若し輸入を増大させても之を使ひ盡さねば止まぬと云ふことであるならば、十二年の入超は當然相當の増大を免れ難いわけだ。假に直接の軍事用品だけは、極力國內の生産で間に合せる方法を講じたとしても、其の軍事用品生産の爲めの資本財及び生活品輸入が増す處は依然として残る。だから何れにしても、現状の儘で進めば、十二年の貿易は相當の困難に逢着する可能性あるものと見る外なし。

その結果此處に豫想せられるのは輸出の奨励—輸出工業の保護助長—であり、輸入品代用工業の育成である。今後はかうした方面に政府の積極的政策が講ぜられるものと思はれる。然もこれでもバランスが悪化することにもなれば、一層激烈な統制經濟が布かれる事とならう。但しこれらの事は今後の國內及び國際情勢の變化によつて著しく遅速が起り、今より輕々なる豫想は許されない。

第四節 膨脹傾向顯著な産業界

二・二六事件の突發を契機として再發展に轉じた我が産業界は第三四半期から第四四半期へかけて膨脹傾向は愈々明かに現はれて來た。即ち後にも詳細に述べるが如く、事業會社の拂込徴收増資計畫は驚くべき増加を示した。尤も他方に於ては明年度の大増稅案の産業界へ與ふる影響が懸念され、また法を中心とする金本位ブロックの崩壞によつて、その打撃も心配せられたが、併し前者の影響は二三の事業を除いては大した打撃にはならぬ見込であり、後者の影響はその後の経過が示してゐる通り殆んど壓迫は蒙むつてはをらない。

産業界膨脹の中心は言ふまでもなく軍需産業に關係する重工業及び化學工業である。尤も從來不振を續けてゐた平和産業—例へば紡績、人絹、肥料、洋灰—の如きも幾分見直されて來たことは注目に値する程度であるが、併しその現象は未だ微溫的である。軍需工業の膨脹が我産業の指導的地位を占めてゐることに變りはない。以下この産業界の動向を稍や詳細に検討して見ることにする。

一、旺盛な株式拂込

産業界の膨脹傾向を内容的に最も強く反映してゐるのは株式の拂込の旺盛さである。

(A) 劃期的拂込増

尤も此の拂込増加の傾向は勿論昨今に始つたものではなく、既に二月事件以來顯著となりつゝあつたのであるが、併し最近の殖え方は殊に際立つてゐる。日本勸業銀行の調査に従へば、本年十月一ヶ月だけで株式拂込額は一億四千一百萬圓を算する有様だ。十一月、十二月に於ける拂込豫算額は流石に七千四百萬圓及び三千四百萬圓と漸減の傾向にあるが、これを含めた第四四半期の合計は二億四千九百萬圓を數へることになる。七—九月の累計に於ても二億二千萬圓を算し、四—六月累計及び昨年同期に較べ殆んど倍に激増してゐる。處が第四四半期に於ては第三四半期より更に二千九百萬圓超過する譯であり、昨年第四四半期の二倍以上に當つてゐる。四半期間の金額としては、正に劃期的數字である。而も右の本年十一月、十二月分が暫定數字であつて尙ほ未採録の拂込が相當あると考へられる。これを加へるならば本年第四四半期の確定數字はもつと大きくなる筈だ。

第三四半期から第四四半期にかけて、以上の如く株式拂込金が激増したに就ては、勿論一時的な種々

(一) 株式拂込金調 (千円)	
未拂込徴収	増資 新設共計
十年一—三月 五、〇三二	一四、一八三
四—六月 三、五三三	五、八〇〇
七—九月 三、〇四一	四、四五七
十—三月 七、五五四	八、六九四
計 二〇六、一〇九	一三二、一四三
十年一—三月 五、九九八	五、八四〇
四—六月 九、二九八	一六、七七五
七—九月 五、九七六	一〇、〇〇〇
十—三月 一七、三〇七	一六、一五一
計 三三、四八一	三六、七六〇

(備考) 勸銀調による。合計には新設による拂込額を含む。十一年十一月十二月累計中十一月、十二月の分は暫定數字による。

の理由が擧げられる。先づ考へられるのは、株式市場が四月以降十月末まで大體好調の一途を辿りつゝあつたことだ。これが爲め、從來計畫されつゝもその機會を得なかつた未拂込徴収乃至増資が、急激に實現を見るに至つたのである。十月に於ける株式拂込は既にその大半は七、八月の頃に決定されたものと考へられるが、當時は恰も株式市況好轉が、夏枯季に拘らず略々確實視された時期であつた。このことを思へば、十月の株式拂込激増が株式市場好轉に刺戟された跡は充分窺へやう。

第二に注目せられるのは、増配遠慮の空氣である。五、六年頃の不況に懲りて、再禁止以後の好況に際しても各事業會社は概ね社内保留に努め、過高の配當は控えて來たこと周知の通りだが、殊に二月事件以來、かうした空氣は濃厚となつてゐる。そして之が對策として採られたのが、増資、拂込徴収等による株主優遇策である。この拂込資本の増大はまた、増稅案實施に際して、その負擔を軽減する効果をも兼ねてゐる。

(B) 擴張資金の需要

以上の二理由に關する限り、今次の株式拂込の旺盛さは、確かに一時的のものであつて、その永續性には疑問を抱かざるを得ない。併し乍ら、最近の株式拂込には單にかうした理由のみで説明し切れぬものが含まれてゐる。先づ考慮を要するのは、拂込資金の用途である。前述の如く、最近のそれが株式市場の好轉を契機とするものであるにしても、その根柢には之を必要とする別個の理由がなければならぬ。そこでいま、此の株式拂込の目的別内容を明かにすると、第二表の如くなる。同表は我社で集計したものであつてその調査範圍は勸銀のそれと同一でない。また、發表される拂込金の用途が必ずしも明確でない爲め、内譯は幾分杜撰なものたるを免れぬ。併し乍ら、大體の傾向は勿論これによつて充分明かにされ得ると思ふ。

而して此の數字の示す處に従へば、株式拂込の増加を決定的ならしめてゐるのは、擴張工事資金の需要である。その本年中の累計は二億四千八百萬圓（全拂込額五億一千八百萬圓の四八%）と九、十兩年の二倍以上に上つてゐる。それと並行して借金返済に向けられた分も七千三百萬圓と、九年から見ると殖えてはゐるが、その増加は尙ほ二千三百萬圓に止り、九年の借金返済額に比較すれば却つて二千四百萬圓からの減少だ。

(二) 目的別株式拂込金調(單位千圓)

	擴張	借金返済	一部擴張一部借金返済	手許資金	子會社投資	不明	新設
昭和7年第14半期	4,600	—	—	8,250	—	3,788	2,500
同 第24半期	3,836	9,458	—	875	—	2,520	2,500
同 第34半期	29,388	—	—	900	—	40	1,700
同 第44半期	2,000	5,382	—	—	—	3,237	3,900
年 計	39,825	14,840	—	10,025	—	9,586	10,600
昭和8年第14半期	13,662	4,625	—	—	—	2,000	16,612
同 第24半期	48,055	10,542	—	2,200	—	3,250	10,000
同 第34半期	37,100	7,765	5,000	1,050	15,750	35,942	17,500
同 第44半期	42,680	6,188	2,015	550	37,216	9,950	15,705
年 計	141,498	29,121	7,015	3,800	52,966	51,142	57,817
昭和9年第14半期	23,994	10,750	—	—	9,485	—	3,750
同 第24半期	15,945	41,793	—	—	6,075	10,887	27,175
同 第34半期	37,940	34,875	2,822	—	20,742	3,925	14,750
同 第44半期	44,075	10,214	18,404	3,000	36,000	20,625	6,250
年 計	121,956	97,633	21,226	3,000	72,302	35,437	51,925
昭和10年第14半期	17,496	4,893	—	6,361	5,000	7,081	20,375
同 第24半期	13,262	4,467	21,423	1,361	—	17,350	15,125
同 第34半期	29,475	8,220	—	2,735	30,896	5,200	9,750
同 第44半期	54,218	32,491	—	2,250	—	4,700	5,520
年 計	114,451	50,072	21,423	12,707	35,896	34,332	50,770
昭和11年第14半期	40,890	9,659	788	3,000	—	13,700	8,600
同 第24半期	71,944	6,708	4,850	—	500	9,603	5,000
同 第34半期	66,312	24,125	7,979	—	—	31,029	23,875
同 第44半期	68,430	32,500	6,113	1,150	13,225	67,882	—
年 計	247,576	72,992	19,730	4,150	13,725	122,214	37,475

(備考) 東洋經濟新報社調。

尤も本年第二四半期を境として、擴張の爲めの拂込は頭を打ち、之に對して借金返済を目的とする拂込が急増しつゝある。こゝに、未拂込徴收乃至増資を以て株主に酬ひんとする動きが看取される譯だが、而も尙ほ第四四半期に於ける擴張の爲めの拂込は六千八百萬圓を超える盛

(三) 事業別株式拂込金調 (千円)

	運輸	鑛業	電燈 電力	纖維 工業	化學 工業	金屬 工業	機械 造船	其他
昭和九年								
擴張	9,005	5,500	7,366	26,073	29,325	10,105	17,294	19,250
借金返濟	13,270	3,500	46,332	2,455	14,282	3,750	2,000	5,653
新設	3,000	8,162	3,750	1,500	18,850	3,250	2,500	10,912
不明	850	—	5,197	375	22,725	3,000	—	3,290
其他	36,000	6,075	20,684	3,389	1,087	—	9,749	22,542
合計	62,125	23,327	83,330	33,792	88,970	20,105	31,543	61,647
昭和十年								
擴張	40,912	—	7,275	11,934	33,893	—	16,612	9,687
借金返濟	5,200	4,040	35,333	993	2,520	—	1,800	175
新設	8,500	2,500	3,750	—	15,000	2,500	2,750	10,770
不明	1,625	—	3,207	1,625	915	700	7,249	15,850
其他	600	—	—	6,500	135	1,250	3,236	54,732
合計	56,838	6,550	49,567	21,052	52,463	4,450	32,648	91,215
昭和十一年								
擴張	5,000	8,500	73,385	18,850	24,515	3,303	37,513	79,110
借金返濟	534	—	67,000	—	8,520	—	6,250	688
新設	500	3,500	11,000	3,000	3,125	5,000	—	11,350
不明	45,603	5,000	19,459	13,035	8,045	5,620	10,563	14,574
其他	7,925	650	3,113	—	5,788	2,500	4,979	12,050
合計	59,562	17,650	173,957	35,200	49,993	16,423	59,305	117,772

況だ。のみならず、注意を要するのは、理由不明の株式拂込が極めて多額に上つてゐる點である。第二四半期には非常に少かつたが、第三四半期、就中第四四半期には殊に多かつた。そのうち何れだけが擴張資金であるかは問題だが、これを考慮すれば、擴張の爲めにする拂込は第三及び第四四半期に於て更に多額に上つてゐること云ふまでもない。

以上は、各事業全般に就て見た株式拂込の推移であるが、勿論總ての事業に亘つてかゝる傾向が現はれてゐる譯ではない。試みに第二表に掲

げた株式拂込を更に事業別に年計して示すと第三表の如くなる。

即ち擴張の爲の拂込が特に殖えたのは電燈電力と機械造船の二事業であり前者の十一年中累計は七千三百萬圓、後者のそれは三千八百萬圓だ。これを九、十兩年の七百萬圓及び千七百萬圓に比較すると、全く素晴らしい増加と云はねばならぬ。殊に電燈電力の如きは一舉十倍へ増大してゐる。之に對して纖維工業、鑛業、運輸業等は寧ろ減少の傾きを呈し、化學工業また人絹、人織設備の一段落に伴つて減退を示しつつある。更に注目を要するのは擴張の「其他」が七千九百萬圓に上つてゐることである。「其他」の中には醸造、食料品、窯業、製紙を始め種々な事業を含んでゐるが、それ等の雜工業の擴張が激増してゐると言ふことは、これまた我が産業の最近の大きな特徴と見てよい。

(c) 擴張計畫續行せん

かゝる各事業に現はれた擴張拂込の旺盛は今後も當然持續され急に減るとは豫想されない。此の場合考慮を要するのは、最近略々編成を終へた十二年度豫算案が三十億四千萬圓を算してゐることだ。就中軍事費(陸海軍兩省歳出豫算合計)は本年度實行豫算より三億四千萬圓増の十四億に上つてゐるが、その大部分は軍需品の購買力となつて現はれて来る。現在殆んど能力一杯に運轉してゐる機械工作乃至造船會社は、この軍需品需要増に應ずる爲めには、當然その工場設備の擴張に迫られる。早く

もそれを豫想して今春來此の種事業會社には擴張相次ぎ、それが第三表に見る如き擴張拂込の著増を來してゐるのであるが、勿論今日迄の擴張だけで充分だとは考へられぬ。既に明春増資又は未拂込徴收を行ふに決定した會社に芝浦製作、東京電氣、日本電工、新潟鐵工等があるが、更に石川島造船、日立製作、古河電工等にも近く増資實現が豫想されてゐる。何れも設備擴張の資金を得る爲めである。急激ではなくともまだかうした動きはこれからも相當期間持續されるほかあるまい。

電燈電力事業も、矢張り同様の事情にあると見てよい。逓信省電氣局調査による十二月初の工事中水力發電所は四十八地點、七十四萬三千八百八十キロに上る有様だ。キロ三百圓の建設費として二億二、三千萬圓は必要である。このうち何程が調達済みとなつてゐるか判らぬけれども、今後此の方にも引き續き相當の拂込資金を要することは明白であらう。而して今日の情勢よりすれば、その資金を社債よりも株式拂込により多く求めるものと見られる。

電燈電力、機械造船等の事業が斯る情勢にある一方、運輸業、鑛業、纖維工業、化學工業等に於ける株式拂込も亦今後著しく減少することは考へられない。素よりその見透しは困難であるし、部分的には寧ろ擴張一段落と見られるものもあるが、概括的にはかう云つて大過ない。

二、カルテル活動の進展

かく産業界の膨脹は軍需工業を中心として起きてゐるので、カルテル活動もその方面には積極的に需要を増加さす方面に動いた。その最もよき例は石炭の増送である。それに反して平和産業に屬する事業に於いては需給のバランスを如何につけるかと言ふことが、依然として中心對策であつた。紡績も人絹もその立場で操短は据置かれたが、洋灰は未曾有の高率限産となり、肥料も統制が更に強化された。次にこの三事業に就いて簡単に觸れてをく。

(A) 石炭聯合會送炭増加

石炭は本年二、三月には十萬噸の臨時的増送を行ひ、續いて四月から九月までの上半期送炭高を豫定より五十七萬六千噸程追加増送した。更に下期(十月—十二年三月)の送炭調節高を千五百五十七萬噸と豫定してゐたが、需要が依然旺盛なため石炭聯合會ではまた一十七萬噸の追加増送を行ふことに決定した。而して今日に於ては、既に減産率は撤廢され能力一杯の採炭をしてゐる會社が多い。それどころか、今後も需要は益々増加すること必定なので各社とも増産計畫を進め、中には増産に着手した會社もある。

石炭の統制が強固でない時代には、かやうな増産傾向にあれば、當然炭價も暴騰するのが常則であるが、併し今日では石炭聯合會と昭和石炭によつて完全に近い程の統制が行はれてゐるので、炭價の暴落も起きない代りに暴騰も抑えられてゐる。言ふまでもなく石炭は諸産業の基礎原料であるので炭價の騰貴はコストの昂騰を招き社會問題となる爲め、當業者が自制的に價格の暴騰を抑えてゐるのである。勿論現在の炭價で會社は充分儲つてゐる。強て炭價を引上げる必要もない。この限りカルテルの強化で事業が有利に保護されてゐると言つてよい。

尙ほ興味あるのは石炭需要の旺盛な原因である。いま昭和石炭の本年下半期の産業別需要豫想に依ると十年同期の實績に比し總計で百五十八萬九千噸（一八%八五）増のうち化學工業五十五萬九千噸（二三%八七）増、重工業三十二萬三千噸（一〇%一五）の増が最も大きい。即ち軍需工業を中心とする重工業及化學工業部間に最も需要が多い。こゝにも明かに我國産業膨脹の方面を指示してゐる。

(B) 洋灰聯合會空前の燥短率發表

限産率の最も激しく強化されたものは洋灰である。洋灰の生産制限率は三ヶ月毎に更改されるが、九月以降十一月は秋季需要期たるに拘らず五割九分五厘と一分の擴張を見た。これは空前な最高限産率であるが、更に十二月から十二年二月に至る限産率は前回より一舉に三分五厘擴張されて六割三分

と決定した。尙ほ小野田社以下のアウトサイダーに對しても同率の擴張が行はれる筈であるが、いづれにしても、此の六割三分と云ふ限産率は未曾有の高率であるのみならず、他産業にも見ざる高率である。これは既設會社の設備擴張、新設會社の簇生による生産餘力の増大にもよるが、他方肝腎の需要が不振であるからでもある。

右の生産制限擴張の外、根本的對策として愈よ十一月十八日の重要産業統制委員會に於て、セメント業に對する許可制實施の件が確定し、次いで廿一日にはセメント製造業許可規則が公布され、即日實施された。

右の許可規則に依ればセメント會社の新設、擴張は商工大臣の許可を受けなければならぬ（第一條、第二條）。而して此の新設、擴張が斯業の發達を阻害すると認められる時は、商工大臣はこれの許可を行はなくとも差支へないことゝなつてゐる（第三條）。そこで問題は、新設會社が現在合計十二社に及んでをりまた既設會社にも幾多の計畫があるが果して之等が悉く許可せられるかどうかである。許可規則の附則に依れば、『第一條又は第二條の規定に依り商工大臣の許可を受くべき者にして本則施行の際現に工事施行中のものは、本則施行の日より三週間内にその工事の進捗の程度を商工大臣に届出づべし』と規定されてゐる。之に依つて推測するに商工當局の方針としては新設、擴張許可の限界を工

事の進捗状況に置いてゐるかに見える。即ち、既に着手して居れば許可するが、未着工のものは却下する方針に出るのではあるまいか。

斯様な新設、擴張抑制の效果は大きい。十一月一日の標準値段の六錢五厘引下ることになつたのも許可制に對する期待があればこそであつたが、兎も角、この統制強化によつて洋灰界も安定に向ふものと見られる。

(c) 重要肥料業統制法と斯業のカルテル化

重要肥料業統制法の施行期日は十一月十五日である。本法に準據する組合の結成及統制委員會等の重要問題が残されてゐるが、十二月一日に石灰窒素肥料業製造業組合の創立總會(理事長近藤鏡次氏)が開かれ、また、硫酸肥料製造業組合の創立總會は十一月十五日に、(理事長に森轟昶氏)續いて過燐酸肥料業製造業組合も十二月十七日に總立總會が開かれ(理事長石川一郎氏)設立認可を申請することに決定し、三組合とも愈々活動を開始する運になつた。

元來本統制法の主旨は前輯に於いても述べてをいた通り、本法に準據して設立された各肥料製造業組合(従來は硫酸には硫酸配給組合、石灰窒素には全國石灰窒素共販組合、過燐酸には燐酸肥料工業組合と懇和會あり)をして先づ自治的に統制を行はしめ、政府が之を嚴重に監督するにある。而して

各組合の行ふ業務の内、生産(殊に總數量及割當)と販賣價格の決定が最も重要であるが、組合は其の實施前必ず政府の承認(統制委員會の答申による)を得なければならぬ所に、本法運用の重大性が伏在する譯だ。政府は生産數量の決定に就ては精密なる需給推算を基礎とし需要に支障ない範圍に於て、また販賣價格に就ては肥料の生産費、農村事情竝一般經濟事情を參酌して、夫々組合の申請を認め一面に於て肥料製造業の合理的發達を促し、他は以て消費者たる農村の利益を保護する立前を採る方針である。之が豫期の通り行く限り、生産消費兩方面に毫も苦情は起らぬ譯で、本法の目的は充分達成せられることになる。現在とすれば、そうした事態の實現如何を業界が最も問題にしてゐるのだが、尠なくとも、アウトサイダーの存在(殊に硫酸、過燐酸に於て)の消滅することだけでも業界の安定に役立つであらう。更に年初以來低落に見舞はれてゐた各肥料相場が(就中硫酸に於て著しい)こゝで一應の目標を定め得る時期に到達し得たことは、生産會社にとつて却つて業態の前途への見据がつくと言へる。

三、増税の影響

最後に増税の事業界に與ふる影響について觸れてをきたい。勿論増税の實際の影響は來年を待つて

見ないとハッキリしない。併し乍ら、こゝには豫想される限りに於てその影響を見るに大した打撃は蒙むるとは考へられない。事實いま我社調査の事業會社の成績から推しても、打撃は輕微である。此

(五) 十年下期主要事業會社成績表(千圓)

期末株主資本	五、八六、一七三
内 拂込資本	四、二七、一六
内 諸積立金	一、三五、九七〇
収入	一、八七、七〇三
支出	一、四九、六二七
差引	三三、〇八六
資産	一〇六、七五七
再差引純益	二七、三九
同上對拂込資本利益率	二、三〇九
平均株主配當率	八、〇六

(備考) 三十五事業、一六八社の綜合成績。

次に考へて見やう。先づ所得税であるが、これは普通所得税に於て現在の年二千七百六十三萬圓が増税後は五千五百二十七萬圓に殖へ、更に超過所得の限界引き下げの爲に新に超過所得税が千百十九萬圓かゝつて来る。合計現在の本税二千七百六十三萬圓が六千六百四十六萬圓に増し、附加税率(現在の本税の五割を三割に引下げられると見て)の輕減を見込んで結局所得税總額では四千四百四十五萬

の調査範圍は主要三十五事業、社數百六十八社に限られてゐるし、銀行、信託、信險等の事業は全然入れられてゐない。此等の點は考慮する必要があるが、いまその十年下期の綜合成績を要約すると第五表の如くなる。

それによると拂込資本に對する利益率(但し償却金控除後)は一割二分九厘、平均配當率は八分六厘であつた。利益率と配當率との間には四分三厘の餘裕を残してゐるわけだ。増税案實施後此の利益率が何れ位低下するかを

圓から八千六百三十四萬圓に、約四千四百八十九萬圓を増徴される。營業收益税は四千八百八十五萬圓から五千八十四萬圓に、僅か百九十九萬圓の増加に止るが、此のほか新に財産税(法人にあつては拂込資本及諸積立金の千分の一・五)が年八百八十四萬圓、賣上税(但し賣上高を純益金の十倍と假定)五百五十三萬圓が課せられる。此等を集計すれば、十年下期成績を基礎にした現在の税負擔は増税案の實施で六千三百三十萬圓を加へる勘定になる。詰り、増税實施後も收益金に變りがないとすれば、事業會社は利益金の約一割一分を増税によつて失ひ、拂込資本に對する利益率は約一割四厘を低下して一割一分五厘となる。決して輕い負擔とは云へぬが、併し尙ほ配當率八分六厘との間には二分九厘の開きを剩してゐる。資産償却を控除して依然これだけの餘裕があるのだから、八分六厘の配當は持續出来る譯だ。これと言ふのも、金再禁止後各事業會社が儲かつて、五、六年頃の不況に懲りて、内容の充實に努めてをるからである。而も、増税後に於ても産業界は順調を續け、事業利潤は殖える見込みであり、増税による壓迫も更に輕減されると思ふ。尤も以上は一般的な平均的な見方であつて、資本金や利益金の相違にもよつて差違があり、また個々の事業に就いて見ると中には相當大きな打撃を蒙るものもある。例へば麥酒會社、百貨店の如きはその適例で就中麥酒會社の如きは減配を免かれまい。併しこれは例外的であつて、概括的に言へば増税の事業界に與ふる影響は大したものではな

と云へる。

四、今後の見透

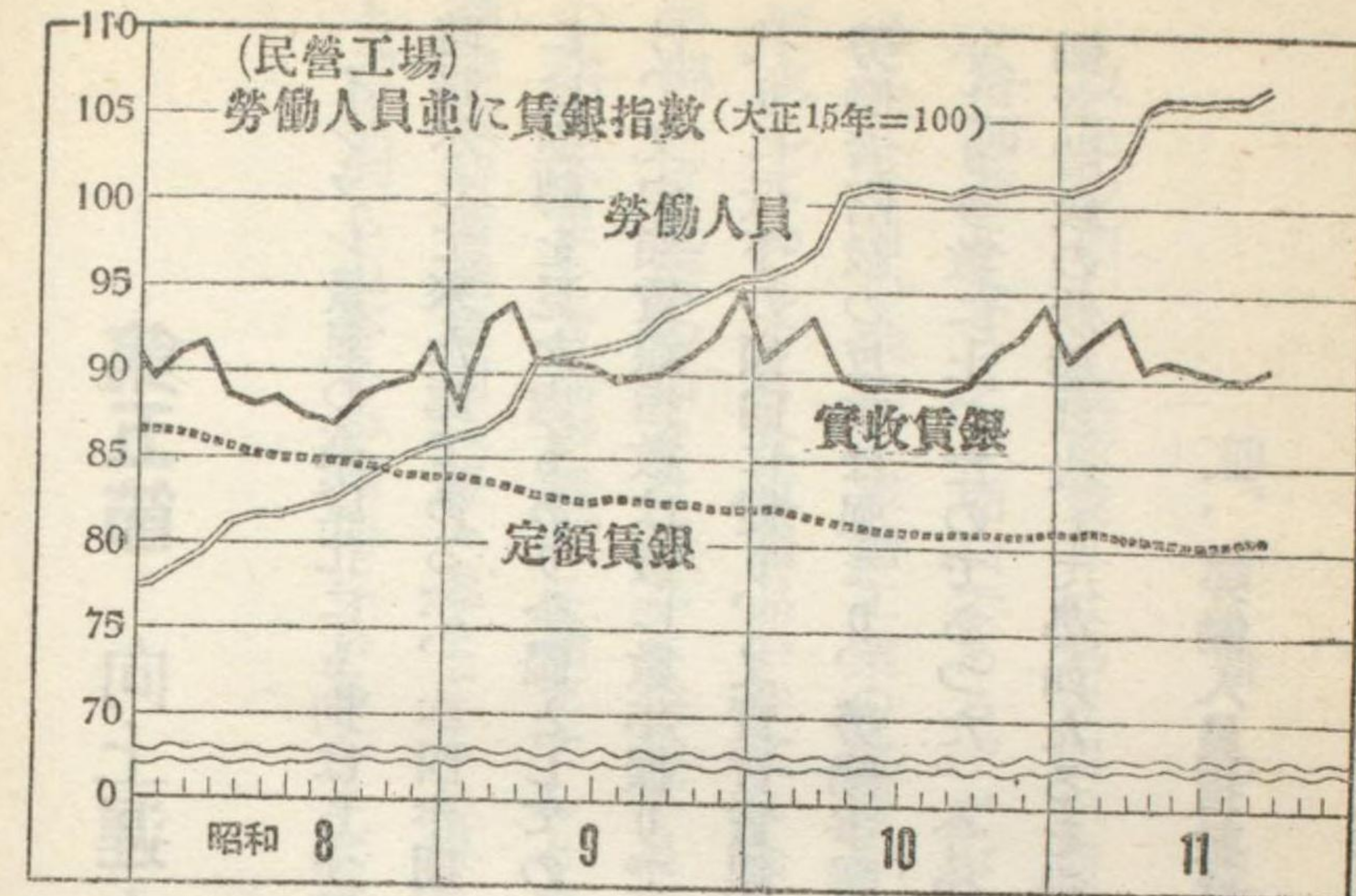
以上の如く、我産業界は第三四半期以來、軍需産業を中心に益々膨脹して來たが、この傾向は今後一層顯著になること明白である。だが問題はこれまでのやうに今後も比較的に順調に運ぶかどうかである。今日の我國の軍需工業の設備を以てしては今後の擴張を考慮に容れても十二年度の軍事豫算が要求してゐるやうな軍需品の注文に急には間に合ひかねる懸念が充分にある。事實、既に軍需品の原料例へば銑鐵の如きは明かに供給不足の現象を呈し、そのため鐵鋼品は暴騰を示すに至つた。これ等の供給不足を當局が無理に補充せんとすれば、そこに軍需工業は勿論、各方面に統制は強化され、所謂準戰時産業體制に益々進まざるを得ない。果してかゝる状態が強まるかどうかは今後の實際を見ぬと勿論判らぬがその傾向にあることだけは留意してをく必要がある。

第五節 向上遅々の労働者状態と労働爭議の激増

インフレ景氣の高度化にも拘はらず労働者階級の受ける利益がそれほど大で無い事は既輯に於て時暗示して來た處であるが、本四半期に於ける労働状態は部分的には改善された處もあるが、部分的には逆轉を見た處もあり全體としての傾向は従前と全く變らなかつた。即ち労働人員指數は増加を続け、又定額賃銀指數は實に數年振りで上昇の氣配がみへ出したのだが、これに對して實收賃銀は入れ代りに低下の傾向に變り、又實質賃銀は物價高によつて相當に引下げられたのであつた。こゝに於て労働者階級の反抗は強まり、労働爭議は規模としてこそいづれも小規模であつても、件數に於ては前年より多數に上つたのであつた。今後稅制改革の影響によつて物價續騰が豫想される事を思ふと、労働者階級の状態は決して晏如たるを得るものでない。以下やゝ詳しくこの事實の分析を試みよう。

一、労働人員指數は上昇持續

例によつて吾々は日銀の労働統計を通じて労働状態の動向——同時にそれは日本の産業界の様相を



示すものだが——を檢討して見よう。

(A) 男工指數の上昇顯著

先づ勞働人員指數は、前四半期とは異りその増加率に於て少からぬ上昇振りを見せてゐる。前輯本欄に於て吾々は、就業者の増加が依然續いて居ることを示すと同時に、前年同期に對する増加率が昭和九年平均の對八年平均増加率一二%九を頂點として漸減傾向にある事を示して置いた。然るに最近は本年五月の對前年同期増加率四%九を底として僅か乍ら六、七、八、九月と増勢に移つたのであつた。即ち第一表にも見られる如く、大正十五年一一〇〇とする指數で計れば、本年九月は一〇七・一で對前年同月に比し六%の増加、對前月〇%八の増加を示す許りか、近年に於ける最高を示し、勞働者の就業者は依然續いて居ることを示して居る。

然もこれは男女別指數の何れに於ても共通の現象と云はれ

(1) 民營工場勞働人員指數 (大正15年=100) (日銀調)

昭和	總指數	對前年 増減率 %	男	對前年 増減率 %	女	對前年 増減率 %
7年平均	74.7	(+) 0.4	79.0	(-) 2.5	70.6	(+) 3.8
8年平均	81.9	(+) 9.6	87.0	(+) 10.1	76.8	(+) 8.8
9年平均	91.3	(+) 12.9	98.4	(+) 13.1	84.3	(+) 9.8
10年平均	99.9	(+) 9.4	108.6	(+) 10.4	91.4	(+) 8.4
11年 1月	100.8	(+) 5.2	112.2	(+) 8.0	89.6	(+) 1.8
2月	101.4	(+) 5.1	113.0	(+) 8.0	90.1	(+) 1.6
3月	102.5	(+) 5.1	114.3	(+) 8.2	90.9	(+) 1.5
4月	105.7	(+) 5.0	115.9	(+) 7.9	95.7	(+) 1.7
5月	106.2	(+) 4.9	116.7	(+) 7.9	95.9	(+) 1.7
6月	106.1	(+) 5.0	117.3	(+) 7.9	95.2	(+) 2.7
7月	106.1	(+) 5.2	117.9	(+) 7.9	94.5	(+) 1.9
8月	106.2	(+) 5.6	118.9	(+) 8.3	93.8	(+) 2.4
9月	107.1	(+) 6.0	120.3	(+) 8.8	94.2	(+) 2.8

第五節 向上遅々の勞働者状態と勞働爭議の激増

る。即ち第一表の如く、男指數の九月に於ける對前年比較は八%八の増加で、十一年一月以降の最高數であり、女指數は同二%八でこれ又年初來の最高數であるからだ。尤もこれを十年平均對九年平均の増加率、男一〇%四、女八%四に比べれば増加率はやゝ鈍いが、これは九、十年の急激な膨脹期に比較しての話であつて、絶對的に云へば年八%八、二%八の増加率は決して低いものでもない。唯最近數ヶ月間女指數の低下が見られるが、これはまだ偶然的なものか長期的なものか未だ判斷し得ない。

(B) 重工業の増員依然旺盛

次に事業別にみた人員指數の特徴を指摘しよう。事業別には未だ八月迄しか判らぬが、それは第二表に見られる如く、前年同期に較べて減少を示せるは製絲業と紡績業で、他の十六事業は一齊に上昇して居る。尤も、織物

(2) 労働人員指數 (大正15年=100) (日銀調)

	十年八月	十一年六月	十一年七月	十一年八月	11年前年同月減率(-)	増%
						8月
業業業	63.6	57.1	59.9	59.6	(-)	6.3
絲績物	73.9	74.6	73.4	72.5	(-)	1.9
業業業	79.8	81.6	81.0	80.2	(+)	0.5
整理業	118.6	123.1	124.5	125.6	(+)	5.9
物編物	95.5	106.6	106.3	106.8	(+)	11.8
機械製造業	201.1	220.6	223.1	225.7	(+)	12.2
船舶製造業	117.9	141.9	142.9	145.2	(+)	23.2
車輛製造業	120.8	124.2	124.9	125.4	(+)	3.8
器具製造業	153.7	171.4	172.5	175.4	(+)	14.1
金屬製品製造業	134.7	145.5	146.2	147.4	(+)	9.4
窯業	86.7	91.2	91.1	91.5	(+)	5.5
製製業	85.1	88.8	89.4	89.8	(+)	5.5
紙業	133.5	147.5	147.5	148.6	(+)	11.3
製業	147.7	149.9	150.6	151.9	(+)	2.8
肥料業	98.8	111.4	115.6	116.5	(+)	17.9
食物業	89.1	91.1	92.4	92.3	(+)	3.6
印刷業	97.1	100.5	100.3	100.9	(+)	3.9
製業	80.8	83.9	83.1	82.4	(+)	2.0

ら輸出産業にまで飛躍して居ること、硫安が軍事工業に可なり使用されつゝあることが原因だ。組

業の上昇は僅かに〇%五で、殆んど上昇を示してないと云へる。即ち、労働人員指數の減少を呈せる部門は、女子労働者を主要とせる繊維工業部門であることが首肯出来る。之に對して、増勢の顯著なる事業を擧げてみると、船舶製造業(二三%二)を筆頭に器具製造業(一四%一)、機械製造業(一二%二)、金屬品製造業(九%四)等男子労働者を根幹とせる重工業部門で、此等は依然労働人員の上昇を辿つて居る。尙、此等重工業の外に、人造肥料業(一七%九)、組物編物業(一一%八)、製藥業(一一%三)の上昇が目立つが、人造肥料業は輸入産業か

物編物業は輸出の増加によるものであり、製藥業の旺盛は政府の保護と技術の進歩が海外、國內共に販路擴大に進みつゝあるからである。

要するに、日本の産業の樞軸を占める繊維工業部門は、輸出貿易の不振が原因で、その位置が停滞してゐると同時に、その反面新興工業である重工業——化學工業をも含めて——は目醒しい擡頭を示してゐるのである。而もこの傾向は、膨脹豫算の内容が示す様に、重工業の再擴張計畫が初められるに鑑み、益々發展して行くことは必然となつた。

(C) 失業者は減少

以上の如き労働人員指數の上昇は、當然失業者の減少となつて現れて來て居る。不完全乍ら社會局調の失業推定をみると、昭和七年からツツト低下を辿つて居る。即ち、失業者數は昭和七年八月の五

(三) 本邦失業推定概要(社會局調)

調査人口	失業者	失業率
昭和七年八月	七、一七三	七、二〇
八年八月	七、三三〇	五、六五
九年八月	七、四八九	四、九一
十年八月	七、六六七	四、五五
十一年八月	七、八六九	四、二四

十萬九千人から本年八月には卅三萬四千人に減り、失業率も同期間に七%一から四%二に低下して居る。これは何んと云つても大きな社會的改善だ。然し乍ら、社會局の推定失業者中には未就職失業者が含まれて居らず、既就職失業者のみを包含せること周知の事實である。従つて吾々も、この正面に

(5) 定額賃銀指數(大正15年=100) (日銀調)

業種	十年	十一年	十一年	十一年	11年8月 の前増減 率%
	八月	六月	七月	八月	
製絲業	61.0	61.1	61.2	61.6	(+) 1.0
紡績業	67.0	66.8	67.1	67.2	(+) 0.3
織物業	73.4	73.8	74.0	74.1	(+) 1.0
染色整理業	82.2	82.5	82.5	82.4	(+) 0.2
組物編物業	73.9	72.9	72.7	72.2	(-) 2.3
機械製造業	77.6	75.6	75.5	75.6	(-) 2.6
船舶製造業	87.7	86.3	85.8	85.7	(-) 2.3
車輛製造業	76.3	75.4	75.6	76.9	(+) 0.8
器具製造業	78.8	77.1	76.8	76.3	(-) 3.2
金屬品製造業	82.8	81.7	81.9	82.1	(-) 0.8
窯業	83.7	83.8	83.9	84.0	(+) 0.4
製紙業	87.0	86.6	86.6	86.6	(-) 0.5
製藥業	87.2	86.9	86.8	87.0	(-) 0.2
謨製品業	81.4	78.9	78.4	78.4	(-) 3.7
人造肥料工業	97.6	98.3	97.5	97.6	(+) 0.2
印刷業	89.1	89.7	89.4	89.3	(-) 0.6
飲材業	78.3	77.3	77.8	77.8	(-) 0.6
製材業	76.6	75.3	75.4	75.6	(-) 1.3

第五節 向上遅々の労働者状態と労働争議の激増

からうか。

更に事業別に観察すると、事業別には八月迄しか未詳だが、前年同期に比較して低下を示せるものは十八事業中十事業で、このうち著しい低下を呈せる事業は、器具製造業(三%二)、

機械製造業(二%六)、船舶製造業(二%三)、組物編物業(二%三)、護謨製品業(三%七)等を挙げることが出来る。此等減少率の著しい事業が、前に述べた如く人員指數の向上せる事業である事は一見矛盾せる如くであるが、これは恐らく臨時工を含む新傭労働者の賃銀が低廉なる結果であらう。従つて、定額賃銀の低下を見て直ちに之等産業部門に於ける賃銀の切下げが行はれたと結論することの早計であることは、前輯にも

(4) 民營工場定額賃銀指數(大正15年=100) (日銀調)

昭和	總指數	對前年 同期増減 率%	男	對前年 同期増減 率%	女	對前年 同期増減 率%						
							7年平均	8年平均	9年平均	10年平均	11年1月	2月
7年平均	88.1	(-) 3.5	88.8	(-) 3.0	83.4	(-) 5.1						
8年平均	85.1	(-) 3.4	86.2	(-) 2.9	79.9	(-) 4.2						
9年平均	82.9	(-) 2.6	84.0	(-) 2.6	78.0	(-) 2.4						
10年平均	81.3	(-) 1.9	82.2	(-) 2.1	76.7	(-) 1.7						
11年1月	81.0	(-) 1.5	82.0	(-) 1.3	76.3	(-) 1.7						
2月	81.1	(-) 1.1	82.0	(-) 1.1	76.4	(-) 1.2						
3月	80.8	(-) 1.2	81.9	(-) 1.1	76.1	(-) 1.6						
4月	80.7	(-) 0.9	81.6	(-) 0.9	76.0	(-) 1.2						
5月	80.6	(-) 0.7	81.5	(-) 0.6	76.0	(-) 1.0						
6月	80.4	(-) 0.7	81.2	(-) 1.0	75.7	(-) 1.0						
7月	80.4	(-) 0.7	81.3	(-) 0.9	76.0	(-) 0.7						
8月	80.6	(-) 0.5	81.4	(-) 0.6	76.0	(-) 0.7						
9月	80.6	(-) 0.5	81.4	(-) 0.6	76.0	(-) 0.5						

第四部 各經濟部面の分析と見透

現れた失業者数をそのまま是認する譯には行かないが、傾向としては右の事實を充分認め得る。

二、労働賃銀は轉換す

(A) 定額賃銀の低下止む

先づ定額賃銀であるが、本輯の特徴としては、その低下が止まりつゝあると云ふ事である。このことは男工に於ても女工に就いても同様である。即ち第四表の如く男工は三月の八一・九から六月に八一・二に低下したものが、九月には八一・四に上り、女工は三月の七六・一から六月の七五・七に下つたものが九月には七六・〇に恢復せる如きである。二〇六頁圖表にも示せる如く定額賃銀はこゝ數年低落の一途を辿つてゐるのであるが、或はこのを轉期に上昇か、少くも保合状態を持續するのではな

(6) 民營工場實收賃銀指數(大正15年=100) (日銀調)

昭和	總指數	對前年同 期增減率%	男	對前年同 期增減率%	女	對前年同 期增減率%
7年平均	88.1	(-) 2.9	92.7	(+) 0.8	70.9	(-) 8.4
8年平均	89.2	(+) 1.2	95.1	(+) 2.6	68.4	(-) 3.5
9年平均	91.2	(+) 2.2	96.3	(+) 1.3	67.3	(-) 1.6
10年平均	91.1	(-) 0.1	95.4	(-) 0.9	66.5	(-) 1.2
11年 1月	91.3	(+) 0.3	93.9	(-) 1.9	66.3	(-) 1.6
2月	92.3	—	94.7	(-) 2.7	66.7	(-) 1.3
3月	93.5	(+) 0.1	95.8	(-) 2.3	67.4	(-) 0.1
4月	90.7	(+) 0.6	93.8	(-) 1.7	66.2	(-) 0.5
5月	91.0	(+) 1.4	94.0	(-) 0.8	65.8	(-) 0.2
6月	90.6	(+) 1.0	93.5	(-) 1.3	66.0	—
7月	90.2	(+) 0.7	92.6	(-) 1.3	65.4	(-) 0.5
8月	90.0	(+) 0.7	92.2	(-) 1.1	65.8	(+) 0.3
9月	90.8	(+) 1.1	92.4	(-) 1.3	66.2	(+) 0.3

述べて置いた通りである。が、然し乍ら、後に述べる様に労働爭議要求中に賃銀減額反對が積極的に減少しない處を見ると、部分的には常備工の賃銀が切下げられて居ることも想像される。

(B) 實收賃銀は下向か

これに反して實收賃銀は永い上昇傾向から反つて下向傾向に移る氣配が窺はれる。

實收賃銀は金輸再禁止以後定額賃銀が下向を辿つたに拘らず、第六表の如く上昇を續けて來た。これは何を物語るかと云へば、不況期に於ける賃銀引下げ難を知悉する企業家が、労働者を増加するより、寧ろ残外割増(諸手当)、歩増(割増金)等の労働時間延長の手段をとりつゝある事を物語るものである。處が、此の實收賃銀も昨春あたりからその増勢が鈍つて來た。その理由は前輯にも

(7) 實收賃銀指數(大正15年=100) (日銀調)

	十年 八月	十一年 六月	十一年 七月	十一年 八月	11年8月 の前増減率%
製絲業	63.0	63.1	64.1	63.0	—
紡績業	59.5	60.0	59.7	59.9	(+) 0.7
織物業	65.0	65.3	64.7	65.2	(+) 0.3
染色整理業	78.2	75.0	75.2	75.2	(-) 3.8
組物編物業	65.5	64.4	63.4	64.4	(-) 1.7
機械製造業	90.7	90.4	89.6	88.5	(-) 2.4
船舶製造業	95.4	97.5	94.3	85.3	(-) 0.1
車輛製造業	78.7	77.5	77.4	77.7	(-) 1.3
器具製造業	80.4	80.1	79.4	78.3	(-) 2.6
金屬品製造業	94.5	94.3	92.7	92.9	(-) 1.7
窯業	81.5	82.0	81.2	81.2	(-) 0.4
製紙業	90.1	89.4	89.9	89.5	(-) 0.7
製藥業	78.8	81.4	78.2	77.6	(-) 1.5
護製品業	85.8	83.8	83.1	82.4	(-) 4.0
人造肥料業	96.5	95.3	94.9	94.2	(-) 2.4
飲食物工業	91.8	91.1	90.9	92.1	(+) 0.3
印刷製本業	85.1	83.2	82.6	83.4	(-) 2.0
製材家具工業	71.3	73.1	72.6	73.2	(+) 2.7

述べたが、労働時間の延長にも割増金にも限界があるが、それが部分的に停頓状態に入つた爲でもあつた。この中後者は昨年を通じて労働人員指數の増加率が鈍つてゐた事と正に相照應するものであつた。

然るに最近の實收賃銀指數は増勢が鈍つた許りで無く、反つて下向傾向に變つたかに見ゆる。即ち第六表を見ると、總指數は上昇してゐる様だが男指數は六月の九三・五から九月には九二・四となり、昨年同月に比しても一%三の低下である。而して女指數の同期間中の増率は僅か〇%三にすぎない。

これは業種別に見るとヨリ一層ハッキリする。第七表によれば十八業種中、前年に

比し増加せる業種は僅か四業種、減少せるものは十四業種に上るのである。前年同期に比較してみると上昇して居る事業は、製絲業(〇%七)、紡績業(〇%三)、飲食物工業(〇%三)、製材家具業(二%七)の四部門に過ぎず、これに反し低下せるものは、主なものでも護謨製品業(四%〇)、染色整理業(三%八)、器具製造業(二%六)、機械製造業(二%四)、人造肥料業(二%四)、印刷製本業(二%)等である。これが何を意味するかは軽々に判断出来ぬ。一般に實收賃銀の低下は時間外労働の減少、即ち注文或は賣上の減少を暗示するものであるが、然しこの場合器具製造、機械製造、人造肥料等花形産業に著しいのを見るので必ずしもさうとは断じ難く、強いて説明を求めれば労働人員を増して時間外労働を減少しつゝありと見られるものであらう。

たゞその何れにせよ實收賃銀の減少は労働者の生活にとつては看過出来ざる重大問題である。即ち次節に述べる如くである。

三、實質賃銀は低下・總支拂高は増加

(A) 實質賃銀指數の低下

即ち物價との關聯に於て見たる實質賃銀は何うなつて居るか云ふに、いま大正三年を基準にする

(8) 實質賃銀指數(大正15年=100)

昭和	小賣物價	實質賃銀	對前期騰落率%
6年平均	68.8	133.1	(+) 5.1
7年平均	68.7	128.2	(-) 3.7
8年平均	73.2	121.8	(-) 5.0
9年平均	74.7	122.1	(+) 0.2
10年平均	76.2	119.5	(-) 2.1
11年1月	78.8	115.9	(-) 3.4
2月	79.9	115.5	(-) 5.0
3月	80.0	116.3	(-) 6.2
4月	80.6	112.5	(-) 6.3
5月	80.5	113.0	(-) 5.4
6月	79.3	114.2	(-) 5.1
7月	79.2	113.9	(-) 4.5
8月	79.9	112.6	(-) 3.9
9月	80.3	113.1	(-) 2.2

(備考) 小賣物價は大正3年=100にせる日銀の指數を大正15年=100に換算せるもの。

日銀の小賣物價指數——煙草をも含む——を大正十五年一〇〇の指數に換算し、之で實收賃銀指數を割つたものを不完全乍ら實質賃銀としてその推移をみると第八表の如くなる。

之に依ると、小賣物價の騰貴により近年ツト實質賃銀は低下を示して來て居る。最近九月の指數が若干反騰して居るが、前年同期との比較では尙二%二の低下に當る。これは新

(9) 賃銀總支拂高指數(大正15年=100)

昭和	指數	對前年増減率%
6年平均	67.5	(-) 16.6
7年	60.6	(-) 10.3
8年	73.1	(+) 20.6
9年	83.3	(+) 13.9
10年	91.0	(+) 9.2
11年1月	92.0	(+) 5.5
2月	93.6	(+) 5.1
3月	95.8	(+) 5.2
4月	95.9	(+) 5.6
5月	96.6	(+) 6.4
6月	96.1	(+) 6.1
7月	95.7	(+) 5.9
8月	95.6	(+) 6.3
9月	97.2	(+) 7.1

雇傭労働者の賃銀の安いせいもあるが、これと並び一人當り労働者の購買力が漸次低下しつゝあるとも否めない。過日の税制改革により生計費高の傾向は今後益々強められることは必至となつて居るから、もし労働賃銀が現状のまゝで騰がらないと假定するならば、労働者の生活はいよゝゝ苦境に陥るだらう。

(B) 賃銀總支拂高は増加

が然し、労働人員指數と實收賃銀指數を掛け合せたものを、假りに賃銀總支拂高——就業労働者側の受取る總賃銀——とすると、それは逐年増加を示して來て居るが、最近に於ても未だ上昇は止まな
い。即ち、この限り労働者全體の受取賃銀は増加し、國內に於ける購買力増進の一指標として充分注
目されてよいわけである。

四、最近に於ける労働爭議の傾向

(A) 爭議の小規模化

轉じて労働爭議の検討に移らう。先づ爭議件數であるが、十年は九年に較べて減少したが十一年に
は再び増加を示し一千四百五十七件となつた。然し参加人員は爭議件數に伴つて増加してない。即ち

(十) 労働爭議及参加人員數(社會局調)

爭議件數	参加人員		
	一件當参加人員	参加人員	爭議件數
		九年中	(一九九) (一九九)
		十年中	(二一九) (二一九)
		十一年中	(二一九) (二一九)
1,270	六、〇五	一、三〇	一、三〇
1,220	六、〇五	一、三〇	一、三〇
1,457	六、〇五	一、三〇	一、三〇

爭議一件當りの参加人員をみると、九年の六九人から
十年には四十九人へ、十一年には更に四十七人に減少
し、爭議の小規模化を現はして居る。大工場には労働
組合の組織が少いこと、依然中小工業の業績が大工

業のそれより不振であることの爲であらう。

更に進んで、事業別の爭議件數をみるに、第十一表の如く機械器具工業が三百二十九件で斷然多く
全體の二三%を占めて居る。蓋し、本部門に於ける労働者は組合組織率が割合に多い上に、現下に於

(11) 業態別労働爭議件數 (社會局調)

業態	件數			對期 同年	11年前 (+)
	九年 (1-9)	十年 (1-9)	十一年 (1-9)		
工業	177	186	329	143	(+)
製造業	213	193	200	7	(+)
工業	170	159	225	66	(+)
工業	49	49	42	7	(+)
工業	137	115	140	25	(+)
工業	64	45	72	27	(+)
工業	12	10	3	7	(+)
工業	135	177	203	26	(+)
工業	129	81	81	—	(+)
工業	2	3	2	1	(+)
工業	18	202	160	42	(+)
工業	1,270	1,220	1,457	237	(+)

ける花形企業であるが爲に、景氣の好不況を鋭敏に感受す
ることが爭議増加の原因であらう。而も昨年同期に較べ百
四十三件と約倍近い増加振で即ち十一年に於ける爭議件數
の増加の大半はこの機械器具製造工業の増加によることを
知り得る。次に多いのは染色工業の二百二十二件で對昨年
同期の増加も六十六件に上る。之に續くものは運輸業、化
學工業の順序である。

(B) 要求事項の積極化

最後に要求別に爭議内容をみるに、主位を占めるものは
賃銀増額の三百八十五件で、全要求事項中に占める割合は
二三%に當る。昭和五、六年頃の要求を一瞥するに、賃銀

(12) 要求事項別労働争議件数 (社會局調)

	9年中 (1—9)	10年中 (1—9)	11年中 (1—9)
賃銀増額	387	323	385
賃銀減額反對	50	113	107
賃銀支給方法變更又は反對	77	79	58
労働間短縮	27	17	20
公休日の設定	2	5	5
作業方法規則の變更又は反對	20	15	19
組合の自由又は確認	2	7	11
工場設備其他福利増進施設	14	7	7
解雇退職手当確立又は増額	186	204	302
監督者の排斥	29	28	38
賃銀支拂	128	98	107
休業反對	26	15	7
休業手当の支給又は増額	15	13	16
解雇反對又は解雇者の復職	221	174	231
雑合	86	122	144
計	1,270	1,220	1,457

要求が減少しつつあるに拘らず、解雇反對又は解雇者の復職要求が、依然二百三十一件にも上つて居ることだ。一部事業界に於て營業不振の結果相當数の解雇者を出しつつあることを物語るものであると同時に、金再禁止後の景氣上昇が、跛行的である反映でもある。

減額反對、解雇反對又は復職要求等の消極的な且つ自己防衛的な要求に満たされて居つた時に較べ、最近の要求事項の積極化が窺へる。企業利潤の上昇が顯著なるに拘らず労働賃銀が仲々騰らず然も實質賃銀は低下するので、この賃銀増額要求は當然と云はねばなるまい。次に多いのは解雇退職手当確立又は増額であるが、これは労働者の切實なる要望として注目に値する。賃銀減額反對も一頃からみると激減して居るが、未だ百餘件もあり、部分的に賃銀切下げが行はれて居る様だ。と同時に、いま一つ見逃してはならぬことは他の消極的

第六節 農産収入の増大と小作争議の激増

一昨年の蕪安と凶作による農家収入の激減に對して、昨年は蕪高と米高によつて農家經濟は小康状態に歸つたが、本年はまた稀に見る改善を示してゐる。即ち、農家収入の重要な要素である米は平年作以上の收穫が豫想され、米價は需給の均衡と統制政策に支へられて高値に保たれてゐる。また、收蕪高は主として近年の桑園整理のため若干減少を餘儀なくされたが、蕪價昂騰のため、價額は却つて増大した。尙ほ麥の收穫高は數量では平年作以下であつたが、世界的不作のため相場は昂騰し金錢收入では激増を示したが、三大生産品の價額收入が好轉したので農村の金錢收入は著しく増大を示したのである。

けれども、農村収入のうち最も大きな要素を占める米の販賣收入は、地主中農が高米價によつて惠れること厚く、小作貧農に薄いことは今更云ふまでもない。殊に昭和五年に始る五ヶ年間の農業恐慌によつて打のめされた貧農は借金負擔の重壓から未だに開放されず、販賣収入の増加がそれだけ農業生産や生活の改善に役立ち得るかは問題である。而かも本年一—八月の小作争議は著しく増加し、小

作人の爭議に於ける要求も小作契約繼續等土地問題に關連したものが特に殖え、殆んど壓倒的な位地を占めてゐる。蓋し一方では米價高に竝に社會狀勢の變化による地主の攻勢と他方貧農經濟の劣悪化が土地耕作權の必死の擁護を示すものとして注目される。

なほ第三四半期に起つた重大な問題は、今度の税制改革案が農村に對しどんな影響を與へるかといふことだが、これは別に本輯第一部でとりあげたから、此處では觸れないでをく。

一、農産品販賣収入は昭和五年來の最高

(A) 米は普通作以上で高價格

先づ米に就て見ると、本年の稲作は移植後七月上旬に至る迄低温寡照のため發育は懸念されてゐたが、その後氣温高く日照が多かつたので順調に發育を遂げることが出來た。而して九月二十日現在の農林省調第一回豫想收穫高は六千七百八十四萬七千石と發表されたが、十月末現在調の第二回豫想收穫高は六千六百三十八萬七千石と第一回豫想に比べて百四十六萬石(二%二)の減少を示した。この減少は第一回發表後、偶々十月三、四日の暴風雨に襲はれた地方が多かつたのと局部的に病蟲害に見舞はれたからである。けれども第二回の豫想收穫は毎年實收高よりも少い場合が多いから、實收高はこれ

よりも多少殖えるものと見られてゐる。いま第二回豫想高を前年の實收高に比較すれば、八百九十三萬石(二五%五)を、前五ヶ年平均實收高に比べて七百廿四萬一千石を増加した。また地方別に見ても昨年は北海道の凶作、東北の不作があつたが、本年は總べての地方が普通作或はそれ以上で昨年の實收高に比し僅かとも減少したのは新潟、石川、福井の三縣にすぎない。(而かもこれ等の三縣は昨年は普通作を超える良作であつたのである。)

(一) 米收穫高同價額及び推定販賣収入

年	收穫高 千石	反當り 收穫高 千石	總價額 千円	全國平均 庭先相場 円	推定販 賣高 千石	同價額 千円	内 譯	
							小作米 千円	小作米以外 千円
四 年	五九、五五六	一八六	一、五八四、七三〇	二六・六一	三三、四七二	八九〇、六一八	三三、一九六	五五九、一三三
五 年	六六、八七六	二〇六	一、二七、九五三	一六・七三	三七、五八四	六三八、四〇四	三三、七六三	三九四、六四三
六 年	五五、二二五	一七〇	九三、一八二	一六・五四	三一、〇六〇	五二、二二六	一九、九二二	三三三、三二五
七 年	六〇、三九〇	一八五	一、三三三、〇三四	二〇・四五	三三、九三九	六九四、〇五三	二五、八一	四三三、八七一
八 年	七〇、八三九	二二三	一、四三三、五九〇	二〇・二四	三九、八〇五	八〇五、六五三	二九、六三三	五〇五、九六〇
九 年	五、八四〇	一六三	一、三六四、六三三	二六・七一	二九、一三四	七七一、一六九	二八、四五六	四八八、七三三
十 年	五七、四七七	一七九	一、六一、四三三	二八・〇五	三三、二九三	九〇五、六二五	三五、八九三	五六八、七三三
右五年平均	五九、一四六	一八四	一、三三三、五七〇	二二・四〇	三三、二四〇	七三九、三四七	二七、〇三七	四六四、三二〇
十一年豫想	六六、三三七	二〇七	一、八五八、八三三	二六・〇〇	三七、三三九	一、〇四四、六六六	三八、六二六	六五六、〇五〇

その上相場は昨今の出廻期に際して前年同期と略同様な高値にある。即ち現在深川正米は二十九圓五十錢掬にある。相場の先行だが、一昨年の凶作と昨年の普通作の後を受けて在荷は少く統制政策に

支へられて尙ほ現在の位地を維持するものと豫想される。また最悪の場合を考へても二十八圓七十錢位が最低であると見られてゐる。ところで、農家が賣渡す所謂庭先相場は深川正米相場よりは毎年下値にあるとは云ふまでもない。年によつてその値差は多少變動するが、凡そ農家収入の多い年はその開きが小さく、収入の少ない年は開きが大きい。本年の値差は約一圓五十錢と見てよい。そこで豫想相場二十九圓五十錢からこれを差引くと庭先相場は二十八圓となり、最悪の場合たる二十八圓七十錢を規準にすれば二十七圓二十錢となる。いま庭先相場を二十八圓として本年産米の總價額を算出すれば十八億五千九百萬圓となり昭和元年以來の最高記録である。また二十七圓二十錢を基準として見ても十八億六百萬圓となり昭和元年に近い價額となり、それ以後の最高を示すものである。

けれども右の價額は生産總額で農家はその一部を自家消費に充て、残りを賣ることになる。而してどれだけを總額のうちから消費するかといふに、農林省の調査によると昭和二年から昭和六年に至る米作の平常年度に於て四八%二で、五六%二が販賣されると發表されてゐる。無論この割合が毎年正確に當てはまるとは思はれぬが、豊凶により農民の消費も増減することを考慮に入れれば大きな誤差はなからうと思ふ。假りにこの方法で近年の販賣額を庭先相場で推定すれば、第一表の如くなる。即ち石二十八圓とすれば、十億四千五百萬圓となり、前年に比較して一億三千九百萬圓(一五%三)、前

五ヶ年平均に比べては三億六百萬圓(四一%四)の増大となり近年の最高を示してゐる。また石二十七圓二十錢としても十億一千五百萬圓の巨額に達する。蓋し本年の農家米販賣は石數に於ては昭和八年や五年よりは少いが、米價の高値により金錢収入は増大することになる譯だ。

然しながら右の販賣収入の増大もその總べてが勤勞農民の収入となる譯ではなく、地主の販賣額は全體の三七%二、小作乃至自作による販賣は六二%八を占めるに過ぎない。第一表の下段によりこれ等の推移を見られよ。

(B) 麥相場の昂騰と販賣収入の増大

次に麥類の收穫は昨年十二月以來の氣温が著しく低下したのと積雪量多く且積雪期間が長かつたのに加へて其後出穂期に於て天候が不順であつたため、小麥、大麥、裸麥何れも減少を免れなかつた。けれども減收程度は僅かにすぎなく、世界的不作による相場の昂騰によつて價格に於ては何れも未曾有の記録を示した。麥類のうちで近年大麥、裸麥の作付反別は大勢的に減少乃至擴大停頓の傾向にあるが、小麥は昭和七年に始まる政府の五ヶ年計畫の補助政策の實施により非常な躍進を遂げた。だから現在では小麥は絶對額でも販賣額でも麥類のうちで最も大きい。昭和十一年現在の小麥の實收高は八百九十六萬二千石にして前年に比較して六十九萬九千石(七%二)を減少したが、前五ヶ年に比較し

ては尙ほ九十五萬六千石(一%九)の増大を示した。而して相場は昂騰し平均庭先相場は昨年よりも約五圓九十錢高の十九圓六十七錢の高値を示し、従つて總價額は昨年よりも遙かに大きくなり一億七千六百萬圓と四千五百萬圓(三四%四)を増加した。無論從來にない最高額である。

(二) 小麥の收穫高及推定販賣收入

年	作付反別收穫高(千石)	實收高(千石)	石平均庭先相場(円)	總價額(千円)	推定販賣收入(百萬円)
四年	四九五・〇	一・二六	六、三四	一五、三〇	六〇・五
五年	四九二・五	一・二五	六、二五	七五、二八	四八・九
六年	五〇一・一	一・二八	六、四〇	五三、六〇	三三・二
七年	五〇八・七	一・二六	六、四九	六六、六四	四六・七
八年	六六六・五	一・三〇	八、〇三	一四、〇三	八三・二
九年	六四八・五	一・四六	九、四五	一三、七四	三三・五
十年	六三三・六	一・四五	九、六〇	一三、二六	九九・六
右五年平均	五七七・七	一・三五	八、〇五	九七、四〇	七二・六
十一年	六八八・一	一・三三	八、九三	一七、二八	一三四・〇

年までには七割に増し、更に九年までには七割六分に達したとすれば、第二表の如く推定される。いま七割六分が現在でも販賣されるものと假定すれば、昭和十一年現在では一億三千四百萬圓になる。昨年と比べて三千四百萬圓(三四%)の増大となり、前五ヶ年平均に比べては約倍近くになる。小麥の

五ヶ年計畫は本年を以て一應完了することになるが、今後は品質の改良、生産費の低下を中心として農林省の助長政策は尙ほ續けられることと思ふ。

次に大麥の本年の實收高は六百三十五萬五千石で前年實收高に比べて九十三萬三千石(一二%八)、前五ヶ年平均に比べては、六十三萬七千石(九%一)の減收を示した。けれどもこれを總價額に就て見ればむしろ相場昂騰のため十一年現在では七千萬圓といふ近年にない巨額に上つた。尙ほ販賣高は、大麥は小麥とは違つて元々から大部分が農家の食料として自家消費されてゐる。その正確な割合は判らぬが、收穫高の約八割と見られてゐる。假りに八割として推定すれば、第三表の如くなる。本年の販賣高は一千四百萬圓と可なりの額に達し、昨年よりは四割近くの増加に當る。昭和七年に比べたら約倍近くだ。

(三) 大麥の收穫高及推定販賣收入

年	作付反別收穫高(千石)	實收高(千石)	石平均庭先相場(円)	總價額(千円)	推定販賣收入(百萬円)
四年	三九四・五	一・八〇	七、二七	一三、六	一三・三
五年	三八〇・三	一・八六	七、〇九	一〇、四七	一〇・一
六年	三八〇・四	一・九四	七、三七	一三、四七	八・五
七年	三八〇・一	一・七三	六、五七	一三、九七	七・四
八年	三四七・三	一・九九	六、九七	一四、一七	八・四
九年	三三一・七	二・〇五	六、七九	一三、六五	一〇・二
十年	三四三・二	二・一三	七、二八	一五、一〇	一一・四
右五年平均	三五六・四	一・九七	六、九一	一四、三九	九・二
十一年	三四一・六	一・八六	六、三五	一四、〇五	一四・〇

第六節 農産收入の増大と小作爭議の激増

第四部 各經濟部面の分析と見透

(四) 裸麥の收穫高及推定販賣收入

年	作付反別 收穫高 千石	實收高 千石	石平均 庭先相場 円	總價額 千円	推定販 賣收入 百萬元
四年	五〇一・〇	一・四六	七・三三	一三・九八	九五、〇五五
五年	四八二・八	一・二六	一〇・八八	一〇・六五	六四、八四一
六年	四七五・四	一・三七	六・五二	七・九六	五、八三八
七年	四七九・七	一・五八	七・五五	七・四六	四八、九三三
八年	四三七・七	一・三三	五・三三	一〇・三八	五五、五五八
九年	四二四・四	一・四五	六・一六	二・五七	七、二九四
十年	四四〇・八	一・五〇	六・六三	二・六七	七、二八〇
右五年平均	四五一・六	一・四三	六・二四	九・八一	六〇、九七三
十一年	四四一・〇	一・三三	五・八三	一八・〇〇	一〇五、一〇八

五百萬圓、前年に比し二千八百萬圓(三六%)の増加で、近年の最高額である。裸麥の販賣割合を總收穫の約二割と見れば、本年の販賣収入は二千一百萬圓で、前年よりは六百萬圓(三六%)、昭和七、八年の約倍だ。

(C) 繭價高は依然續く

最後に繭に就て見るに、春繭の收穫高は昨年よりも減少し、夏秋繭の收穫高豫想は昨年よりも増加の豫定で、合計して收穫高は昨年よりも減少することになるが、主として春繭の相場が昨年よりも遙

かに上値にあるため、總價額に於てはむしろ昨年よりも増収の見込である。

先づ春繭から見ると、第五表の如く實收高は四千一百四十萬貫で昨年に比し二百七十八萬貫(六%)の減少となり、前三ヶ年平均に對しては六百十四萬貫(二二%九)の減少に當る。昨年秋からの繭相場の昂騰にも拘らずかゝる減收を見たのは、無論政府の桑園整理策が續行されてゐるのが基本的な原因だが、その上本年は雪害のため桑葉量の減收が見越され掃立が手控へられたのに因るもので、蠶兒の發育は壯蠶期の多雨低温の被害を除いては概して良好であつた。

(五) 收繭數量及價額

年	收繭數量 千貫		價額 千円		上繭平均相場 円	
	春繭	夏秋繭	春繭	夏秋繭	春繭	夏秋繭
四年	五〇、五九五	五、四九九	三、四六二	三〇〇、三〇八	七・五七	六・五三
五年	五六、一〇三	五、三六〇	三、三六九	二九、八四四	三・七五	二・〇四
六年	五二、六六七	四、四〇五	二、八三三	二七、七二四	三・〇八	二・九六
七年	四六、三九一	四、一五九	二、八八九	二六、八三三	二・五四	四・七〇
八年	五〇、〇一九	五、一四六	二、九八八	二〇、七三三	六・二五	四・二七
九年	四八、三九〇	三、八七四	一、七三〇	一八、九〇九	三・六七	四・九九
十年	四四、一七六	三、七九〇	一、六二二	一八、九〇八	四・八三	*四・五〇
十一年	四二、三九二	三、二八七	一九、九五一	*一七三、二九二		

(備考) △印は豫想高、※印は推定價額

第六節 農産收入の増大と小作爭議の激増

けれども繭相場は米國景氣の好轉による生絲高のため昨年秋以來の高値を維持し一貫目平均四圓八十三錢を唱へ前年よりは一圓十六錢の上値にあり、一昨年の平均相場の約倍に當る。かくて總價額は一億九千九百十五萬圓となり、收繭量の減少にも拘らず前年に比較しては、三千七百九十九萬圓（二%五）の増大となり、昭和八年を除いては恐慌後の最高を示した。

これに反し夏秋繭の收繭高は、九月二十五日現在に於ける農林省の豫想によると、前年のそれに比し、三十八萬七千貫（二%）の増收となり、三千八百二十八萬七千貫を示した。夏秋繭の増收は本年の桑葉量が減收の見込であるにも拘らず何故増收が豫想されるかといふに、繭價高を見越して掃立を増加したものがあつたのと天候が極めて適順であり、蠶兒の發育が良好であつたからで、恐らく實收高はこれ以上であると見る人もある。

然るに他方繭價の方は本年下期の生絲相場の反落を映して、春繭よりはむしろ若干低落したため總額は前年よりも減少するものと思はれる。即ち、七、八、九、十月の生繭の各重要市場の平均相場は約四圓五十錢見當と見られるので、春繭よりは約三十錢安、昨年夏秋繭よりは約五十錢安に當る。いま假りにこれを基準に本年夏秋繭の總價を算出すると、一億七千二百二十九萬二千圓となり、前年のそれと比較すれば一千六百六十一萬七千圓（八%八）の減少を齎す。

けれども春繭収入の増加が夏秋繭収入の減少よりも大きかつたため、本年繭収入の總計は三億七千二百二十四萬三千圓となり、前年同期に比較しては二千一百三十八萬三千圓（六%一）の増收を示した。恐慌後昭和八年を除く最高額に達した譯だ。

(D) 農家購買力はどれだけ殖えるか

以上により、米、麥、繭の三大農産物の收穫並に販賣収入が一應明瞭になつたが、最後にこれ等を總計して本年の農村購買力はどうか。

(六) 三大農産物販賣収入(百萬圓)

年	米		繭	麥	合計
	小作米	小作米以外			
四年	八〇・六	三三・二	六五・〇	九三・〇	一、六四八・四
五年	六八・四	二二・八	三〇・二	七三・〇	一、〇〇四・六
六年	五三・二	一九・九	二七・六	五五・一	八四三・九
七年	六九四・一	二五八・二	四三・九	六三・九	一、〇五八・八
八年	八〇五・七	二九・七	五〇・〇	一〇三・七	一、四〇八・五
九年	七七八・二	二八九・五	四八八・七	一一七・〇	一、〇九九・〇
十年	九〇五・六	三三六・九	五八八・七	一一六・五	一、三八三・〇
十一年	一、〇四・七	三八八・六	六五八・一	一三三・二	一、五八五・九

の生産額の傾向が凡そ判り、従つて農業生産から受け取る金銭収入が窺はれる譯である。いま販賣収入を總計すれば上表の如くである。即ち、これ等三大主要生産品の販賣収入は十五億八千六

百萬圓となり、昨年比し二億三百萬圓（一四七）の増大に當り、昭和五年以來の最高を示し六年に比べては約倍額に當る。

此處で興味深く思はれるのは三大農産品販賣收入に於いて各々が占める位地が可なり變つて來たとだ。即ち假りに昭和四年と十一年とを比較して見るに、總收入に於ける百分比は米は五四%から六五%八に増大し、麥は五%六から一〇%七に飛躍し、繭は四〇%四から二三%五に落ちてしまつた。米の位地が大きくなつたのは主として價格の騰貴に因りまた繭の位地が相對的に小さくなつたのによるが、麥の位地が大きくなつたことは注目されてよい。

かくの如く農家の販賣收入は増大すべき筋合にあるが、事實上農民はこの販賣收入によりどれだけを工業製品の購買に向けられ得るか。云ふまでもなくこれに依つて最も惠まれるのは地主と中農で、貧農の經濟状態は急激に改善されるとは思はれない。特に米の販賣收入に於てさうである。而かも總收入の一部は借金の返済に當てられねばならぬから購買力の増大も餘程割引して考へねばならぬ。けれども過去五六年に互る恐慌状態に比べてはほつと一息といふ邊である。いま農民の購買力を物價の角度から見ると、大正十四年を一〇〇とする農産品物價と農村需要品物價との指數は昭和六年頃には農産品は非常な不利に置かれてゐたが、昭和十一年十一月平均は農産品物價は六五・四にして農村

(七) 農産品物價と農村需要品物價の比較

農産品物價	昭和四年	同六年	同九年	同十年	同十一年
	七〇・五	五九・〇	五五・五	五八・四	五五・四
農村需要品物價	五三・八	四六・〇	四六・〇	四六・二	五七・〇
(備考)	大正十四年＝一〇〇とする指數、十一年は十一月迄の平均指數				

需要品物價は六七・〇で、前者は後者に可なり鞆寄せを示してゐる。従つてこの點からすれば本年の農村の購買力は稍改善されたと見てよい。

たゞ此處で一言して置きたいのは、地主の小作米販賣收入の増大が經濟界にどんな影響を及ぼすかといふ點である。本年の地主米販賣收入は三億八千九百萬圓で、前年に比較して五千二百萬圓の増大となる。このうち一部は地主の消費品購入に當てられ、一部は——農業そのものに投資されることな——銀行預金或は證券投資に向けられることにならう。又他の一部は小地主等によつては借金の返済に宛てられるものもあらう。何れにせよ本年の地主の米販賣收入は、直接間接地方金融に寄與すること少くない。

二、土地問題を繞る小作爭議の激増

右の如く本年の農村は販賣收入の上では稍々改善されたことは否定すべからざる事實だが、農村の危機が總べて解消されたとは決して言はれぬ。特に小作爭議の激増を見ると、この感が深い。小作爭

議を調べる上に農林省調のものが現在なされてゐる調査のうちで最も包括的であるが、不幸にしてこの調査は遅れて發表される。そこで最近の傾向を見るには内務省社會局の調査に依る外ない。これによつて見ると、本年一―八月の争議件数は三千九百二件に達し、前年同期に比べては六百二十八件と約二〇%近くの激増を示してゐる。尙ほ一件當りの争議の地主並に小作人の参加人員と關係土地面積は昨年よりは小規模なものになつてゐるが、これは一昨年の凶作の後を受けた昨年上半期の争議が小作料減免の小作人を廣範に含んだ争議であつたのに對して本年の争議は土地問題の争議が多かつたため、一件當り關係人員や面積は少くともその性質上地主と小作人の對立が非常に激化してゐると見てよいだらう。

(八) 一―八月小作争議件數

年	参加人員		關係土地面積		
	地主	小作人	田町	畑町	其他共計
十年	三、二七四	九、五四七	三、四〇五	一五、四七四・八	一七、三〇九・二
(一件當り)	—	二・九	九・九	—	五・二
十一年	三、九〇二	一、二五九	三、五三七	一六、一〇一・二	一七、四三三・一
(一件當り)	—	二・六	八・三	—	四・五
増減	(+) 六二八	(+) 六三二	(+) 一三三	(+) 六七六・四	(-) 七六六・七
(一件當り)	—	(-) 〇・三	(-) 一・六	—	(-) 〇・七

(備考) 内務省社會局、十月十日迄到達の報告に基き集計せるもの

に見るならば、本年の争議は小作契約繼續に關するものが六六%、小作權の確認及賠償に關するもの

が三七%で兩者合せて土地問題に關するものが全體の六九%七を占めてゐる。これは前年同期の百分比に對して七%八の増大に當る。これに反し小作料減免及増額反對の割合は二五%五で前年同期に比し八%三の低下を示してゐる。蓋し上半期の争議は概して土地問題に關するものが多く、本年特にこの種の争議が増大したのは昨年は一昨年の凶作の翌年だといふ前述の如き理由もある。然し、近年の争議の傾向は昭和五年頃から特に増大してゐることは見逃すことは出来ぬ。即ち地主の土地取上の攻勢に對し小作人の土地奪還といふ對立がより尖鋭化してゐるのである。而して米價高はこの傾向に拍車を加へる動機となるものである。何れにしてもこの傾向は今後とも依然續いて行くだらう。

(九) 一―八月小作争議要求別件數

件數	十年		十一年		比較増減	
	件數	同割合%	件數	同割合%	件數	同割合%
小作料減免及増額反對	一、一〇七	三三・八	九九四	二五・五	(-) 一一三	(-) 八・三
小作契約繼續	一、九三七	五九・九	二、五七七	六六・〇	(+) 六五〇	(+) 七・一
小作權の確認及賠償	九九	三・〇	一四五	三・七	(+) 四六	(+) 〇・七
其他共計	三、二七四	一〇〇・〇	三、九〇二	一〇〇・〇	(+) 六二八	—

(備考) 内務省社會局調、十月十日迄に到達の報告に基き集計せるもの

最後に我が國農民組合運動の動向を見る上に於て注意を向けねばならぬのは、本秋九月大阪で開かれた全國農民組合十五周年記念大會の決議である。先づその宣言に於て、全農當面の任務として、「耕作權の獲得、團體行動權の確認、未組織小作農の組織、小作組合の全國的統一をなし、農地委員會、

農民委員會の創設を通じて農民大衆との共同行動を實現しつつ、更に都市無産者團體と提携して獨占資本主義、ファツシヨ反對を共通目標としてこれが打倒のため前進しなければならぬ」旨強調し、その具體的決議要旨として、(一)小作法(自作農創立政策に反對し耕作權の確立、減免請求權の確認、不當小作料の引下げ、強制執行の制限、農民團結行動權の確認を含む)の即時制定要求、(二)廣田内閣の軍需豫算膨脹による大衆課税に反對、また(三)政府の農産物特に米麥検査の國營化計畫の小作人に對する負擔を拒否し國營化による検査の峻厳化に反對してゐる。

これ等の農民組合の當面した課題は今後實際に如何なる方向に動いて行くか、吾々はよくその前途を注意する必要がある。

第七節 協和會改組問題と康德二年度國際收支

今秋九月十八日は滿洲事變五周年記念日に當る。滿洲事變以來早くも五星霜を経たのである。其の間滿洲國の成立を見、日滿兩國の協力の下に國家體制は整備され、建國の基礎は強化した。かくて、滿洲國は今や、第一次の建設期を終り、第二の建設期に入ったと云はれる。即ち行政機構の整備、鐵道の一元化、治外法權の一部撤廢、既存産業の開發助長等基礎的な建設工作の成果は次々に擧げられたが、更に重要産業の統制、産業五ヶ年計畫、移民計畫等が漸く具體化し、第二期建設へのスタートは將に切られんとしつゝある。換言すれば、滿洲國は外形整備の時代から内面充實の時代に移行しつつあるとも云ひ得るのだ。

こうした客觀的情勢の推移に伴つて、民族協和、宣德達情の政治的實踐體としての協和會の活動も一層強く要求さるゝに至り、去る七月の改組、強化となつたが、更に九月、滿洲事變記念日に際し、植田關東軍司令官から協和會精神に就いての指示が發表されるに及び、協和會に對する日滿朝野の關心は頓に昂められるに至つた。本輯に於いては、今回の改組問題を中心に協和會の概貌を窺ふことゝ

した。

一、協和會の機構改革と植田聲明

去る九月十八日、滿洲事變五周年記念日に當つて、植田關東軍司令官は「滿洲帝國協和會の根本精神」に就いて聲明を發表したが、これは滿洲國內ばかりでなく、日本内地にも各方面に多大の反響を喚起した。殊に、聲明書中に現れた「滿洲國の政治は民主主義的議會政治の擧に倣はず」との議會政治を否定するかの如き文字は、時あたかも、我内地に於いても所謂軍部の「議會制度改革案」なるものが傳へられた際とて、我國朝野に對し特に大きな刺戟を與へ、協和會に對する關心は急激に昂められた様だ。この植田司令官の指示は決して偶然的なものでなく、これに先立つ二月前、七月の協和會改組に基因するものである。即ち、建國以來、思想的團體として生長して來た同會が、去る七月、改組、強化されて政治的な役割を附加されるに至つたが、この新たなる精神を、滿洲事變記念日に際し軍司令官から特に指示されたのである。かくて、吾々は今や、協和會の實體に對し認識を深めるべく強い慾望を持つものであるが、本輯に於いては、種々の都合から、今回の改組問題を中心に、更生した新協和會の概貌を示すにとどめざるを得ない。

(A) 協和會の沿革と改組への道程

協和會の萌芽は、既に滿洲事變以前に認めることが出来る。事變前、中國人の中にも張學良政權の暴政を排して、滿洲共和國を建設せんとする運動があつたが、我が在滿邦人の間にも、學良政權の膺懲を目指して起つた滿洲青年聯盟、滿鐵社員の雄邦會等があつて、日本の大陸政策を實現せんと企圖してゐた。こうした雰圍氣の中に滿洲事變が勃發したが、事變後これ等の活動は俄然活潑となり、關東軍の指導下に、軍の統治或は自治指導部となつて建國運動を展開したのである。而して、大同元年三月、滿洲國が成立するに及んで、自治指導部の一半は官に入り、一半は野に下つて協和會を結成した。即ち、大同元年(昭和七年)七月二十五日、執政を名譽總裁に、關東軍司令官を名譽顧問に戴き、協和會の創立を見たのである。

かくて協和會は華々しく創立され、その目的とする上意下達—下意上達、所謂「宣德達情」の徹底及び民族協和の實現に向つて一步を踏み出したが、當時の客觀的な情勢から、直接政治的な指導ではなく内面的な指導の方法を採らざるを得なかつた。而も、其後、滿洲國政府は行政機構の整備に専念する必要に迫られてゐたので、動もすれば協和會と對立する傾向が生じ、協和會の運動は一時停滯する情勢にあつた。

然るに昨年來、治外法權撤廢が問題となるに及んで、民族融和の問題、殊に指導者としての在滿日本人に協和會精神を叩き込む必要が生じて來た。かくて、今年二月中旬、新京特別工作委員會が作られ、新たなる活動の段階に入った。更に又、客觀的情勢も、行政機構は充實し、産業統制も漸くその緒に就き、滿洲國としては愈々第二次建設期に向ふことゝなつた。茲に協和會も政府と表裏一體となり、飛躍的發展を遂げる必要を痛感するに至り、七月の改組、強化の運びとなつたものである。

(B) 改組の要點と更生協和會の概貌

協和會の改組は、去る七月十七日、中央事務局委員會で新たなる綱領、工作方針、分會宣言、章程中央本部規則、主都本部規則等、主要案件の審議を終り、同二十日の理事會に於いて滿場一致を以て議決された。

今回改組の要點としては、名稱が滿洲國協和會から滿洲帝國協和會と改稱されたこと、機構が、今迄の中央、地方事務局及び地方辦事處が廢止され、中央本部、首都本部、省本部、都市本部、縣本部、支部、分會、班といふ制度が新設され、恰も政府機構と表裏をなす如き形を採るに至つたこと、審議機關としての聯合協議會は、支部聯合協議會、縣(旗、市)聯合協議會、省(首都)聯合協議會、全國聯合協議會等各個別に行はれ、夫々支部、縣本部、都市本部、省本部、首都本部、中央本部だけにて

打切りの性質のものとなつたこと等の諸點が指摘される。次に新に採用された綱領、工作方針、章程、規則等により、更生協和會の概貌を窺ふことゝしよう。

綱領・工作方針

◇新綱領

滿洲帝國協和會は唯一永久、舉國一致の實踐組織體として政府と表裏一體となり

- 一、建國精神を顯揚し
- 一、民族協和を實現し
- 一、國民生活を向上し
- 一、宣徳達情を徹底し
- 一、國民動員を完成し

もつて建國理想の實現、道義世界の創建を期す

即ち協和會は、政府と表裏一體たる、儼たる國家機構である。而して今回の改革により、舊綱領の政治上の運動をなさずと云ふ建前は放棄された。尙、新綱領に基いて次の如き工作方針が決定された。

◇工作方針

一、精神工作 東方道徳の眞義、日滿不可分關係の眞隨を全國民に理解信仰せしめ建國精神を徹底し國民思想を統一す

二、協和工作 國民中に核心的指導力を確立し是に依り民族相互間の軋轢、摩擦を根絶し、各民族をして各其

の處を得しめ、以て其の福祉を増進し、國民的融合を圖る

三、厚生工作 建國の精神理想を經濟生活、社會生活の上に實體化せしめ、百業の振興、國民生活の安定向上を圖る

四、宣徳遠情工作 國民の眞意を洞察して之を上達し、上意下達して國民をして衷心より國政に悦服せしむ

五、組織工作 國民を動員し訓練し組織し、官民一致、上下一體の渾然たる國民的組織體を結成す

六、興亞工作 建國精神を擴充して汎く東亞に及ぼし、亞細亞諸民族を覺醒興起せしむ

機構 協和會の構成單位は分會であつて、地域的もしくは職場によつて數人乃至は數十百人をもつて分會を組織し、多人數の分會にあつては分會内に班を作る。而してこの分會は首都本部、縣(旗)本部、特定都市本部もしくはその支部に隸屬する故に政府の意圖は一面省公署、縣(旗)公署を経て國民に傳へられると共に、協和會中央本部に移牒すれば直に前記の經路を経て各分會に傳達され、それぞれ會員に傳はり全民衆に徹底する。又下意上達の形式も先づ分會の意見として纏めて支部聯合會に上程され、採用されればその所屬本部に上申すると共に直に同級行政機關に傳達し、行政機關では上級機關の指示を仰ぐ要なき事項であれば即時實行して民意を採擇する。しからざる事項は上級機關に上申する。右の回答に接した支部は上級本部及び上級聯合協議會に具申してその實現を期する。かくて順次中央本部及び全國聯合協議會の問題となり、一方行政機關よりも同様の手續きによりて中央政府

に進達されて問題は解決されるのであるが、原則はなるべく現地に於ける双方の協議によつて實行するにある。

全國聯合協議會 一年に一回全國聯合協議會が中央に開かれ、各分會の代表者が中央に集り、政府當局と會談し、地方の事情を紹介して施政上の参考とする。

會員 協和會の會員は、章程第三條により「滿洲帝國人民及び協和會の目的を達成せんとする者を以て構成す」ることになつてゐる。三千萬民衆は全部協和會員たるべきものであり、その他協和會の主旨に賛同するものならば人種、國籍の如何を問ふものではない。併し、三千萬民衆と雖も文化の程度低く協和會精神を理解するものは、まだ極めて少數である。従つて現在の實情に於いては優秀な會員を以て國民を訓練し、指導し、動員して遂には全國民協和會員ならざるなき状態に到達せしむるため懸命の努力が要求されてゐる譯である。

又、官吏と協和會員との關係は後に掲げる植田司令官の指示の中に明示されてゐる如く、官吏は最も優れた協和會員たるべきものである。更に又、官吏と協和會員との交流が考へられてゐる。

簡單乍ら以上によつて、凡そ協和會の概貌を知り得たと思ふが、尙、次項に掲ぐる植田關東軍司令官の聲明によつて一層明確にその根本精神を感得し得ることと思ふ。

(C) 更生協和會精神の集中的表現としての植田聲明

去る九月十八日、滿洲事變五周年記念日を卜して、植田關東軍司令官は、「滿洲帝國協和會の根本精神」に就いて、管下の各兵團長、滿洲國政府、協和會に對し次の如き指示を與へたが、これは更生協和會精神の集中的表現であるばかりでなく、滿洲國の國體を闡明し、政體を明徴した意義深きものであつた。

指示 内容

一、滿洲帝國政治の特質

滿洲國の政治は民主主義的議會政治の擧に倣はず専制政治の弊に陥らず、民族協和し正しき民意を反映せる官民一致の獨創的王道政治を實現す

二、協和會設立の意義

協和會は滿洲國建國と共に生れ國家機構として定めたる團體にして、建國精神を無窮に保持し國民を訓練しその理想を實現すべき唯一の思想的教化的政治的實踐組織體なり、實踐して偏するなく結合して私するなし

三、滿洲帝國政府と協和會の關係

建國精神の神髓は協和會の體得すべき唯一絶対のものなり、建國精神の政治的發動顯現は滿洲國政府により從屬機關にあらず對立機關にあらず政府の精神的母體なり、政府は建國精神即ち協和會精神の上に構成せられたる機關にして、その官吏は協和會精神の最高熱烈なる體得者たるべきものなり、眞の協和會員が政府に

入り又は野に在りて政治經濟を指導し思想を善導し建國精神をもつて全國民の動員を完成する時王道政治の實現は期せらるべし

昭和十一年九月十八日

關東軍司令官 植田謙吉

最近、協和會の活動は漸く活潑の度を加へつゝある様だ。所謂「新京特別工作」の結果、新京で四十餘の分會が結成され、大衆運動が行はれたと傳へられる。又極く最近に於いては、綏東問題に關し、張滿洲國總理は協和會長の資格を以て、共產勢力の進出を排撃するため内蒙軍援助の意向を表明、義金募集を聲明してゐる。今や滿洲國は第一次建設期を終り、漸く内面的充實期に向はんとしつゝあるが、此の客觀的情勢の推移と共に、協和會の任務も一層重大性を加へ、活潑なる活動が期待されてゐるのである。

二、康徳二年度國際收支の分析

滿洲國の國際收支に就いては、昨秋、財政部及び滿鐵經濟調査會の共同調査に成る第一回國際收支表（大同二年Ⅱ一九三三年、康徳元年Ⅱ一九三四年兩年度）が發表され、本年報第二十二輯が、い

早く採り上げて検討を試みた處であるが、次いで昨康德二年（一九三五年）度國際收支表が、去る九月二十五日財政部から發表された。昨秋發表の第一回國際收支表に於いては、その數字が統計上幾多の誤差を含むもので、之をもつてそのまま國際收支を云々することは極めて危険であると、本年報は指摘して置いたが、今回發表の康德二年度の收支表に於いては、それは前回よりは幾分改善された。例へば對滿投資額は、前回に於いて、日本側の統計との間に可成りの差違を認められたが、これは今回から訂正され、日本側の數字に著しく接近して來た。又、輸出入額に於いて、前回には、輸出入税賦課の關係から實際とは異つた申告をなす場合のあるを想定して、財政部發表の貿易統計の數字より可成り多くの額を計上せざるを得なかつたが、今回は右貿易統計の數字と一致させてゐる。この様に改善が加へられたことは事實だが、併し尙、密貿易の問題も殘されて居り、今回の訂正によつて直ちに信據し得るものとなつたか否かは、未だ疑問の點が多い。併しこの點は寧ろ今後の改善に待つべきで、記者は今後回を重ねるに従ひ次第に整備されることゝ信じてゐる。該收支表數字の正否に就いては、本年報第二十二輯が、昨秋發表の康德元年度國際收支表を素材として一應の検討を試みてゐるので、本輯では再びこれを繰返すことを避け、訂正された諸點並びに滿洲國々際收支表に接する若干の注意を指摘して、直ちに、新たに發表された昨康德二年度國際收支表に依つて昨年度の滿洲國々際

收支を窺ふことゝする。

(A) 康德二年度國際收支の概數

先づ、公表された數字に依つて昨年の國際收支を概觀すると次頁表の如く、關東州を含む全滿洲國の對外貿易は、輸出が四億二千百萬圓、輸入が六億四百百萬圓で、差引一億八千三百百萬圓の輸入超過であつた。(本項に於ては特に斷らぬ限り、圓は總て國幣圓である)。而して貿易外の經常的勘定は、受取が一億六千三百百萬圓、支拂が一億八千四百百萬圓で、差引二千百萬圓の支拂超過である。これに前記の貿易入超を加算して、昨年の經常的國際收支は結局二億四百百萬圓の支拂超過に終つてゐる。一昨年の貿易入超が一億四千五百百萬圓、貿易外の經常的收支が約二千五百百萬圓の支拂超過、兩者合計で一億九千萬圓の支拂超過であつたのに較べて、昨年は一層逆調化したことが判る。これは誰しも容易に氣付く如く、昨年度の輸出不振により、入超額が著しく増大したことに因るものだ。

そこで資本の移動、即ち貿易外の臨時的勘定を見ると、昨年の受取勘定は四億五千九百萬圓、支拂は一億六千七百百萬圓で、差引二億九千二百百萬圓の受取超過になつてゐる。而してこの受取超過勘定が前記の支拂勘定をカバーしたものである事は改めて指摘する迄もない。

(一) 滿洲國々國際收支		康德二年 (昭和十年)	康德元年 (昭和九年)
商 品 輸 出	商 品 買 入		
		421,078	448,427
(A) 經常的受取			
1. 滿洲外證券ノ利子及配當受取.....		4,378	2,654
內日本其他外國々債利子.....		1,085	394
滿洲外地方債社債利子.....		2,362	1,639
滿洲外會社株式ノ配當.....		931	621
2. 滿洲外へノ預ケ金貸付金ノ利子.....		4,658	5,146
3. 滿洲ニ本據ヲ有スル事業ノ滿洲外純益...		663	564
4. 海運關係收入.....		19,333	18,505
5. 保險關係收入.....		6,680	4,480
6. 外來者消費.....		122,984	92,972
內日本及外國政府經費.....		92,184	68,661
7. 其ノ他.....		4,516	3,122
經常的受取計.....		163,212	127,446
(B) 臨時的受取			
1. 對滿放資.....		404,030	285,175
內滿洲國債ノ滿洲外募集.....		73,000	8,842
滿洲本店會社株式社債ノ滿洲外募集賣渡.....		225,950	228,902
滿洲外ヨリノ借入金預リ金.....		78,023	29,169
其ノ他對滿放資.....		27,077	18,262
2. 滿洲外放資回收.....		55,749	37,314
內日本其他外國々債ノ償還賣渡.....		1,739	129
滿洲外地方債及社債ノ償還賣渡.....		1,372	8,140
滿洲外本店會社ノ株式賣渡.....		7,037	
日本郵便貯金及郵便年金拂受.....		38,642	28,971
滿洲外へノ預ケ金貸付金回收.....		6,959	74
臨時的受取計.....		459,779	322,489
貿易外受取合計.....		622,991	449,935
貿易外受取超過.....		271,033	240,584
貿易及貿易外受取總計.....		1,044,069	898,362
總差引受取超過.....		87,932	95,449

(單位千國幣圓) (關東州ヲ含ム)		康德二年 (昭和十年)	康德元年 (昭和九年)
易 外	收 支		
	商 品 輸 入 超 過	604,149	593,562
	差 引 收 支	183,071	145,135
(A) 經常的支拂			
1. 滿洲內證券ノ利子及配當支拂.....		72,840	55,089
內滿洲國々債利子.....		2,836	1,363
滿洲內地方債社債利子.....		28,855	19,557
滿洲內會社株式ノ配當.....		41,149	34,169
2. 滿洲外ヨリノ預リ金借入金ノ利子.....		7,730	5,653
3. 滿洲外ニ本據ヲ有スル事業ノ滿洲純益...		11,076	5,584
4. 勞務利益ノ滿洲外仕送持歸リ.....		41,863	40,115
5. 海運關係支拂.....		4,055	5,817
6. 保險關係支拂.....		14,866	12,619
7. 滿洲在住者ノ滿洲外消費.....		25,289	21,042
8. 他項ニ掲記セザル滿洲國政府海外支拂...		905	3,192
9. 其ノ他.....		5,380	3,763
經常的支拂計.....		184,004	152,874
(B) 臨時的支拂			
1. 滿洲外放資.....		72,704	50,487
內日本其他外國々債應募買入.....		498	23
滿洲外會社株式社債ノ應募買入.....		7,068	5,578
日本郵便貯金預入及郵便年金拂込.....		45,208	34,980
其ノ他滿洲外へノ貸付金及預ケ金.....		11,121	—
其ノ他ノ滿洲外投資.....		8,809	9,906
2. 對滿放資返還.....		20,810	5,990
內滿洲國々債償還及買入.....		4,001	—
在滿本店會社々債ノ償還及買入.....		4,335	2,868
在滿本店會社株式ノ買入.....		1,120	
滿洲外ヨリノ借入金預リ金返濟.....		10,506	3,122
其他ノ對滿放資返還.....		848	—
3. 其ノ他.....		74,440	—
臨時的支拂計.....		167,954	56,447
貿易外支拂合計.....		351,958	209,351
貿易及貿易外支拂總計.....		956,109	802,913

(B) 輸出貿易の減少と對滿投資の増大

次に内容に移るが、先づ貿易收支を見ると、昨年度の入超額が一昨年度に比して約三千八百萬圓の大増加を來してゐることが目に付く。これは一昨年度の農産物不作による輸出不振に基因するもので輸出品の太宗たる大豆は前年に比し約三千萬圓餘の輸出減少を示し、輸出額は全體で約二千八百萬圓の減少となつてゐる。一方、建國以來急激な膨脹を續けて來た輸入は、昨年度に於いて著しく増加趨勢を緩和し、前年度に比し僅に一千萬圓を増加したに過ぎない。輸入貿易を急速に膨脹させて來た建設景氣も漸く落着を見せて來たことを物語るもので、入超増大の原因は全く輸出の減少にあつたことが判る。

次に貿易外收支を見ることとする。先づ受取の主なるものは對滿投資を筆頭に外來者消費、海運關係收入等であるが、昨年度に於いては對滿投資と外來者消費の増加が目立つた。即ち、對滿投資は一昨年の二億八千五百萬圓から四億四百萬圓へ飛躍的に増加して居り、外來者消費も九千二百萬圓から一億二千二百萬圓へ約三千萬圓の激増を示してゐる。この外來者消費の過半數を占めるものは、日本軍費であると云はれてゐる。これは一昨年度に於いては前年度より約二千萬圓ばかり減少し、滿洲の治安が良好するに従つて減少するものと豫想されたのであるが、昨年度に於いて復々増加したのは注

目に値ひしよう。對滿投資の増加は滿洲國々債の募集約六千五百萬圓増、借入、預り金約五千萬圓増に依るものである。又、支拂の主なるものは證券利子及び株式配當、俸給生活者仕送、苦力持歸金、保險關係支拂、日本郵貯預入等である。支拂に於いて注目すべきは、北鐵買收金支拂と滿洲國々防費分擔金が昨年度新たに加つたことで、第一表に於いては其他の項に一括して七千四百萬圓を計上してあるが、この内譯を示すと、國防費分擔金九百萬圓、北鐵買收金五千五百七十八萬五千圓、北鐵退職露人持歸り九百六十五萬五千圓となつてゐる。

かくて、昨年度に於ける貿易外收支の總計は差引約二億七千百萬圓の受取超過となり、一昨年度より三千百萬圓の増加となつてゐるが、これは前述の對滿投資と日本政府關係の在滿支拂經費の増加によるものと見てよい。

尙、國際收支の國別割合を見ると對日本は全體の七割六分を占め、日滿經濟關係の不可分性をよく現してゐる。

(C) 今年及び今後の見透し

以上に於いて、最近發表の康徳二年度國際收支を概觀したが、最後に今年及び今後の國際收支がどうなるかを見るとしよう。勿論、これに就いては全面的な觀察は出來ない。たゞ貿易及び對滿投資に

(二) 一—九月外國貿易
(單位千國幣圓)

	一九三五年	一九三六年
輸出	三〇、九二二	四九、八三二
輸入	四三、九三六	五〇六、三七九
入超	一三、〇一四	七六、五五七

關する資料をこゝに提供して讀者の參考に供したいと思ふ。

先づ商品貿易は第二表の如く九月迄の入超が七千六百萬圓で昨年より六千七百萬圓ばかり減じてゐる。輸入の増加が鈍つたのに對し、今年は、昨年の農産物の回復で輸出増加したからである。

次に對滿投資は、最近發表された數字によると、一月より十月十日現在まで、二億一千八百萬圓に達してゐる。尙其後十一月中に拂込まれたものは滿洲輕金屬製造の株式拂込金六百二十五萬圓と鞍山鋼材の株式拂込金七十五萬圓、計七百萬圓である。而して今後年内に拂込まれるものは見當らないから、結局今年の對滿投資は二億二千五百萬圓となる。今年の日滿爲替は平均百圓だから、これを國幣圓に換算しても同じく二億二千五百萬圓となり、昨年の四億四百萬圓に比し一億七千九百萬圓ばかりの減少となる。

今後、滿洲國は第二期建設に入るが、産業五ヶ年計畫等が傳へられ、巨大な對滿投資が必要となるものと見られてゐる。日本内地に於いても軍需工業擴充で資本の必要が切迫して來つゝある折柄、この對滿投資が如何にして賄はれるかは、日滿兩國にとつて今後に残された重大な問題である。

第八節 南進論の擡頭と南洋の重要性

本年下半年期以來「南進論、南進政策」が頻りに云々されるに至つた。この問題はその進展がはでないので、對蘇問題、或は對支問題等所謂大陸政策の前に光を喪つてゐるかに見えるが、その重要性に至つては實は決して大陸政策に劣るものでない。それが現在背後に押しやられてゐるかに見えるのは唯今日の國際情勢下に於てかくある丈の事で明日の國際情勢下には如何やうに變するか容易に豫想し得ないのである。以下我々は同問題の重要性に鑑みその問題とそれに關聯する問題につき一節を費すであらう。又次輯以下に於ても機會ある毎に本問題に對する注意を怠らぬ積りである。

一、南進論の背景

最近南方への關心が新にされると共に、南進政策も新しき時代の脚光を浴びて舞臺にせり上つて來た。就てはまづ南進政策の背景を顧みる必要がある。日本の如く主要資源に乏しく、國內市場の狹隘な國家が外國市場を開拓すべき對外政策を終始一貫追求するのは必然的運命であるが、日本が生存權

を維持すべき爲に執られた進路は二つある。即ち北進論と南進論とである。日本列島の地勢から見て、之が國力膨脹の政治地理學的向上の方向であるからだ。さればその歴史は何れも古い。が、新しい意味に於ける南進論は滿洲事變の一段落と共に始まつたものであつた。即ち滿洲事變後の日本の大陸政策は一方に於てソビエトとの對立を新たな局面に展開し、他方支那に於ける全國的抗日を一層激化せしめたことも免れなかつた。即ち我國が大陸政策を強化するに伴ひ、ソビエトとの摩擦は益益尖鋭化し、日支親善は口頭禪となつて兩國は益々反目睽離し、日米、日英關係亦必ずしも良好とはいへない。従つて、南進論者の主張を借りればこゝに次の如き情勢が展開されるに至つたのである。

南進論者はいふ、滿洲事變勃發直後には、滿洲國は恰も無盡藏の大資源を抱藏するかの如く宣傳せられ、大陸政策の強行を謳歌せしめられた。だが、其後真相が追々明るみへ持ち出されて見ると、之等の宣傳が如何に事實と相距る遠いものであつたかゞ判明した。日露摩擦の危険を冒して、かくの如く利益の少い大陸政策を強行するは、徒らに國力の磨滅を齎らすのみであるから、此邊で大陸政策に見切りをつけ、方向を轉じて南方に進むべきであると。即ち日本の生産、貿易、移民の發展竝に國防上必要な資源の供給を滿洲にのみ期待することは甚しく高價危険であるのみならず、且不可能でもあるとするのである。

永田拓相が去る五月の特別議會に於て、「南方に向て今後仕事をしなければならぬと考へてゐる。從來は北方即ち大陸にのみ向つてゐるような感じだつたが、今後はどうしても南方に向つて行かなければならぬといふことを痛感してゐる」といつた。北守南進論の再擡頭も、このような事情に由來してゐるのである。

更に最近に於ける大陸政策遂行の經緯を見るに、その主力は陸軍で、海軍は殆ど直接之に關與してゐない。かゝる事實は我軍部を構成する陸海軍の政治的地位を不均衡化する嫌なしとしない。

以上の如き、經濟的、軍事的事情は我國策遂行上、滿洲政策の偏重を矯め所謂大陸政策と南進政策とを調和すべしとの要求を起し、海軍がその代辯者となる事も亦自然の勢であらう。そういふ意味で臺灣總督の武官制への逆轉も了解されるであらう。

従つて從來我南洋發展は、多く財閥若くはその他の私的企業に過ぎなかつたのであるが、今回は從來の如き個別的な、私企業的な發展に對して、國家的な資本を動員した統制的方向で、組織的にその開拓に當らんとする傾向が現はれて來た。最近設立された臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及滿鐵を背景とした興中公司の如きは之を意味してゐる。

二、南洋の經濟的重要性

何故に南進すべきか、に就て明にせねばならぬのは南洋の持つ日本經濟に對する重要性である。その一つは周知の如く、南方資源の問題であり、他は我商品販路としての市場性である。

(A) 資源の供給地としての重要性

一言にして南洋とはいふが、然しその地理的範圍を科學的正確さを以て定めることは困難である。が、大體に於て東は布哇より西は馬來半島、南は濠洲新西蘭に至るまでの間に存在するアジア大陸南部と太平洋上の一切の島嶼である。更に之をいさ少し具體的にいへば、我委任統治下の南洋群島を始め、比律賓、佛領印度支那、暹羅、英領馬來、蘭領印度(スマトラ、ジャワ、セレベス、ボルネオ、ニューギネア) 英領ボルネオ及ニューギネア、濠洲聯邦の屬領及其委任統治領を總稱するものである。之等の地域は熱帶圏内にある高温高熱で植物の生育に適し、礦物の埋藏量も亦少くない。のみならず、資本による探查開發の及ばざる廣大な地域が多分に残されてゐるから、今後幾多資源の供給増加が期待せられる。南方資源の如何なるものかは次表によつて窺はれる如く、南洋は錫、石油、鐵、護謨及植物性食料品の世界有數の供給地である。即ち蘭印の石油、ゴム、錫、コーヒ、馬來半島の鐵、

ゴム、錫、暹羅、比律賓、佛印の米、ゴム等がそれである。天産に恵まれない日本にとつては垂涎措く能はざるものが多く、日本人の移住も亦可能である。

(一) 南洋主要生産物産額 (一九三四年)

世界産額	蘭印	英領ボルネオ	英領馬來	暹羅	比律賓	佛領印度支那
石 油(千瓩)	206,460	6,042	283	—	—	—
錫 (〃)	122	10.7	—	51.0	—	—
錫 鑛 石(〃)	122	20.0	—	38.0	10.3	1.2
鐵 鑛 石(〃)	119,000	—	—	1,154	—	—
金 (〃)	0.7	0.02	0.006	0.009	—	10
ニ(千封度)	2,291,111	853,333	64,444	1,055,556	40,000	2,222
米 (千ギンタル)	905,000	50,600	1,815	5,457	50,077	21,051
コーヒ(〃)	24,980	1,064	—	—	—	10
砂 糖(〃)	144,700	6,171	—	—	—	14,300
石 炭(千瓩)	1,100,000	0.1	—	—	—	—
硫 黄(〃)	1,980	0.6	—	—	—	—
木 材	?	?	?	?	?	?

備考 國際聯盟調査による。

近代國家として不可缺の重要原料は、羊毛、棉花、石炭、鐵鑛、石油、銅、鉛、硝酸加里、硫黃、アルミニウム、ゴム、マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、苛性加里、燐酸鹽、アンチ

モニ、錫、水銀、雲母、亞鉛の二十二種とされるが、石炭、硫黄、クローム、タングステン、雲母の五品を除けば、我國はその大部分若くは全部を外國に仰がざるべからざる状態である。

我國の主要輸入商品を金額別に見ると、棉花、鐵類、羊毛、機械類、石油、化學製品、豆類、ゴムの八類で全輸入額の約七割を占めてゐるが、日本資本主義にとつて現在の重要問題は、之等の纖維工業資源と重工業資源とを如何にして手近に確保するかである。就中、喫緊的要求は此資源中、重工業資源を確保するかに中心がをかれてゐる。それは一つは切迫した軍事的目的から他は日本産業の重工業化目的から出てゐるものに外ならない。

纖維工業資源を所謂アジアブロックの内部に得ることは、いまのところ殆ど不可能視されるが、重工業資源供給の道は相當に拓かれてゐる。蓋し右の如く、南洋には日本の要求する重工業資源の多くな地位にあるからだ。例へばいま東京を中心としてスンダ海峽迄の距離三千哩を半径として圓を描けば日本の必要なる重工業資源は大部分此圏内、然も海路を以て到達し得る地域に存在するのである。此點日本は八千哩のブラジルより鐵鑛を求めんとする獨逸や、棉花を印度及米國より、羊毛を濠洲より輸入する英國等に比して、遙に安定確實且つ經濟的な利益を有するといへよう。南洋の持つ重

(二) 日本の南方特産物輸入表(昭和十年)(金額千圓)

品目	日本全輸入額	蘭印	英ボルネオ	シヤム	比律賓	佛印度支那	馬來	南方計
鐵	44,542	—	—	—	—	—	20,290	20,290
石	144,097	36,512	5,761	—	—	—	—	42,273
錫	15,581	78	—	—	—	—	9,895	9,973
炭	48,970	—	—	—	—	9,793	—	9,793
米及粗	3,349	—	—	2,986	—	162	—	3,148
生ゴ	51,636	11,661	—	—	—	1,771	24,125	37,557
糖	12,701	12,576	—	—	—	—	—	12,576
砂	27,795	435	—	—	13,513	—	—	13,948
麻	49,775	2,120	2,542	1,624	5,095	—	—	11,381

要性も亦此處にあるといはねばならぬ。

我國が現在南洋から輸入するものは、金額順位からいへば、石油、ゴム、鐵鑛石、麻類、砂糖、木材、錫、石炭、米等であるが、第一の石油は蘭領印度(ボルネオ、スマトラ、セレベス)及英領ボルネオがその供給地である。石油に次ぐ重工業資源の鐵鑛石の供給地は英領馬來である。其の他は上表の如くである。

(B) 商品市場としての重要性

然し南洋の諸地域は原料品の供給地としてのみならず日本の工業的商品の販路としても極めて重要性を有つてゐる。世界大戦後の南洋貿易に於ける資本主義國家の相互間の競争に於て、最も著しき事實は日本商品の進出である。大戦前に於ける日本の對南洋貿易は輸入超過であつたが、大戦後は一變して輸出超過となり、吾國の東洋向輸出市場中、印度及支那を凌ぎ滿洲國に次ぐ消化力を持してゐる。

かくの如く、南洋が一變して我對外貿易上、輸出市場として重要

(三) 日本の對南洋貿易 (千圓)

	輸 出			輸 入		
	1913年	1934年	1935年	1913年	1934年	1935年
蘭領印度	6,212	15,845	143,041	38,228	63,464	78,187
英領馬來	10,239	63,320	50,949	5,288	63,320	69,142
比律賓	6,284	36,461	48,058	7,708	18,891	23,949
シヤム	1,035	28,048	40,258	6,934	1,540	5,457
佛領印度	1,055	2,654	4,021	26,265	10,621	15,011
英領ボルネオ	—	300	545	—	7,304	9,832
合計	24,825	289,234	286,871	84,423	165,140	201,578
對滿洲國	—	403,019	449,057	—	191,491	216,522

なる地位を占むるに至つたのは、我國が臺灣糖の増産による自給自足の域に入つたため原料糖の輸入が減じたのと朝鮮及臺灣に於ける産米増加により暹羅米その他の輸入が減少したのに對して我工業の發展により工業製品の輸出が増加した結果である。何れにせよ、かくの如く對南洋貿易の増加は日本の經濟的實力の發展に伴ふ必然的結果であるが今後我資本にとり此重要性は益々増加するであらう。我商品に對する南洋方面に於ける新市場の追加こそ、南進政策の第二の目標である。

三、南洋諸國と我國との交渉

(A) 南洋諸國の對日態度

かくの如く我資本商品及人口が南方に向て一の發展方向を有するのは地理的歴史的の必然であり、また日本經濟の現實的慾求でもある。然らば之に對し、南洋諸地域の對日政策は如何なるものであるかといふに、まづ通商方面では歐洲諸國の屬領たる地域に於ては各本國資本並商品の保護上、日本商品の進出に對して政治的障礙が加へられてゐる。

る。即ち蘭印に於ては蘭英兩國商品の保護及蘭印内に投下せられたる蘭英資本の保護上、一九三五年度から輸入割當制度を實施し、佛領印度支那に於ては佛國資本の保護障壁として佛本國との間に關稅同化制度があり、英領馬來に於ても英帝國との間に特惠を認め日本に對する防衛がある。之に反し暹羅或は比律賓の如き東洋人の獨立國若くは自治政府の下に於ては、日本に對しかくの如き障礙を設けてゐない。特に暹羅の如きは一九三二年の革命以後は日本商品進出の道が容易にせられた。

更に、之等の諸國は資源の開發上日本資本の参加について如何なる態度を執つてゐるであらうか。南洋の領域中、最大の面積を占むるのは蘭領印度で、百八十九萬九千方料、人口六千餘萬を有し、領有以來三百數十年を開けるに拘はらず、その開發はジャバに限られ、「外領」の大部分は殆ど未開發の儘に放置せられてゐる。然るに蘭印政府は日本の進出に對して恐怖危惧の念を抱き、日本資本に對しては勿論、商品、移民に對して自由に門戸を開かない。殊に滿洲事變以後、蘭印の我國の侵略に對する猜疑警戒の念は急激に高まり、財政難にも拘はらず和蘭本國及蘭印政府は蘭領印度の軍備擴張を行ひ、南洋興發のニューギニアに有する利權行使とか日本移民の送致に關しても干涉を加へてゐる。之は日本が重工業資源殊に石油を蘭印に依存すること、蘭印が廣大なる面積を無開發の儘領有してゐる事實が、かゝる疑心暗鬼の念を懷かしめたものであらうが、一つは無責任な我一部の言論も少から

す禍してゐる。

和蘭と共に濠洲の態度も亦對南政策上看過出來ない所であるが、蘭印と同じく日本の南進に對して危惧を感じてゐる。廣大なる面積と稀薄なる人口を有する濠洲が、ニューギニアの東南半を屬領とし、更に東北半を委任統治領としたことは決して濠洲自體の内部的必要から生じたものでなく、南進せんとする日本に對する防火扉たらしめんとする意圖に出でたものに外ならない。かくして彼等は之等地域の資源が日本に開發せられることを喜ばない。従つて列國總投資額が五十億圓に達すると推定せられるに對し、日本の對南投資は僅に一億圓前後で微々たるものである。

和蘭、濠洲に止まらず、印度支那に於ける佛蘭西、獨立後の比律賓に於ても亦日本の領土的野心を猜疑して畏るゝものが少くない。然し之等は凡て現實の脅威といふよりは寧ろ想像上の恐怖乃至は脅迫觀念に過ぎない。何れにせよ、彼等は豊富な資源を自ら開發せず、また日本の参加を欲せず、世界經濟上重要なべきあたり南洋の資源も、ムザ／＼放置せられてゐるのである。和蘭及濠洲の統治下にあるニューギニアの如き内部の知られざること嘗ての暗黒大陸アフリカにも勝ると稱せられる。

(B) 誤解を一掃せよ

これに對して我國は如何なる態度を取るべきかと云ふに、我國としては、第一に南洋諸地域に對し

領土的野心を有せざることを明にし、對日神經を刺戟するが如き無用の議論を慎しみ、彼等の恐日觀念を一掃する必要がある。

第二の課題は南方諸國及此處に領土を有する英、蘭、佛等の諸國との國交調整で、就中必要なるは日英親善關係の増進である。南洋に於ける蘭英兩國の占むる重要性和和蘭の英國に對する政治的經濟的關係を顧るならば、日英兩國の親善こそ南進政策の第一工作であらねばならぬ。對南總投資額五十億圓中、蘭英兩國の投資額は實に三十六億圓の多きに及んでゐる。滿洲國成立當時英米資本との對立は比較的抽象的であつたのに對し、南方への進出は具體的に蘭英資本との正面衝突を惹起する危険性が極めて濃厚であるからだ。

第三日本との片貿易調整のために南洋から原料品の輸入増加を圖る必要がある。對南輸入の増加は彼地の購買力増加を齎らし、聽て我商品市場の販路増加となつて現はれるであらう。それには南洋の資源を開發し、生産力を増大して日本の必要とする原料供給の路を拓かねばならない。『世界資源を各國の必要に應じ、適當なる數量に分配する制度を保障するには必ずしも戰爭を必要としない。相互貿易の振興から來る共通の利益を尊重することによつて充分に疏通の路がある。』(スノーデン)

南進論者が往々、特殊な意味ありげに南進國策なるレッテルを貼り、神經過敏になつてゐる列國の

誤解を甚しくするが如きは無用有害の事である。特別に南進政策なるものがあるべきでない、我國が工業立國策を定め、廣く市場を海外に求めんとする以上、列國に對し門戸の解放を要求せねばならぬ。南進策の如きは對世界的要求の一部としてなされるべきものである。我南方發展の歴史を顧るに、滿洲に於けると異り、軍事行動の結果ではなく、全く我經濟の自然的發展に基くものである。大陸經營と南方發展は日本の活路で、兩者は同時に、或は交互に反覆繼續されて來たが、大陸政策の遂行が多く直接武力によつたのに反し、南方進出が平和的になされたことは秀吉以來の歴史的傳統である。

然し沈黙は金なりの時代的錯誤の格言をその儘に、南進政策てふ漠然たる文字の下に對手國に無言の威壓を加へたことも今日の恐日感を齎らした一因であるから、我政策の眞意を明にするは因より必要なことである。それと同時に南洋諸國も亦その脅迫觀念と偏狹な國家主義を捨て、日本の商品及資本の進出に對し、南洋富源の開発に協力し、世界經濟の發展に寄與すべきであらう。日本は現在滿洲經營と軍事費の膨脹とによつて殆ど全力を傾倒してゐる。領土的野心の遂行の如きは、戰爭を前提とせずしては實行不可能であるから、これは日本として到底堪へ得る所ではないからだ。

第九節 「準戰時體制」下の政治社會情勢

一、新らたな局面

今迄の叙述に依り、既に諸君は讀みとられたことと思ふが、我國の經濟・政治外交の各分野に亘つて、注目すべき新らたなる局面が現はれて來たことを茲で先づ指摘して置きたい。

X X X

金輸出再禁止を契機として昂揚された我國の景氣が、今日に至るも尙ほ好調裡に推移しつゝあることに變りは無い。そこに、基本的な景氣の逆轉が始まつたなどと云ふことも無論見られない。けれども、馬場藏相に依つて「準戰時體制豫算」と銘打たれた十二年度の豫算案が發表されるに至つて、日本經濟には幾多の重要な問題が提起された。財政の膨脹——特に軍事費の増大——に基づく悪性インフレの危険性深化、之が其の焦點である。若し我國の産業（殊に所謂軍需工業乃至其の生産設備を擴張するに要する工業）にして、軍事費膨脹から來る物資の急需に應じ得ぬとすれば、茲に起る現象は輸入の増加、國際收支の均衡破壊、爲替相場の低落であり、それは悪性インフレの最大の要素となる。

斯うした懸念は、何も今更抱かれたものでは無いけれども、今やそれは眞劍に危惧され警戒されて來たのである。勿論、其の危険を未然に防ぐ對策は種々ある。が、若しも軍需關係品の輸入増大を許容するとなると、政府に依つて、貿易、産業、金融の各分野に亘る廣汎にして且つより強化せられたる統制・管理が強行されることは必至である。日本經濟の現位置並に將來を卜する上に、今や此の問題が最も重要なものとして前面に出されて來たのである。

斯うした事情は、夫れと密接な關聯を持つて居る政治部面に種々なる影響を及ぼして來る。軍部・官僚を中心とする政治の右翼化傾向がそれである。テロリズムに對する絶體的否定の決意は事犯者に對する峻嚴な態度に依つてよく解る。また人事異動の跡を吟味して見れば、所謂肅軍に對する軍當局の意嚮も略々推察出來る。けれども、それが政治の右翼化と全く相反するところのものであるなどと云へぬことは勿論である。軍部が中心となつて押し出して居る行政機構の改革問題と云ひ、議會政治の改革問題と云ひ、何れも此の間の事情を物語るものだ。更に、陸軍造兵廠従業員の勞働組合加入を禁止せる如きは、軍當局が何を考へて居るかと云ふことを理解するの一の手掛りを與へた點で重視して然る可きである。

一方、對外的には、日獨防共協定が締結され、次いで日伊間の通商協定を成立せしめた。從來とて、世界經濟並に政治の一環として多かれ少なかれ關聯を持つてゐたわけだが、今度の協定に依つて日本は特異な位置を占むることを餘儀なくされたのである。即ち、國際的反ポルシエビズム戰線の重要な一角を受け持つことを世界に宣言することに依つて、夫れに相應した異常な任務を背負ふことになつたのである。この協定が國際政局に相當大きな波紋を捲き起したことは云ふ迄も無いが、特に蘇聯邦並に隣國支那に對してはひどい衝擊を與へた様である。蘇聯邦は漁業條約の調印を拒否し、ために日蘇關係は一層惡化してしまつた。

當面、それよりも問題なのは日支外交の破綻である。これはまた徹底的な失敗を蔽ふ所なく國民の眼前に曝露してしまつた。上海、北海、漢口と相次いで瀕發せる邦人殺傷事件は、支那民衆の全面的抗日運動の昂揚を如實に示したものだつた。南京交渉では之の一應の解決が當面緊急の課題とされたのだらうが、夫れは日本外交の不手際に依つて會議が土壇場に追ひ込まれてしまつたのである。十二月十二日、突如西安に勃發した張學良のクーデター事件は、破局的な日支關係に一大轉換を與へる契機となつたが、然しこれに依つて、官僚軍部の獨善的祕密外交が齎らした醜態は決して國民の腦裡から消え去るものでは無い。

一體、日本經濟並に政治は、どこへ持つて行かれるのだらうか、と云ふよりも、どこへ持つて行か

うと云ふのだらうか、財政に對する危惧の念と、政治の右翼化、外交政策の失敗をまざくと見せつけられつゝある國民は、今や漸やく總てを直視しようと思ふ氣魄に呼びさまされつゝある。我々は先づ、決定せる廣田内閣の國策と準戰豫算の内容から見て行かう。

二、廣田内閣の國策と準戰豫算

(A) 廣田内閣の國策

國策の范濫で一時其の收拾に困難を感じた廣田内閣は、八月廿五日「昭和十二年度以降に於いて重點を置き施設すべき事項」として、次の様に發表した。

- 一、國防の充實
- 二、教育の刷新改善
- 三、中央、地方を通ずる税制の整備
- 四、國民生活の安定Ⅱ(イ)災害防除對策(ロ)保健施設の擴充(ハ)農山漁村經濟の更生振興及び中小商工業の振興等
- 五、産業の振興及び貿易の伸張Ⅱ(イ)電力の統制強化(ロ)液體燃料及び鐵鋼の自給(ハ)纖維資源の

確保(ハ)貿易の助長及び統制(ホ)航空及び海運事業の振興(ヘ)邦人の海外發展助長等

六、對滿重要政策の確立Ⅱ移民政策及投資の助長策等

七、行政機構の整備改善

廣田内閣成立後間も無い三月十七日に發表した新内閣の政綱は、冒頭先づ「庶政一新」の決意を示した後、國體明徴の徹底、國防の充實と自主積極外交の確立、財政經濟の刷新と國民生活の安定、吏道の振肅と行政機構の更新、の四點を強調したが、其の具體化したものが、こゝに七大國策十四項目となつて現はれたわけである。ところで、斯うした國策の中、どれを、どの位の規模で、どの程度に實現しようと思ふのか、問題である。それを具體的に明示したのが準戰時豫算である。

(B) 準戰時豫算の内容

既に、吾々は第一部に於て、増税の規模と其の實質を検討し最後に十二年度豫算に觸れた。が、ここでは特に國策と關聯してもう一度見たいのである。歳出總額三十億四千萬圓、これを一般行政費と軍事費(陸海軍省費)とに分てば、前者十六億四千萬圓、(對十一年度増加三億九千萬圓)、後者十四億圓(同上三億四千萬圓)となる。但し、一般行政費中には税制整理に伴ひ變更を見た地方財政調整交付金二億二千萬圓が含まれて居るから、之を除けば十四億二千萬圓、従つて十一年度に對する増加

国民生活の安定

内災害防除対策(内務農林)

五、三〇〇
一九、六〇〇

保健施設の擴充(内務)

九、二〇〇

農山漁村經濟の更生振興及び中小商工業振興など(農林、内務、商工、大藏省)

二四、三〇〇

産業の振興及び貿易の伸張

内電力の統制強化(逓信)

液體燃料の自給(商工)

鐵鋼の自給(商工)

纖維資源の確保(商工)

貿易の助長及統制(商工外務)

航空事業の振興(逓信)

海運事業の振興(逓信)

邦人の海外發展助長(拓務)

對滿重要策の確立

(移民政策および投資の助長策)

内滿鐵拂込金(大藏)

移民事業(大藏)

二五、〇〇〇
二〇、〇〇〇
四、九〇〇

額も一億二千萬圓となる。軍事費の比重が十二年度に於て更に加重されて居ることは明白である。従つて、一方國民生活安定の諸施設に當てられる部分は、約五千三百萬圓に過ぎず、國防費新規増額六億九千萬圓に比すれば一割に満たぬ。更に産業及び貿易の振興諸施設では、其の内容は上に示した様に多分に國防的色彩が濃い。何れにしても國防費以外の諸國策が著るしく壓縮せられて居ることは、所謂準戰時體制豫算と銘打たれて居る以上免れないところなのである。が、冒頭一言した様に、そこには尙ほ軍事費膨脹に基づく輸入増加—國際收支均衡の

破壊—爲替低落—悪性インフレの危険性が横たわつて居るし、それを阻止するための強力な統制が残されて居る。

三、行政機構・議會政治の改革問題

(A) 行政機構の改革問題

行政機構の改革は、廣田内閣の國策の一つで、成立當初發表した政綱中で國民に公約して居つたところのものである。それは軍當局が特に強調して居つたのだが、九月廿一日、正式に陸海軍部兩大臣に依つて「行政機構改革共同意見書」なるものが廣田首相に提出され、更に十月九日陸海軍當局談の形式で陸軍から左の如く發表されるに及んで問題は具體化して來た。

國運の進展に伴ひ帝國憲法を基本とし庶政を一新す、之がため先づ政治行政機構の全般に亘り根本的刷新を行ふ。其要項左の如し。

中央行政機構

- 第一、國策統合機關—重要國務に關する調査、統轄、豫算の統制按配を掌る機關を設け内閣總理大臣の下に置く、情報委員會も該機關に統合す、該機關の長をして閣員に列せしむることを得
- 第二、人事行政—人事行政の統制刷新をはかる機關を設置し内閣總理の管理に屬す
- 第三、外務、拓務兩省を統合し對外政策の統合強化をはかる
- 第四、農林商工兩省を統合し且貿易、燃料、電氣等に關する機關を擴大若は新設し産業行政の合理強化を行ふ
- 第五、文部省に内務省の神社局の管掌事項を移管し國民精神の作興、體育の向上を圖る

第六、内務省を改組し神社局及び道路港灣に關する土木行政の一部を夫々第五及第七に移管し内務行政機構を刷新し衛生に關する機關を統合強化す

第七、鐵道、航空、遞信行政の統合をはかり、民間航空事業の劃期的飛躍を促進し、船舶港灣行政を統合強化す

第八、各省の内容を整理改善し、各省間に重複したる機構事務並に研究機關を統合整理す

地方行政機構

地方行政機構を中央行政機構の整理改善と國運の進展に伴ひ整理刷新す

議會制度

國運の進展並に議會の現狀に鑑み、議院法選舉法を改正し議會を刷新す

〔附〕 本要綱實施のため先づ必要なる省大臣の臨時攝任を行ふものとす。

要するに、軍部案の要點は、(一)國策統合機關を新たに設けて、其の長官を無任所大臣として入閣せしめること、(二)省の廢合を圖ること、にある。行政機能を組織的に綜合統一し、より合理的にして敏活な活動に資せんとする限り問題は無い。だが、此の案は決してそれだけを意圖して居るのでは無い様だ。勿論、具體的に詳しいことが發表されないから解らないけれども、國策統合機關と云ふのは一體どんな職責をもつのか、其の長たる無任所大臣はどんな權限をもち従つて閣内に於て首相並に他の閣僚との關係はどうなるのか。『重要國務に關する調査統轄、豫算の統制按配を掌る機關』と云ふ意味が、各省から提出せられる政策を綜合的に整理按配して所謂國策を樹立し其の圓滿な遂行を圖

るにあるとするなら既に内閣總理大臣に其の權限は與へられてある。尙ほ、軍部案の外に、法制局の立案したものがあるが、それは名稱を總務廳と云ひ、調査局を企畫局、情報委員會を情勢局と改稱し、この二局に資源局と統計局を併せて組織する、この長官は内閣官制第十條に依つて特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめることが出来る、と云ふのである。軍部案と異なる點は法制局を除外して資源局を入れること、並に豫算の審議權を持たせて居らぬこと、である。斯うした點は、近く開かれる第七十議會に於て可成り瞭りした姿を現はすだらうが、何れにしてもそこには政治の右翼化傾向が看取されるのである。

(B) 議會政治の改革問題

軍部に依つて中央行政機構の改革が具體的に問題化されつゝあつた矢先、議員制度、選舉法、地方行政機構の改革に關する滅茶な案が新聞紙上に發表された(註)。それに依ると、一、議會の權限縮小——行政監督權の制限、一、政黨内閣の否定一、兩院制度の廢止と職能代表制の採用、一、普通選舉制の撤廢、をやらうと云ふのである。勿論、これは軍當局から正式に發表されたと云ふわけのものでは無く、單に部内の有力な意見として傳へられたのであるが、國民は異常な衝擊に襲はれたのである。就中、政黨政治家の憤激は著るしく、將に全國的な護憲運動が捲き起されんとする可成り緊張する。

た局面が出現した。

(註) 十月三十日の東京朝日新聞紙上に報ぜられたものは左の如きものであつた。

一、日本の今日の議會は所謂英國流の議院内閣制をとり來つたので議會は立法、豫算に關する協賛權の行使よりも、むしろ政府の行政監督權の行使に主力を注ぎ、ために議會は政權爭奪場と化し肝腎の立法、豫算の協賛が輕視されてゐる、よつてこの際米國流の如く議會と政府とを各々獨立の機關とし以て立法、行政、司法三權分立主義を確立し議會に多數を占むる政黨が政府を組織するが如きことを禁止し政黨内閣制を完全に否定する

一、議會に於る政黨の地位に關し政黨法とも稱すべき法律を立案し政黨の行動範圍を規定すること

一、政府對議會關係の如き國家の現行重要機關が對立抗爭を建前として設置してあるからこれを改め相互協力の日本精神の趣旨を指導方針として諸制度の改革を企圖すること、從つて議會には政府彈劾の如き決議をなす權限を持たせぬこと

一、議會に職能代表議員の進出をはかること

一、貴族院の機能を改變し經濟參謀本部を設置し、これを衆議院に付設して衆議院が經濟立法を行ふ場合の智能とすること、從つてこの經濟參謀本部には出來るだけ民間經濟界の權威、専門家を網羅し官僚政治の弊害を是正する

▽選舉法改正

一、現行普通選舉實施の成績に鑑み選舉權は家長(戸主)又は兵役義務を終つた者に制限する

▽地方制度改革

一、經濟的活動を旺盛ならしむる如く現行地方制度の改革を斷行することを主眼とし、これがためには府縣の廢合、町村合併問題に再吟味を加へ地方團體の經濟的活動の基礎強化を計ること

之に對し、寺内陸相は十一月六日の閣議席上「巷間傳へられる議會改革に關する陸軍の言説なるものは陸軍は何等關知せず」と聲明し、尙ほ「國體觀念を明徴にし我國固有の黨政の確立を希望し議會の權限を縮小するが如き觀念は毛頭なし。憲法に従ひ議會の權限を明確適正にし民意を正しく暢達する議會たらしめることを要望するに外ならぬ。政治に關する意見については陸海軍大臣を通じてのみ發言する從來の建前に何ら變化なし。」と述べた旨、政府から發表された。だが、其の時、もう一つのステートメントが陸軍側から發表された。それに依ると、「今日の閣議の席上で議會制度に關する五相會議に對し國運の進展並に既往の實績に鑑み議會刷新に關して自分の要望せる處は次の如くである。一、わが國體の本義に基き飽迄帝國憲法の神髓を發揮する如くわが獨特の立憲政治の發達に邁進せしめること。一、帝國憲法所定の議會の權限に恪守しその運用を適正ならしむること。三、正しく民意を暢達し公正なる輿論と國民の智能を充分國政に反映せしめること。」と云ふのである。

斯うした點に、現在の我國政治情勢の極めて微妙な一面が露呈せられて居るわけだが、とにかく政黨側は之に満足せずして尙も追及をやめなかつた。其の結果、十二月二日、首相官邸に於ける政黨側

の組織せる議員制度調査會委員有志と寺内陸相との懇談會となり、そこで陸相の再聲明（それは前掲政府側の發表を確認せるもの）となつて一應幕は閉ぢられた形である。

吾々は、此の問題に對しては尙ほ慎重に検討して見ねばならぬと思つて居る。が、残り少ないスペースを對外關係に當てねばならぬし、次の一言だけ述べて先へ進むことにする。吾々は今度の議會制度改革問題に關し反政黨的勢力に對して敢然として立上らんとした政黨の氣魄を感じた。滿洲事變以來後退に後退を重ね、萎微沈滞を極めて來た政黨に久し振りに覺えた好感と云つては云ひ過ぎだらうか。勿論、政黨にとつては、最早譲る可き何物も無い、これ以上後退したら完き顛落と云つてもよからう。今や彼等は議會政治の最後の一線を死守せざるを得ない土壇場に立たされて居るのだ。そこに最後の力を集中すべく餘儀無くされたと云ふことは明白だらう。此の事は同時に國民大衆にとつても云ひ得ることである。國民は政黨に不信を抱き續けた。今尙ほさうである。然しながら、參政權を放棄してまで飛び込んで行ける程信頼し得る政治勢力が今あるなどは考へては居るまい。議會政治に代る政治形態を支持しようなどと考へて居るまい。財政的危機を突破するために、また次に述べようと思ふ外交的危機を切り抜けるために、現在もつてゐる政治的權利——既にそれは歪曲せられては居るけれども——それを堅持すべき意欲が漸やく表面化しつゝあると見るは、行き過ぎだらうか。

四、日獨防共協定と惡化せる日蘇支關係

(A) 日獨防共協定と日蘇關係

日獨防共協定(註)が、獨り日本のみならず國際政局に衝擊を與へ、それを契機として日蘇關係が惡化しつゝあるとに就いては冒頭一言した通りだ。そして此の戰線の發展經過に就いては、西班牙の内亂——人民戰線と國民戰線の戰鬪——が重要な契機となつたこと、本部第二節で詳細に取扱つて來たところだが、こゝでは此の協定が齎らした、乃至齎らすと思はれる影響に就いて觸れて見よう。

日本の政府——特に軍部——は、此の協定締結に依つて、本來の目的たる防共の外に、滿洲事變以來の孤立狀態を打破し、延いては夫れを以て支那に對する一つの牽制となすことを當面の目標としたことであらう。果して、斯うした點が豫想通りに行つたかどうかは斷定し得ないが、そこに思はぬ事態が惹起されたし、今後惹起される危險性が深化したことは明白である。第一に日露間の空氣は豫想外に惡化し、それは蘇聯政府の漁業條約調印拒否となり、國境問題の交渉も全く停滯狀態に陥つてしまつた。第二に歐洲に於て國際的規模にまで發展して居る國民戰線と人民戰線との對抗の渦中に巻き込まれた。危險は明らかに加重されたわけである。第三に、英・米・佛、其の他諸國の不評を浴び

た。日本側の蒙むる政治的經濟的不利はそんなに軽いものでは無からう。が、それよりも當面最も緊急な問題は日支關係の行き詰りである。

(註) 十一月廿五日、政府に依つて公表された協定の本文竝に附屬議定書の全文は左の如くだ。尙ほ、日伊通商協定の内容は、『伊國政府はエチオピアに於ける通商其の他に關する日本帝國の利益を尊重し特に好意的考量を加ふる事、滿洲國に伊太利領事館を設置する事を滿伊間の正式手續に依つて決定せる事』の二點である。

インターナショナルに對する協定

大日本帝國政府及獨逸國政府は共產インターナショナル(所謂コミンテルン)の目的が其執り得る有ゆる手段に依る現存國家の破壊及暴壓に在ることを認め、共產インターナショナルの諸國の國內關係に對する干渉を看過することは其國內の安寧及社會の福祉を危殆ならしむるのみならず、世界平和全般を脅かすものなることを確信し共產主義的破壊に對する防衛のため協力せんことを欲し、左の通り協定せり。

第一條 締約國は共產インターナショナルの活動につき相互に通報し、必要なる防衛措置につき協議し、且緊密なる協力に依り右の措置を達成することを約す

第二條 締約國は共產インターナショナルの破壊工作に依りて國內の安寧を脅さるゝ第三國に對し本協定の趣旨に依る防衛措置を執り、又は本協定に参加せんことを共同に勧誘すべし

第三條 本協定は日本語及獨逸語の本文を以て正文とす、本協定は署名の日より實施せらるべく且五年間效力を有す、締約國は右期間滿了前適當の時期に於て爾後に於ける兩國協力の態様に付了解を遂ぐべし
右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名調印せり。

昭和十一年十一月二十五日即ち一九三六年十一月二十五日ベルリンに於て本書二通を作成す

大日本帝國特命全權大使 子爵 武者 小路 公 共

獨逸國特命全權大使 ヨアヒム・フォン・リッペントロップ

共產インターナショナルに對する協定の附屬議定書

本日共產インターナショナルに對する協定に署名すに當り下名の全權委員は左の通り協定せり。

(イ) 兩締約國の當該官憲は共產インターナショナルの活動に關する情報の交換竝に共產インターナショナルに對する啓發及防衛の措置に付緊密に協力すべし

(ロ) 兩締約國の當該官憲は國內又は國外に於て直接又は間接に共產インターナショナルの勤務に服し又は其破壊工作を助長する者に對し現行法の範圍内に於て嚴格なる措置を執るべし

(ハ) 前記(イ)に定められたる兩締約國の當該官憲の協力を容易ならしむる爲常設委員會設置せらるべし、共產インターナショナルの破壊工作防遏の爲必要なる爾餘の防衛措置は右委員會に於て考究且協議せらるべし。

昭和十一年十一月廿五日即ち一九三六年十一月廿五日ベルリンに於て

大日本帝國特命全權大使 子爵 武者 小路 公 共

獨逸國特命全權大使 ヨアヒム・フォン・リッペントロップ

(B) 西安のクーデターと日支外交

日支外交が破局的な局面に陥没したのは、十一月中旬頃から表面化した綏遠問題以來である。それ

は徳王を指導者とする内蒙軍と綏遠軍との間に軍事的な衝突が惹起されたのだが、徳王の發表せるところに依ると『綏遠の赤化が國民政府に依つて默認或は促進される形勢にあるは、民國將來のため之を放任するに忍びず』となし、究局に於ては内蒙の自治獨立を目的とするらしいのである。ところが、此の事件に對し、外國の新聞は『所謂内蒙軍なるものは全く日本のロボットに外ならないし、戦争は支那の内部的鬭争では無く、本質的には寧ろ日支兩國間の戦争だ』と云ふのである。

相當に話は進んでゐたと思はれる南京交渉も、ために完全に停滯状態に陥つてしまつた。日本側の強硬聲明にも拘はらず、南京政府の態度は硬化する一方で、北支への中央軍の集結さへ始められたのである。そして抗日——それは最早排日では無い——運動は全面的に擴大強化されつゝあつた。之に對して日本の外交は如何とも手の打ち様もないと云ふわけで、其の餘りにも惨めな失敗に漸やく國內の輿論は硬化し、重大化せんとした。が、斯うして土壇場へ追ひ込まれた日本の對支外交は、十二月十二日、西安に突發せる張學良のクーデター事件（蔣介石氏外要人の監禁）に依つて一應其の危機から脱出することが出來たわけである。

中國ソビエトと握手し、容共抗日を宣言し、そして蔣介石氏の生命をかけて、南京政府の改組を要求しつゝあると云ふ此の事件が、結局何處へ落ちつくか。勿論輕々に斷定は下せないけれども、南

京政府が容共抗日に轉換するなど云ふことは一寸考へられぬ。其のために蔣氏を失ふとしたら、それが南京中央政權に大きな龜裂を生じさせる——現に支那の政治的局面は動搖を深めつゝある——ことは無論免れないところではある。けれどもそれに依つて南京政府そのものが崩壊すると考へるも早計だらう。支那が今日迄着々近代國家としての體制を整へて來たのは、勿論蔣氏の優れた政治的識見・力量にも依らうが、それ以上に社會經濟的基礎が重視されねばなるまいと思ふ。曾ての一省の獨立經濟或ひは自給自足的經濟が崩壊して、多かれ少なかれ中國經濟と云ふ大きな組織の中に織り込まれつゝあつたと云ふこと、更に支那國民大衆の近代的統一國家への要望が普遍化しつゝあつたと云ふこと、少なくとも此の二點は何人も無視し得ぬ要素だと思ふ。

とまれ、此の事件を契機として、日支外交の局面は一應轉換された。

日本海軍當局は『混亂に紛れて何等かの事を構へるが如きを嚴に戒め飽く迄公明正大に對處す』（東朝十二月十五日）べき旨の訓令を發したと傳へられたが、内蒙軍の總司令徳王も亦十八日南京政府、冀察政務委員會等に對し『張學良が共產黨と結託し蔣委員長を監禁したとの報道に對し、蒙古官民は何れも痛憤せざるはなし、中央政府では何應欽氏を總司令として討伐の軍を起される由であるが、速に蔣氏の救出に成功されんことを期待する、今回の吾人の軍事行動は蒙古民族生存の途を解決するに

あるが圖らずもここに兇變の發生を見るに及び吾人は中央をして北顧の憂ひなからしめ、討逆に専念し得るやう暫く對綏東軍事行動を中止する〔東朝十二月十八日〕旨通電を發したと云はれる。局面は極めて微妙な動きを見せて居る。英・米の動き、蘇聯邦の對日對支態度と共に慎重に見つめられて然る可きだらう。

日本經濟年報 附錄

- 一、重要經濟統計表……………一
- 一、昭和十一年第三四半期日誌……………四
- 一、第二十五輯（昭和十一年第二四半期）索引……………五

重要統計表目次

景氣指標 (第四部 第一節 參照)

(一)	本邦事業活動指數	附錄頁 四
(二)	鐵道貨物發送噸數	四
(三)	國有鐵道運輸成績	四
(四)	手形交換高及不渡手形高	五
(五)	全國營業倉庫在荷及入出庫	五
(六)	東京卸賣物價指數	六
(七)	東京株價指數	六
(八)	本邦生產數量指數	七

世界經濟 (第四部 第二節 參照)

生産・物價・株價

(九)	主要國生産指數	八
(一〇)	米國産業諸指數	八
(一一)	主要國株價指數	八
(一二)	英米株式相場	八
(一三)	各國卸賣物價指數	九

金融・金・銀

(一四)	英國卸賣物價指數	附錄頁 九
(一五)	米國卸賣物價指數	九
(一六)	英米物價指數比較	一〇
(一七)	主要國物價比較	一〇
(一八)	各國中央銀行割引歩合	一〇
(一九)	英米市場金利	一〇
(二〇)	英蘭銀行主要勘定	一一
(二一)	米國聯邦準備銀行主要勘定	一一
(二二)	佛蘭西銀行主要勘定	一一
(二三)	ライヒスバンク主要勘定	一一
(二四)	各國金準備額	一一
(二五)	各國金産額調	一一
(二六)	各國金移動調	一一
(二七)	主要國金塊相場	一一
(二八)	主要國銀移動調	一三
(二九)	主要國銀塊相場	一四

爲替・貿易

番號

(三〇) 倫敦市場爲替相場……………附録頁 一四

(三一) 紐育市場爲替相場……………一四

(三二) 各國貿易月表……………一五

(三三) 英國貿易月表……………一六

(三四) 米國貿易月表……………一六

支那及滿洲

(三五) 上海金融統計……………一七

(三六) 上海市場爲替相場……………一七

(三七) 滿洲中央銀行紙幣發行高……………一七

(三八) 滿洲國對外爲替相場……………一七

(三九) 大連爲替相場……………一七

(四〇) 滿鐵貨物輸送概況……………一七

(四一) 上海卸賣物價指數……………一八

(四二) 新京卸賣物價指數……………一八

(四三) 支那總貿易……………一九

(四四) 滿洲國貿易表……………一九

金融・財政 (第四部第一節參照)

(四五) 國庫歲入歲出現計……………二〇

(四六) 日本銀行營業週報……………二一

爲替・貿易 (第四部第三節參照)

番號

(四七) 大藏省預金部資金及運用表……………附録頁 三二

(四八) 全國銀行預金貸出現在高……………三二

(四九) 全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高……………三三

(五〇) 東京及大阪市中金利率……………三三

(五一) 全國信託會社信託勘定表……………三四

(五二) 郵便貯金現在表……………三四

(五三) 簡易保險及郵便年金表……………三四

(五四) 內國諸保險月末現在契約高表……………三四

(五五) 公社債發行並現在高……………三五

(五六) 外貨邦債月末現在高……………三五

(五七) 公社債及株式利廻……………三五

(五八) 銀行會社計畫資本……………三六

(五九) 公社債及株式拂込金調……………三六

(六〇) 東株主要株式及公債各月平均相場……………三七

(六一) 外貨邦債內地及外地平均相場……………三七

事業及商品 (第四部第四節參照)

番號

(六七) 本邦仲繼貿易表……………附録頁 三〇

(六八) 輸出入貨物分類別價額及比例表……………三〇

(七〇) 主要事業の生産制限率一覽……………三一

(七一) 重要品生産額一覽表……………三一

(七二) 橫濱及神戸生絲集散……………三一

(七三) 米國生絲集散……………三一

(七四) 人造絹絲集散……………三一

(七五) 綿絲集散表……………三二

(七六) 綿布集散調……………三二

(七七) 綿織物集散調……………三二

(七八) 全國米穀集散調……………三三

(七九) 重要商品相場……………三四

勞働者狀態 (第四部第五節參照)

(八〇) 全國生計費指數……………三六

(八一) 東京小賣物價指數……………三六

(八二) 勞働人員及賃銀統計……………三六

(八三) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數……………三七

(八四) 職工一日平均賃銀諸手当賞與……………三七

(八五) 職業紹介成績……………三七

(八六) 工場職工異動調……………三八

農民狀態 (第四部第六節參照)

番號

(八七) 鑛山勞働者異動調……………附録頁 三八

(八八) 解雇職工歸趨調……………三八

(八九) 勞働爭議統計……………三九

(九〇) 本邦失業狀況推定概要……………四〇

(九一) 各國失業統計……………四〇

(九二) 農民狀態……………四〇

(九三) 小作爭議統計……………三九

(1) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調) (ノール=100)

年月	鐵道貨物發送噸數	電力消費量	石油消費高	炭費高	原油供給高	綿絲生產高	絲綢輸出高	羊毛輸入高	洋紙賣高	セメント消費高	鋼材供給高	總平均 (加重式)
9年中	96.4	83.5	118.7	122.9	99.3	111.1	127.6	85.1	76.5	100.9	121.8	103.3
10年中	100.6	80.8	122.9	112.7	112.7	113.6	113.7	85.2	73.2	106.3	137.0	105.8
11. 3	101.0	66.4	130.2	126.6	126.6	110.0	73.9	108.1	67.4	91.2	149.6	103.8
4	103.0	70.1	133.7	147.2	147.2	110.5	75.6	121.7	70.2	95.1	145.6	107.0
5	102.9	73.7	132.5	136.6	136.6	109.8	74.3	122.2	68.9	99.3	148.4	106.5
6	102.5	77.7	133.3	143.1	143.1	110.4	76.0	112.1	71.8	100.5	149.7	108.0
7	103.9	78.9	134.1	123.8	123.8	111.7	78.0	94.3	70.4	102.1	164.1	108.1
8	105.9	79.8	135.6	116.7	116.7	113.0	83.2	82.9	73.6	101.8	181.8	110.0
10. 8	97.6	85.1	123.5	107.7	107.7	112.7	115.2	90.7	75.5	105.8	142.7	106.2
9. 8	94.7	89.6	119.9	102.6	102.6	115.0	120.0	69.2	81.5	93.0	131.3	105.5

(2) 鐵道貨物發送噸數 (鐵道省調) (單位噸)

年月	總貨物	米	麥	木材	木炭	石材	砂利	石炭	鐵及鋼	肥料	綿絲	セメント
11. 2	6,403,270	216,841	33,833	552,776	121,678	24,777	162,009	2,238,595	78,961	321,094	45,966	73,564
3	7,684,707	217,270	33,952	718,799	114,855	44,035	270,414	2,574,672	104,089	432,847	53,043	116,533
4	6,992,129	234,134	36,524	658,927	96,281	34,183	202,843	2,637,349	96,540	408,852	51,655	103,983
5	7,222,178	199,523	29,885	712,614	90,055	39,030	374,059	2,274,491	101,051	358,598	52,866	127,171
6	6,899,331	244,024	30,697	660,657	69,474	39,889	352,969	2,189,805	92,377	356,580	44,336	95,002
7	6,846,766	193,891	153,249	626,162	71,165	41,473	327,803	2,220,010	97,878	208,933	47,710	103,937
8	6,790,815	223,214	196,393	632,488	86,888	44,843	298,916	2,089,826	89,743	140,113	49,973	116,501
9	6,886,667	195,818	72,347	613,242	82,957	42,544	260,063	2,227,717	92,292	117,185	46,546	116,746
10. 9	6,381,580	240,179	104,600	536,918	86,237	43,494	229,059	1,986,422	85,460	188,608	52,803	127,994
9. 9	5,865,289	249,734	82,718	562,588	87,596	36,182	237,467	1,789,992	76,593	114,809	48,436	112,726
1-9	61,636,544	1,993,802	618,858	5,632,566	844,304	338,816	2,376,592	20,107,171	828,253	2,598,122	434,364	916,078
累計	1057,881,569	2,046,236	616,070	5,441,516	814,612	403,209	2,514,952	17,838,327	800,008	2,494,468	440,714	1,037,412

(3) 國有鐵道運輸成績 ※印は8月の累計

年月	旅客人員	貨物噸數	旅客收入	貨物收入	手形交換			不渡手形				
					金額	一日平均	枚數	金額	一日平均	枚數		
11. 4	150,226	6,342	35,002	19,407	2,115,576	88,149	1,937,326	80,721	3,343	5,409,066	225,426	164,178
5	85,886	6,372	28,217	19,596	2,027,850	77,994	2,032,296	78,165	3,575	5,462,409	210,486	161,205
6	75,314	9,114	23,448	18,678	2,557,265	98,356	2,147,023	121,038	3,813	6,230,640	239,988	192,689
7	78,522	6,058	24,316	18,315	2,551,741	94,509	2,329,857	86,291	3,796	6,456,843	239,734	157,020
8	76,065	6,052	23,447	18,883	2,100,023	80,770	2,021,264	70,814	3,381	5,605,204	215,631	165,840
9	2,401,214	96,049	2,162,284	86,490	3,474	6,028,109	241,175	231,910
10. 9	80,705	5,726	21,474	18,696	1,928,956	80,373	1,800,178	74,986	3,127	4,993,115	208,053	203,092
9. 9	76,816	5,256	20,971	16,837	2,027,714	84,488	1,709,469	71,228	2,796	4,833,493	201,456	118,529
1-9	694,449	52,040	212,288	147,997	20,058,934	18,301,627	16,595,161	18,301,627	30,872	51,015,121	3,033,155	2,552,306
累計	780,918	51,711	222,044	159,450	17,906,347	16,595,161	29,305	45,699,939	3,033,155	2,552,306

(4) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)

年月	全國在荷			六大都市出入金額			東京出入金額			大阪出入金額		
	個數	金額	在荷	入庫	出庫	在荷	入庫	出庫	在荷	入庫	出庫	在荷
11. 3	32,094	647,026	6,322	5,626	20,065	220,093	187,729	512,019	33,575	20,617	78,946	44,355
4	34,501	683,438	7,351	5,365	22,051	207,492	175,703	543,807	30,854	22,523	87,276	44,320
5	34,171	687,358	6,185	5,789	22,448	189,143	181,677	551,274	26,448	24,109	89,615	47,408
6	30,935	683,639	5,626	6,822	21,252	191,717	189,783	553,208	20,029	23,530	83,747	43,232
7	28,978	663,289	5,549	6,836	19,965	200,440	210,777	542,871	24,978	27,345	83,747	49,260
8	27,520	636,282	5,792	6,744	19,014	194,225	216,163	520,933	23,557	27,412	79,892	50,912
9	26,624	590,190	5,567	6,453	18,127	173,236	209,277	484,892	19,655	26,612	72,935	51,492
10. 9	27,253	550,614	3,930	5,866	18,904	166,552	236,077	455,352	13,171	22,530	62,929	32,321
9. 9	35,332	712,122	3,636	5,033	26,821	142,421	178,770	617,745	15,927	23,402	73,850	37,497

(6) 東京卸賣物價指數 (大正2年1月=100)

Table with 16 columns: 月末 (Month-end), 穀物 (Grains), 其他食料品 (Other foodstuffs), 雜物及同原料 (Miscellaneous and raw materials), 金屬 (Metals), 燃料 (Fuel), 建築材料 (Building materials), 工業用品 (Industrial goods), 肥料 (Fertilizers), 印刷品 (Printed products), 雜品 (Miscellaneous goods), 總平均 (Overall average). Rows include 9年, 10年中, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 12.0, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 13.0.

(7) 東京株價指數 (東洋經濟調) (大正2年平均=100)

Table with 15 columns: 年月 (Year/Month), 平均 (Average), 銀行 (Bank), 信託 (Trust), 保險 (Insurance), 原引 (Exchange rate), 海運 (Shipping), 造船 (Shipbuilding), 電鐵 (Tram), 電力 (Electricity), 製業 (Manufacturing), 紡績 (Spinning), 毛織 (Woolen), 製麻 (Rampweaving), 製紙 (Papermaking), 製粉 (Flour), 製糖 (Sugarcane), 麥酒 (Beer), 洋灰 (Cement), 肥料 (Fertilizer), 土地建物 (Real estate), 雜 (Miscellaneous). Rows include 9年中, 10年中, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 12.0, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 13.0.

(8) 我社關本邦生産數量指數 (除季節變動) (昭和3年月平均=100)

Table with multiple columns grouped into '製産品' (Manufactured products) and '製品' (Products). '製産品' includes 鐵 (Iron), 鋼 (Steel), 鋼及鋼 (Steel and steel), 普通鋼 (Common steel), 平均 (Average), 絹絲 (Silk), 絹絲原料 (Silk raw materials), 絹絲 (Silk), 絹絲 (Silk). '製品' includes 工業藥品及肥料 (Industrial chemicals and fertilizers), 製産品 (Manufactured products), 紙 (Paper), セメント及硝子 (Cement and glass), 平均 (Average), 清酒 (Sake), 燒酎 (Shochu), 麥酒 (Beer), 砂糖 (Sugar), 小麥 (Wheat). Rows include 9年中, 10年中, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 12.0, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 13.0.

(9) 主要國生產指數 (*印=季節變動除去)

Table showing production indices for various countries from 1934 to 1936. Columns include Year, International League (1929=100), British Empire (*印=季節變動除去), and others. Values range from 68.5 to 95.6.

(11) 主要國株價指數 (國際聯盟月報)

Table showing stock price indices for major countries from 1934 to 1936. Columns include Year, UK, USA, France, etc. Values range from 91.4 to 112.9.

(12) 英米株式相場 (東京經濟調)

Table showing exchange rates for British and American stocks from 1934 to 1936. Columns include Year, Exchange Rate, and Highest/Lowest values. Values range from 86.69 to 134.01.

(13) 各國卸賣物價格指數 (國際聯盟統計月報) (1929年=100)

Table showing wholesale price indices for various goods across different countries from 1934 to 1936. Columns include Year, Country, and Index Value. Values range from 72.6 to 102.8.

(14) 英國卸賣物價格指數 (1927=100)

Table showing British wholesale price indices for various goods from 1934 to 1936. Columns include Year, Goods Category (e.g., Meat, Clothing), and Index Value. Values range from 51.3 to 82.0.

(15) 米國卸賣物價格指數 (紐育D&B社每月初調)(單位弗)

Table showing US wholesale price indices for various goods from 1934 to 1936. Columns include Year, Goods Category, and Index Value. Values range from 0.1109 to 10.1762.

建設

建設

(22) 佛蘭西銀行主要勘定 (單位百萬法)

Table with columns for date, gold reserve, foreign exchange, domestic assets, securities, and currency. Rows include 1936.2.28, 1936.3.27, 1936.4.24, 1936.5.29, 1936.6.26, 1936.7.31, 1936.8.28, 1936.9.25, 1935.9.27, 1934.9.28.

(23) 獨逸ライヒスバンク主要勘定 (單位百萬ライヒス)

Table with columns for date, gold reserve, foreign exchange, assets, and currency. Rows include 1936.2.29, 1936.3.31, 1936.4.30, 1936.5.30, 1936.6.30, 1936.7.31, 1936.8.31, 1936.9.31, 1935.9.30, 1934.9.29.

(24) 各國金準備 (聯邦準備局調) (單位百萬弗)

Table with columns for year/month, total (52 countries), USA, Latin America (8 countries), Africa, Europe, and Asia (26 countries). Rows include 1935.12, 1936.1, 1936.2, 1936.3, 1936.4, 1936.5, 1936.6, 1936.7, 1936.8, 1935.8, 1934.8.

(25) 各國金産額調 (單位千弗)

Table with columns for year/month, world production, South America, Latin America, Africa, USA, Mexico, Europe, Asia, and Japan. Rows include 1934年中, 1935年中, 1936.4, 1936.5, 1936.6, 1936.7, 1935.7, 1934.7, 1-7, 累計.

(26) 各國金移動調 (單位千弗)

Table with columns for year/month, USA, Europe, Asia, Japan, and other regions. Rows include 1934年中, 1935年中, 1936.4, 1936.5, 1936.6, 1936.7, 1935.7, 1934.7, 1-7, 累計.

(27) 主要國金塊相場

Table with columns for year/month, London, New York, Shanghai, and other markets. Rows include 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 10.9, 9.9.

(28) 主要國銀移動調

Table with columns for year/month, USA, Europe, Asia, and other regions. Rows include 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 10.9, 9.9.

(備考) (25)(26)表は新平價により換算せるもの。日本の金及銀移動は第(64)表参照のこと。×印概數

(33) 英國貿易月表 (英國貿易月報) (單位千鎊)

Table (33) showing monthly trade statistics for the UK. Columns include 年月 (Month/Year), 貨物 (Goods).

(34) 米國貿易月表 (米國貿易月報) (單位千弗) × 印概數

Table (34) showing monthly trade statistics for the US. Columns include 年月 (Month/Year), 貨物 (Goods).

(35) 上海金融統計

Table (35) showing financial statistics for Shanghai. Columns include 年月 (Month/Year), 月末紙幣發行高 (Month-end paper money issue high), 月末銀在荷 (Month-end silver on hand), 金利率 (Gold interest rate), 手形交換高 (Hand exchange high), 對英 (Against England), 對米 (Against Rice), 對日 (Against Japan).

(37) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

Table (37) showing the highest issue of paper money by the Manchurian Central Bank. Columns include 年月 (Month/Year), 最高 (Highest), 最低 (Lowest), 平均 (Average), 正貨準備 (Positive reserve), 準備率 (Preparation rate), 保證準備 (Guaranteed reserve).

(38) 滿洲國對外為替相場

Table (38) showing exchange rates for Manchuria against foreign currencies. Columns include 日本向 (Towards Japan), 紐育向 (Towards New York), 倫敦向 (Towards London), 上海向 (Towards Shanghai), 對金票 (Against gold tickets), 對上海國幣 (Against Shanghai national currency).

(39) 大連為替 (平均)

Table (39) showing exchange rates for Dalian. Columns include 對日 (Against Japan), 對上海 (Against Shanghai).

(40) 滿鐵貨物輸送概況 (單位噸)

Table with columns: 年月, 滿洲, 其他, 合計, 社內貨物, 年月, 糧食, 其他, 纖維, 金屬, 燃料, 建築材料, 化學藥品, 雜類, 總指數. Rows include 1934年度, 1935年度, 1936, 1935.7, 1934.7.

(41) 上海卸賣物價指數 (1926年平均=100) (上海國定稅則委員會調)

Table with columns: 年月, 特產, 雜穀, 食料品, 紡織品, 燃料, 金屬, 建築材料, 雜品, 平均, 大豆, 豆粕, 豆油, 高粱, 粟, 棉絲, 銻鐵. Rows include 1934年中, 1935年中, 1936, 1935.9, 1934.9.

(42) 滿洲新京卸賣物價指數 (滿洲中銀調) (1933年=100)

Table with columns: 年月, 貨物, 輸出, 輸入, 超, 金 (千金單位), 輸出, 輸入, 超, 銀 (千元), 輸出, 輸入, 超. Rows include 1936, 1935.9, 1934.9, 累計.

(43) 支那總貿易表 (單位國幣千圓)

Table with columns: 年月, 總計, 日本及朝鮮, 支那, 米, 國, 獨, 逸, 金銀. Rows include 1934年中, 1935年中, 1936, 1935.8, 1934.8, 1-8, 累計.

年月末	資 產										負 債			合 計
	有 價 券	貸付 有價 證券	手形及 證券 貸付	不動 產 貸付	其他 貸付	預 金 及 現金	計 共 (其他共)	金錢 信託	其他 金錢 信託	有 價 券 の 信託	金 錢 の 信託	其 他 の 信託		
11. 3	1,015,975	30,530	293,952	254,919	402,451	41,094	2,085,501	1,775,551	9,089	262,077	6,017	32,667	2,085,400	
4	1,047,159	26,031	303,261	257,408	400,743	34,808	2,116,312	1,794,989	9,210	273,044	6,180	32,931	2,116,352	
5	1,057,465	24,387	305,931	253,039	404,806	53,542	2,153,280	1,818,169	9,300	284,547	6,637	34,626	2,153,280	
6	1,071,876	21,717	314,976	259,497	395,155	45,888	2,160,078	1,815,226	9,295	293,327	6,670	34,682	2,159,199	
7	1,111,882	21,678	302,858	259,543	388,274	34,760	2,170,049	1,827,481	7,839	292,935	6,026	34,667	2,168,948	
8	1,111,519	21,780	305,670	267,903	397,147	31,939	2,185,431	1,836,540	7,856	300,964	6,056	34,523	2,185,644	
9	1,121,168	22,401	308,374	265,187	409,863	30,459	2,206,568	1,849,679	8,087	308,562	5,871	34,608	2,206,806	
10. 9	913,332	29,543	312,593	241,286	390,061	49,887	1,982,750	1,697,228	9,734	233,560	9,286	32,407	1,982,215	
9. 9	793,285	24,871	307,098	237,016	361,804	32,623	1,800,298	1,549,283	11,240	198,783	8,898	31,903	1,800,107	

年月	月末現在 (千圓)		年 月	簡易保險 (千圓)		年 月末	國內諸保險月末現在契約高表 (百萬圓)		
	普通貯金	振替貯金		新契約	月末現在約		生命 火災 海上	其他	
11. 2	3,155,288	71,624	11. 2	20,617	3,224,654	11. 1	13,030.4	35,522.4	560.7
3	3,155,315	77,632	3	18,436	3,227,448	2	13,190.6	35,412.8	508.7
4	3,147,272	74,854	4	93,259	3,302,475	3	13,370.9	35,245.8	556.2
5	3,240,869	78,148	5	78,717	3,364,775	4	13,506.6	35,681.4	559.9
6	3,261,091	77,985	6	72,138	3,420,501	5	13,680.2	35,809.6	558.9
7	3,318,399	77,859	7	56,647	3,462,077	6	13,857.2	36,024.4	591.5
8	3,325,578	76,235	8	39,293	3,487,993	7	14,010.7	36,274.5	628.3
9	3,356,544	75,204	9	55,429	3,527,883	8	14,175.1	36,475.7	688.8
10. 9	3,118,646	65,624	10. 9	41,382	3,137,646	8	12,396.4	35,129.5	3,079.7
9. 9	2,975,126	66,572	9. 9	39,079	2,836,190	9. 9	10,853.8	33,643.8	2,888.3

年 月	國 債 (內國)		大藏省證券 發行高	米穀證券 發行高		地方債 (內國)	銀行債 (內國)	會社債 (內國)
	發行高	月末現在		發行高	月末現在			
11. 5	382,496	8,532	169	—	42,641	465,682	88,127	12,630
6	417,761	8,544	340	—	268,000	452,682	61,525	57,499
7	361,502	8,553	290	80,000	77,000	441,682	238,540	69,999
8	594,059	8,565	096	80,000	73,000	435,182	91,461	71,150
9	660,308	8,803	125	—	248,000	415,182	64,655	88,508
10. 9	2,779	7,907	524	—	112,000	460,500	20,743	35,143
9. 9	4,698	6,926	758	—	80,000	559,946	20,225	14,037
1-9 累計	112,826	698	—	50,000	1,029	784	628,581	368,804
	664,956	—	—	—	795,636	—	293,623	327,961

年 月	國 債		地方 債	銀行 債及 會社債								
	發行高	月末現在										
11. 3	1,332	215	335	11. 4	4,500	4,476	4,344	4,522	4,443	4,599	4,481	5,410
4	1,332	215	334	4	3,929	4,333	4,304	4,324	4,348	4,390	4,271	5,290
5	1,331	215	334	5	3,941	4,264	4,246	4,289	4,272	4,351	4,227	5,310
6	1,331	215	334	6	3,890	4,205	4,187	4,277	4,208	4,350	4,186	5,280
7	1,327	212	328	7	3,871	4,169	4,086	4,241	4,207	4,349	4,154	5,290
8	1,324	212	327	8	3,890	4,182	4,089	4,195	4,219	4,353	4,155	5,260
9	1,324	212	327	9	3,947	4,185	4,092	4,199	4,219	4,354	4,166	5,170
10. 9	1,398	217	340	10. 10	4,457	4,694	4,538	4,614	4,607	4,767	4,613	5,370
9. 9	1,408	224	365	9. 10	4,579	4,868	4,654	5,107	4,949	4,786	4,907	5,430

(58) 銀行會計 資本 (日銀調) (單位千圓)

Table showing bank accounting capital with columns for months (7, 8, 9) and years (昭和11, 昭和10, 昭和9, 1-9 years cumulative). Rows include categories like 保險業, 倉庫運輸, 倉運, 金運, 鐵道, 海運, 造船, 電力, 瓦斯, 紡織, 化學, 水產, 農商, 其他.

(59) 公社債及株式拂込金調 (勸銀調) (單位千圓)

Table showing public bonds and stock subscription amounts with columns for months (2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9) and years (昭和11, 昭和10, 昭和9, 1-9 years cumulative). Rows include 國債, 地方債, 銀行債, 株式會社.

(60) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

Table showing average market rates for Tokyo stock exchange major stocks and public bonds. Columns include 銘柄, 新東, 大株新, 鐘紡, 郵船, 帝人新, 日魯, 三菱礦, 日産, 鋼管, 東電線, 満鐵, 甲號, 一四, 佛一, 貨四, 年3月. Rows include 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12.

(61) 外貨報價內地及外地平均相場

Table showing foreign exchange rates for domestic and foreign average market rates. Columns include 年, 月, 英貨一回四分利, 英貨五分利, 英貨六分利, 英貨五分半, 米貨六分利半, 米貨五分利半. Rows include 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12.

(67) 本邦貿易指數 (正金銀行調) (昭和3年同月=100)

Table with columns for Year/Month, Amount Index, Quantity Index, Price Index, and Total Index. Rows include 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 10.8, 10.9.

(68) 本邦仲總貿易表 (單位千圓)

Table with columns for Year/Month, Total Amount, Exchange, and Balance. Rows include 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 10.9.

(69) 輸出入貨物分類別價額及比例表

Table with columns for Year, Category, Amount, and Ratio. Categories include Grain, Manufactured Goods, Raw Materials, etc. Rows include 9年中, 10年中, 11.7, 11.8, 11.9, 10.9.

(70) 主要事業の生産制限率一覽 (東洋經濟調)

Table with columns for Year/Month, Industry, and Restriction Rate. Industries include Textiles, Paper, etc. Rows include 10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12.

(71) 重要品生産額一覽表

Table with columns for Year/Month, Product, and Production Amount. Products include Cotton, Coal, Oil, etc. Rows include 8年中, 9年中, 10年中, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12.

(備考) (70) 丸鋼の制限率は生産額當面に對する増産率。X印丸鋼は10月以降一割以上を超過する。 (71) 肥料は總生産額、硫黄、石灰質の合計を採る。

(86) 工場職工異動調 (常時職工五十人以上を使用する工場に付社会局の調査せるもの)

Table with columns for Year/Month, Dismissal (工場数), Employment (雇入), and Current (月末現在). It includes sub-sections for (87) 鉱山労働者異動調 and (88) 解雇職工總調 (社会局調).

(89) 労働争議統計 (内務省社会局調)

Table with columns for Year/Month, Dismissal (参加人員), Disputes (争議), and Settlements (解決). It includes sub-sections for (89) 労働争議統計 and (90) 小作争議統計 (内務省社会局調).

圖四〇

(91) 本邦失業狀況總覽 (内務省社會局)

年 月	給料生活者		勞働者		其他		計					
	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %				
10. 10	1,763	68	1,811	169	4,123	112	7,697	348				
10. 11	1,787	68	1,815	168	4,161	111	7,674	346				
10. 12	1,787	68	1,816	170	4,175	114	7,778	351				
11. 1	1,791	68	1,804	175	4,154	117	7,749	360				
11. 2	1,796	68	1,812	176	4,155	114	7,763	358				
11. 3	1,799	67	1,818	175	4,161	114	7,778	357				
11. 4	1,804	67	1,826	166	4,171	111	7,800	343				
11. 5	1,807	71	1,826	169	4,188	112	7,821	353				
11. 6	1,809	69	1,828	166	4,171	110	7,808	345				
10. 9	1,757	68	1,803	170	4,102	113	7,662	352				
10. 6	1,732	69	1,787	185	3,952	123	7,471	378				
(92) 各 國 失 業 統 計 (國際聯盟調)												
年 月	獨逸		英 國		佛蘭西		米 國		波蘭		白 耳 義	
	失業登録數 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	求職者數 千人	求職者數 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %
1936. 2	2,515	13.5	1,752	13.4	529	89	21	416	489	21.5	168	18.6
3	1,937	10.3	1,639	12.5	509	93	21	392	475	20.5	139	15.6
4	1,763	9.2	1,556	11.9	488	92	21	358	408	17.6	117	13.1
5	1,491	7.7	1,467	11.2	465	85	22	334	343	14.8	110	12.8
6	1,315	6.8	1,402	10.7	459	84	23	326	314	13.5	101	11.0
7	1,170	6.0	1,357	10.4	466	83	19	310	284	12.2	106	11.4
8	1,098	5.6	1,362	10.4	459	83	22	305	269	12.2	106	11.4
1935. 8	1,706	9.1	1,605	12.4	415	628	21	293	270	11.8	137	14.9
1934. 8	2,398	13.0	1,673	12.9	358	867	25	329	289	13.2	165	17.1

昭和十一年第三四半期日誌

(自七月一日至九月三十日)

七 月

- ◇ 一日 (水) 滿洲國外交部、日滿治外法權撤廢後の第三國に對し方針を聲明
- ◇ 二日 (木) 國民政府外交部獨支借款は武器購入を含まざる旨聲明。
- ◇ 米アラスカに七空軍根據地設置を決定。
- ◇ 佛、十二ヶ月四億法支出の新公共事業計畫發表。
- ◇ 伊、獨逸と新通商協定締結。
- ◇ 三日 (金) 相澤中佐の死刑執行さる。
- ◇ 四日 (土) 商工省々議に於て、織維、燃料、製鐵の原料政策案成る。

- ◇ 伊エ問題中心の聯盟總會終り、制裁撤去確定す。
- ◇ 六日 (月) 濠洲政府日本品のみを目標とする輸入許可制を七日公布する豫定なりと。
- ◇ 米西部諸州の早越で小麦價暴騰
- ◇ 七日 (火) 二・二六事件關係の判決は五日下され、元將校十七名は死刑判決と發表す。
- ◇ モントル會議で英蘇の意見對立再び難關に達着す。
- ◇ 川崎第百の川崎貯蓄、東京貯藏の二銀行合併大藏省內認可す。
- ◇ 八日 (水) コロンビア政府一切の輸入品に許可制を設定に決定。
- ◇ 植付反別の減少の報をいれ米棉

- 暴騰す。定期七月限十三仙臺。
- ◇ 九日 (木) 佛政府地中海相互援助協約廢棄
- ◇ 十日 (金) 政府は五分利國庫債券五八二百萬圓の第四回低利借替發表。
- ◇ 二・二六事件責任者香榿中將以下一三名豫備役仰付けらる。
- ◇ 十一日 (土) 獨逸新協定成立。
- ◇ 米蘇通商條約一年延長。
- ◇ 十二日 (日) 二・二六事件の將校十五名は死刑執行せらる。
- ◇ 十三日 (月) 全國有力電氣會社の代表者は、電力國營案に反對決議。
- ◇ 支那、二中全會議で西南の執行部、政務委員會の廢止決定。
- ◇ スペイン王黨革新黨首領カルヴオ・ソテルロ、反ファシスト大立物カステイロ氏殺害さる。
- ◇ 十四日 (火)

- ◇寺内陸相は國防十二年計畫案を政府に提出。
- ◇支那、二中全會終る。
- 十五日 (水)
- ◇對伊制裁解除さる。
- ◇モントル會議英國側の讓歩で蘇聯との妥協成り難關突破す。
- 十六日 (木)
- ◇國境紛争處理に關する日蘇の第一次會談行はる。
- ◇蔣介石氏廣東討伐令を下す。
- 十七日 (金)
- ◇戒嚴令及戰時警備令十八日より解除。
- 十八日 (土)
- ◇西班牙軍閥の叛亂起り、西班牙全土に擴大流血の慘起る。
- 十九日 (日)
- ◇西班牙キロガ左翼聯合内閣辭職パリオン後繼内閣成る。
- 廿日 (月)
- ◇第二次日印會商、シムラにて開かる。

- ◇土耳其政府海峽地帯に進駐敢行
- 廿一日 (火)
- ◇取引所改革案を傳へられ、東株立會中止。
- ◇伊太利生絲の輸出管理敢行。
- ◇小川、馬場兩相は『取引所改革案は、虚報』なる旨、聲明を發す。
- 廿二日 (水)
- ◇蔣介石氏李宗仁、白崇禧に下野を要求す。
- 廿三日 (木)
- ◇濠洲政府は日濠通商交渉再會の旨、正式發表。
- ◇英佛白三國のロカルノ豫備會商ロンドンで開催さる。
- ◇埃太利ナチ政治犯に大赦令發布
- 廿四日 (金)
- ◇第二次滿ソ水路會議決裂。
- ◇英埃軍事協定假調印成る。
- 廿五日 (土)
- ◇陸軍、航空兵團の新設を發表、八月一日より實施。

- ◇獨、伊の二國合併承認。
- 廿六日 (日)
- ◇陸相、大藏省の消極公債政策に對し公債大増發積極論を吐く。
- 廿七日 (月)
- ◇頼母木遞相、簡保最高契約額引上及定期生命保險制度案要綱を民間側に提示。
- ◇英、地中海に於ける對伊相互援助協定を廢棄す。
- 廿八日 (火)
- ◇支那行政委員で廣東省政府主席林雲陔の辭職を認め、後任を蒙藏委員長慕松氏を任命。
- 廿九日 (水)
- ◇二・二六事件直接參加者以外の山口大尉外五名に判決下る。
- ◇英露借款成立す。
- ◇伊、自己の引受けレドーズ・ヤング公債の利子を引下ぐ。
- 三十日 (木)
- ◇商工省の銀行合同方針に對し、全國各地商工業者反對。

- ◇蔣介石對廣西省經濟封鎖を命ず
- ◇英露海軍協定成立す。
- 卅一日 (金)
- ◇一九四〇年第十二回オリムピック大會、東京開催と決定。
- ◇五國ロカルノ會議に獨參加決定

八月

- 一日 (土)
- ◇西班牙内亂に英伊の中立嚴守を佛政府提言。
- ◇蘇聯民衆大會は西班牙政府支持を決議。
- 二日 (日)
- ◇馬場藏相、寺内陸相の公債發行五十億論に對し、不賛成の旨言明す。
- ◇英埃假調印成る。
- 三日 (月)
- ◇セメント聯合會加盟各社と小野田ブロックとの間に協定成立。
- ◇西班牙政府閣議に於て工場國有

- 化の法令採擇。
- 四日 (火)
- ◇南次郎大將、宇垣大將に代り朝鮮總督就任決定。
- ◇西班牙政府鐵道の國家管理斷行
- 五日 (水)
- ◇希臘メタクサス首相、勞働爭議の頗發を理由に獨裁制を宣布。
- 六日 (木)
- ◇大藏省、五分利債の第五次低利借換を發表。
- ◇メタクサス希臘首相の獨裁宣布に左右對立激化。
- ◇歐洲金通貨一齊に軟化する。
- 七日 (金)
- ◇ポルトガル領マデイラに暴動勃發、政府軍鎮定に出動す。
- 八日 (土)
- ◇濠政府、七月九日以前に發注した邦品に對し輸入許可を聲明。
- ◇西班牙政府諸會社沒收、議會停止再延長發令。
- ◇佛軍需工業國營案成立。

- 十一日 (火)
- ◇秘露、移民制限則實施を延期
- ◇西班牙内亂に米嚴正中立を在外交機關に通達。
- 十二日 (水)
- ◇商工組合中央金庫定款認可さる
- 十三日 (木)
- ◇日本羊毛輸入統制協會組織決定
- ◇支那、蔣介石氏廣西との一戰を期し、前線部隊に應戰命令發す
- 十四日 (金)
- ◇大田駐露大使辭意正式表明。
- ◇ポルトガル西班牙内亂不干渉案に正式參加決定。
- 十五日 (土)
- ◇佛、英に地中海相互援助案提言
- ◇滿洲國貿易緊急統制法公布、即日實施。
- ◇第六回太平洋會議、カルフォルニアに開催さる。
- ◇西班牙人民戰線右翼領袖數名を銃殺す。
- 十七日 (月)

- ◇農林省の絲價安定方針(制高制低策に依る)決定す。
- ◇對西班牙不干渉案獨逸原則的に受諾。
- 十八日(火)
 - ◇『各省の新聞發表は今後原則として大臣又は次官がなす』と閣議で決定。
 - ◇支那外交部次長陳介氏蘇支通商條約近く締結成立せんと言明。
- 十九日(水)
 - ◇佛政府西班牙政府軍援助説否定
 - ◇英政府西班牙本土、屬領に一切の軍需品輸出を禁止す。
 - ◇公債借替利差の一般會計繰入に關し、大藏對鐵道逓信三省の諒解成る。
- 二十日(木)
 - ◇首相藏相協議の結果、國策十一項目内定す。
 - ◇恩給金庫案(恩給局立案)要綱發表さる。
 - ◇英國勞働戰線スペイン人民戰線

- 擁護の具體策協議のため大會開催を決定す。
- ◇伊國は一九一四年生れ徵募兵の除隊無期延期を發表。
- ◇對日交渉再開を聲明、濠洲羊毛業者政府に迫る。
- 廿一日(金)
 - ◇首相、四相會議に諮り『電力國營案』の名稱を『電力統制案』に改む。
- 廿二日(土)
 - ◇蘇聯キーロフ事件被告十六名に銃殺の刑下る。
- 廿三日(日)
 - ◇對北支策協議の天津出先官憲會議終る。
- 廿四日(月)
 - ◇磯谷軍務局長、電力國營案支持
 - ◇成都事件勃發し、邦人記者二名慘殺さる。
 - ◇伯國上院、アマゾナス邦人土地利権の無効を宣告。
 - ◇獨逸西班牙不干渉協約に参加。

- ◇獨逸陸海空軍一律に兵役期間を二ヶ年延長。
- 廿五日(火)
 - ◇廣田内閣國策決定發表。
 - ◇新駐蘇大使は重光葵氏に正式決定す。
- 廿六日(水)
 - ◇露國兵甘肅、滿蘇國境東寧東方より烏蛇溝に越境來襲す。
- 廿七日(木)
 - ◇南鮮地方大暴風雨。
 - ◇電力國營問題解決のため、第一次四相會議開かる。
 - ◇英佛共同で西班牙内亂不干渉案未參加國に勸説狀發送。
 - ◇獨逸旅行協定成立。
 - ◇英埃條約正文發表さる。
- 廿八日(金)
 - ◇日濠交渉キャンベラにて再開。
 - ◇第二次滿蒙會議、九月廿五日滿洲里で再開と發表。
 - ◇獨ゲツベルス宣傳相ムツソリニと會見。

九月

- ◇英國の内亂調停案を西班牙政府一蹴す。
- ◇ソ聯、西班牙内亂不干渉受諾。
- 廿九日(土)
 - ◇小林海軍大將、中川氏に代り臺灣總督就任決定。
 - ◇紡聯、十一月十二月操短率を現行据置に決定。
 - ◇メキシコ政府移民新制限法實施
- 三十日(日)
 - ◇馬場藏相、電力國有國營論に不賛成の旨言明。
 - ◇廣田首相、義務教育延長案は十二年度より實施準備に着手するに方針決定。
 - ◇支那中央湖南軍廣西へ進入。
- 卅一日(月)
 - ◇日蘇漁業條約改訂交渉再開。
 - ◇蘇聯政府、北樺太石油の油田試掘期限五ヶ年延長を承認。
 - ◇メキシコ銀貨強制回收令撤回。

- ◇成都事件に關し、及川第三艦隊に長江沿岸警備の令下る。
- ◇西班牙内亂不干渉國際委員會開催を英政府各國に肯促す。
- 二日(水)
 - ◇ガレット條約相、我が村井總領事に日濠通商交渉解決に關する濠洲政府の具體案を提示。
 - ◇英米兩國政府に倫敦條約超過保有に關する帝國政府回答通牒を手交す。
 - ◇佛領から西班牙政府軍への武器密輸の報に伊太利態度硬化、『行動の自由』回復を表明。
- 三日(木)
 - ◇人絹聯合會、中小會社の操短負擔軽減策を決定す。
 - ◇佛國の國防強化案成る。
 - ◇米國では五億弗の助成金で三百

五十隻の商船隊強化案を作成。

- 四日(金)
 - ◇大久保正金副頭取、兒玉氏に代り頭取就任決定。
 - ◇西、イルン市叛軍に陥落さる。
 - ◇ユーゴ・獨逸兩國間の航空協定成立す。
 - ◇西班牙ヒラール内閣辭職、カバリエロ新内閣生まる。
 - ◇不干渉委員會に獨參加を回答す
- 五日(土)
 - ◇成都事件に對する外務省訓令、川越大使に發せらる。
 - ◇電力國營に關する第二次四相會議開かる。
 - ◇有田外相、滿蘇國境越境事件に關するユ大使の逆抗議を一蹴。
 - ◇ブルム佛首相閣議で不干渉協約堅持を聲明。
- 六日(日)
 - ◇廣西派、南京政府の解決案を容れ、兩者妥協成立す。
 - ◇佛波軍事借款成立。

- ◇佛政府シリヤの獨立を許容す。
七日 (月)
- ◇支那北海在住の邦人中野氏、九月三日支那暴民に慘殺と發表。
八日 (火)
- ◇佛フラン暴落、英佛爲替は七六法六十五と本年の新高値示現。
九日 (水)
- ◇紐育株式一齊高、スチール株七十三弗と一九三一年十一月以來の高値を突破。
- ◇須磨總領事、北海事件に關し南京政府に抗議す。
- ◇商工省、絹、人絹絲布の輸出組合法第九條を發動。
- ◇上海中銀爲替安定點引下ぐ。
- ◇獨ナチ黨第八回大會開かる。幹部相次いで反蘇毒舌を振ふ。
- ◇西班牙内亂不干渉調整委員會第一回會合開催さる。
- ◇佛リール市中心の織維労働者三萬總罷業開始。
十日 (木)
- ◇陸軍、造兵廠従業員の労働組合加入を禁止す。
- ◇ナチの反蘇毒舌に蘇聯警告す。
十一日 (金)
- ◇米政府、我が潜水艦超過保有は倫敦條約違反と正式回答す。
- ◇日銀、手持公債賣止解除決定。
十二日 (土)
- ◇ユーゴ、ルーマニア間の經濟軍事協定成立す。
- ◇西班牙叛亂軍サン・セバスチヤンを占領す。
十三日 (日)
- ◇大藏省、本年第一回公債二億五千萬圓 (九月廿二日實行) 發行決定。
- ◇佛リール罷業悪化、二萬の織維工サラングロ内相の調停案を一蹴して職場占領。
十四日 (月)
- ◇小協商國會議で相互の連帶強化策確立さる。
十五日 (火)
- ◇暹信省、電力民有國營に關する具體案を非公式發表す。
- ◇西班牙叛亂北軍總司令モラ將軍は王政復活の意圖ある旨聲明。
十六日 (水)
- ◇濠洲通商條約相ガ氏、我が村井總領事に對し、日本側回答には承服し難しと通告。
- ◇伊外務當局はエチオピア代表を認める限り聯盟と協力不可能なる旨聲明。
- ◇西班牙北部の反政府軍は地方自治政府樹立。
十七日 (木)
- ◇大藏省議、税制整理案の大綱を決す。
- ◇フラン危機再燃。金流出著しく金準備遂に五百卅五億法に低下
十八日 (金)
- ◇北平郊外豐臺に於て、支那兵我が駐屯兵に暴行を加ふ。
十九日 (土)
- ◇漢口日本租界に於て、我が吉岡

- ◇巡查支那人のために射殺さる。
- ◇東北興業總裁に吉野商工次官起用決定。
二十日 (日)
- ◇米穀自治管理法以下關係三法律實施さる。
- ◇瑞典總選舉で人民戦線大勝す。
廿一日 (月)
- ◇寺内陸相、行政機構改革案を首相に提出。
廿二日 (火)
- ◇政府、中央地方を通ずる税制整理改革案大綱を公表。
- ◇日伯通商會議、東商にて開催。
- ◇ウルガイ國西班牙と國交を斷絶
廿三日 (水)
- ◇上海で、支那人我が陸戦隊員を狙撃、一名即死、二名負傷す。
- ◇法新安値へ落つ、英佛七十七法
廿四日 (木)
- ◇日印會商、双方の意見一致せず停頓状態に陥る。
- ◇滿鐵新職制發表、十月一日實施
- ◇佛銀三分より五分へ利上げ。
廿五日 (金)
- ◇帝國在郷軍人會令公布、十月十日より實施。
- ◇英米佛は三國通貨協定に關する聲明發表。
廿六日 (土)
- ◇輸出品取締の三法律施行規則公布、十月十五日實施。
- ◇佛蘭西遂に金本位停止、緊急閣議で平價切下對策決定。
- ◇瑞西國務會議で平價切下決定。
- ◇白耳義政府は通貨協定支持聲明
- ◇和蘭も金輸出を禁止す。
- ◇西班牙政府軍の要塞トレド陥落
廿七日 (日)
- ◇伊、ユーゴ一國と新通商協定成立。
- ◇佛、新通貨法案下院通過。
廿八日 (月)
- ◇支那問題に關し、非公式海軍々事參議會會議開かる。
- ◇日伯通商會議、通商改善促進案を決議して閉會す。
- ◇和蘭爲替平衡資金設定して爲替を統制するに決定。
- ◇ラトビアも金本位離脱。
- ◇希臘ドラクマ貨を磅に聯繫せしめるに決定。
廿九日 (火)
- ◇農林省、産蘭處理統制法を十二月一日に繰上げ實施に決定。
- ◇和蘭下院盾切下政府案を可決。
- ◇澳シリング貨の磅聯繫を決定。
- ◇瑞西聯邦上院は瑞西法の切下率を英米佛通貨引下率より一割内輪とするに決定。
卅日 (水)
- ◇獨シヤハト經濟相はマルクは切下げず、爲替管理を續けるとの決意表明。
- ◇蘭領東印度は物價騰貴阻止策、暴利取締令を發す。

發送電設備特殊會社.....61, 62, 73, 81
 一法.....63
 配電事業(電力國營案).....63
 林宇治電社長.....68, 86
 發送電原價.....84
 バランスオブパワー.....160
 反佛蘇プロック.....166
 春滿收穫豫想高.....228
 端境期需給.....233

[ヒ]

評價委員會.....101
 肥料業統制法案.....205

[フ]

フアツシヨ的國家統制案.....68, 69
 ブルジョア貨幣制度.....108
 プロムバンク
 (長期信用銀行).....116, 121
 フセコバンク(協同組合銀行).....121
 フアシヨ的獨裁.....167
 プレーン・トラスト.....182
 複關稅制度.....183

[ヘ]

頁岩乾溜工業(石炭液化).....16
 幣制樹立(ソヴェート).....104
 閉鎖協同組合.....128
 米穀現在高.....233
 片務的不平等條約.....236

[ホ]

紡績用短纖維.....37
 ボルシエビイキ.....104, 106, 110, 113
 貿易行政機構の改革.....180
 〃〃省.....180
 〃〃參謀本部案.....181
 報復的緊急關稅.....183
 北支問題.....262

[ム]

無貨幣決済制度.....109
 麥豫想收穫高.....232
 無天組.....251

[メ]

綿羊飼育獎勵策.....222
 〃〃〃〃規則.....224
 〃〃〃〃の日本型.....225

[モ]

モスコ・ナロドニイバンク.....122
 モンテビデオ會議.....160

[ユ]

輸出許可制.....1, 2
 郵便貯金利率引下.....148
 輸出産業.....198

[ヨ]

羊毛値差補償.....54

[リ]

臨時電力國營準備局.....75
 〃〃工.....212
 一數(官營工場).....218
 流言的ニユース.....259
 吏道刷新.....260

[レ]

レーヨン・オルガノン.....39
 レヴェル・アツプ.....58

[ロ]

ロシヤ革命.....103
 労働人員指數.....209, 217

[ワ]

我國の輸出組合.....186
 一に依る輸出統制.....187

重要統計表索引

一般景氣指標

東京卸賣物價指數類別.....151
 株價、物價の動き.....193

金融及財政

五分公債借換額並に借換成積.....143

貿易

日本重要輸入品調.....7
 鐵鋼及び同原料輸出入額.....21
 昭和十年輸入羊毛國別百分比.....51
 濠毛仕向地別輸出高.....51

世界經濟

世界主要都市の揮發油相場.....12
 〃〃(及各國)ステーブル・フア
 イバー生産高.....39, 40
 1936年蘇聯邦豫算.....121
 ソヴェート通貨數量.....126
 第二次五個年計畫時代

小賣物價.....126
 ソヴェート小賣物價.....129
 西班牙農業の經營規模.....175
 〃〃〃農村の階級構成.....174

工業及生産統計

日本に於ける石油需給.....8
 〃〃石油産額.....10
 〃〃内地埋藏炭量.....18
 鐵鑛石供給高.....27
 本邦砂鐵鑛産出高.....32

農村關係統計

内地に於ける羊毛需給.....221
 綿羊飼育獎勵の経過.....224
 〃〃〃〃戸數及頭數.....225
 千住製絨所内地産羊毛買上額.....226
 地方別綿羊飼育戸數
 並に飼育頭數.....227
 春滿産額及養蠶一戸當損益.....229
 麥類作付反別と收穫高.....233
 小麥相場.....233
 全國在米高.....233
 端境期需給.....234

事業會社統計

事業會社成績總括表.....196
 拂込金調.....199
 四半期別計畫資本調.....201

労働統計

民營工場労働人員
 並に賃銀指數(圖表).....210, 219
 民營工場定額賃金指數.....211
 〃〃〃〃實收賃銀指數.....212
 官營及民營の労働者數比較.....215
 〃〃工場職工數(四月末現在).....214
 ——(年別).....216
 民營官營一工場當職工數.....217
 官營工場労働人員指數及賃銀指
 數(統計並に圖表).....218, 219

航路統制法.....204
 5.51事件.....249, 250
 國防の充實.....256
 國民生活の安定.....256
 國策漏洩.....257
 國境紛争處理委員會.....261

[寸]

産業資本家.....59
 財政膨脹.....149, 155
 最惠國約款.....182
 産業統制.....202
 〃の構成變化.....207
 〃革命.....208
 在滿機構改革問題.....236

[シ]

新興纖維.....33
 庶政一新.....47, 59, 252, 253—257
 人造纖維.....56
 新興化學工業.....65, 82, 89
 少壯官僚.....71
 商工企業稅.....113
 社會的剩餘勞働.....123
 消費財價格.....127
 純發券準備.....133
 人民戰線.....158, 166
 一綱領(スペイン).....170
 重要國策.....179
 〃産業統制法.....188
 主要會社成績表.....195
 時局産業.....197
 重要産業統制法の改正.....203
 〃肥料統制法.....205
 自動車製造事業法.....206
 實收賃金指數.....211
 肅軍工作.....251
 昭和維新.....256

[ス]

ステーブル・ファイバー.....5, 34, 222
 一の特性.....36
 一工業(世界).....38
 一〃(我國).....41
 水利權.....76
 水力主か火力主か.....97

[セ]

石油國策.....6
 一の内容.....7
 石炭液化工業(日本).....10
 一(獨、英、佛).....11
 製鐵業獎勵法.....22
 纖維原料.....34
 戰時統制體系.....59, 79
 全體主義的經營.....87, 91
 戰前ルーブル.....110
 戰時警備令.....247

[ソ]

送電幹線.....96
 ソ聯邦の新紙幣
 (1922. 1923年型紙幣).....111
 増稅具體案.....258

[タ]

對豪通商戰.....1
 〃擁護法.....221
 代替毛.....50, 54, 221
 〃品値差問題.....52—55
 第二次五ヶ年計畫.....103
 代用羊毛.....221

[チ]

チタニウムの含有量.....32
 チェルボオネツツ.....114, 131, 132

中央農業銀行.....121
 貯蓄銀行.....122
 地中海相互援助祕密協定.....161

[ツ]

通商擁護法.....3, 179, 183, 221
 通貨制度(ソヴェート).....103
 ツエコムバンク(中央自治體及住宅銀行).....121
 通貨膨脹.....125
 通商機構改革論.....179
 〃審議會.....182

[テ]

鐵鋼國策.....20
 〃原料の自給.....27
 天然纖維の代用原料.....35
 電力國營問題.....59
 〃〃〃案.....60—64, 142, 203, 207
 一(内調案).....61, 257
 一(遞信案).....61
 一の實施期.....64
 電力事業特別會計法.....63
 〃國營の目的.....65
 〃〃〃案の特質.....66
 電氣事業法改正法.....64, 83
 電力論争(當業者對政府當局).....66, 84
 〃國營案の思想的背景.....68
 〃資本.....72
 〃料金引下.....82
 〃民有官營案の検討.....83, 95
 〃業者の主張(電力國營).....84—87
 電氣協會.....83, 99, 100
 低金利政策.....142, 148, 200
 〃の進歩.....200
 定額賃金指數.....211

[ト]

統制手數料.....54
 〃經濟.....70
 トルグシン.....131
 東京特設軍法會議.....140, 247
 〃卸賣物價指數.....151
 獨塊協定.....158, 162
 統制團體制.....187
 特別議會(第六十九議會).....191, 205
 統帥權干犯.....249
 取引所制度改善案.....259

[ナ]

生繭相場.....231

[ニ]

日本製鐵株式會社設立趣旨.....231
 〃人絹絲布輸出組合聯合會.....54
 2.26事件.....80, 139, 140, 198
 一の判決.....248
 一の第二次判決.....251
 二月革命(ソヴェート).....105
 日本經濟聯盟.....180
 〃經濟プロツク.....189
 〃經濟共同委員會.....189
 〃條約(治外法權一部撤廢).....235
 〃議定書.....235, 236, 237
 日本改造法案大綱.....249
 日蘇關係.....261

[ネ]

燃料國策.....6, 97
 〃資源.....65
 ネット(新經濟政策).....112

[ノ]

乗換應募率.....144

[ハ]

日本經濟年報索引

=第二十五輯=

(昭和十一年第二四半期)

[ア]	軍需産業……………79
	軍部的フアツシヨ……………154
[イ]	
	原料國策……………1, 47, 179, 188
	經濟的國家主義……………39, 40
	原料對策(纖維)……………44
	クパルプの自給……………48
	經濟國防……………89
	計數的根據(電力料金低下の)……………92
	ケレンスキー紙幣……………105
	經營合理化……………216
	血盟團事件……………249
[ウ]	
	國策氾濫……………6, 247, 253
	濠毛買控え……………50
	國策閣議……………61, 141, 254
	—申合事項……………254, 255
	—決定の四大綱目……………255
	國家社會主義……………70, 77
	ゴスプラン(國家計畫委員會)……………118
	ゴスパンク(國立銀行)……………118, 119
	ゴストラアク(保險部)……………123
	穀物公債……………124
	國營商店……………128
	五分利公債低利借換……………142, 194
	公債借換の諸結果……………146, 149
	國際聯盟……………159
	コルホーズ……………171
	互惠協定……………183
[エ]	
	液體燃料……………6
	一局の組織機構……………9
[オ]	
	官吏非能率論……………99
	戒嚴令解除……………140, 247
	革新的國策(廣田內閣)……………141
	株式取引所休止事件……………154
	關稅制度……………182
	カルテルの強化……………204, 206
	乾蘭相場……………231
[カ]	
	金融資本家……………59, 78
	企業形態論……………101
[キ]	
	屑毛絲の利用……………56
[ク]	
	アンシユルス(獨逸合併)運動……………164
[ケ]	
	一貫作業(製鋼)……………23, 27, 28
	池尾日電社長……………67, 69, 84, 85, 89, 96
	インフレーション
	(ソ聯邦)……………104, 106, 125, 132
	一國社會主義……………112
	伊エ戦争結末……………158

發行所

日本經濟年報
(第二十六輯)

編輯者
神原周平

印刷者
堀修造

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社
電話日本橋一四八七番
振替東京六五八番
電話日本橋一四八七番
振替東京六五八番

昭和十一年十二月廿九日發行

定價壹圓六錢

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 印刷所 日本經濟年報社株式會社


既刊輯の主要内容

日本經濟年報

◇ 毎四半期發行・各輯四六判三五〇頁内外◇

第廿一輯 (第十年第二)	第十二輯 (第十年第一)	第十九輯 (第九年第四)	第十八輯 (第九年第三)
第三部 各經濟部面の分析と見透	第一部 北支政治の新局面と日支經濟提携の見透 變革期にある日本經濟の解剖	第一部 日支外交轉換の背後にあるもの 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味 各經濟部面の分析と見透 『日本經濟の今日を語る』	第一部 滿洲國建設の進展と日本經濟 第二部 凶作と滿恐慌下の農村 第三部 カルテル・トラスト運動の新段階 第四部 各經濟部面の分析と見透

第廿五輯 (第十一年第二)	第廿四輯 (第十一年第一)	第廿三輯 (第十年第四)	第廿二輯 (第十年第三)	各輯定價壹圓 (送料八錢)
第四部 各經濟部面の分析と見透	第一部 急迫せる原料國策の檢討 電力國營問題の本質と見透 ソヴェートに於ける通貨問題	第一部 二月事件の背景と廣田内閣の動向 國民生活安定と農家負債問題 工場統計に見た我工業の基礎構成 各經濟部面の分析と見透	第一部 歐洲政局混沌の基底に流るゝもの 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題 各經濟部面の分析と見透 支那に於る銀恐慌と日英米の抗爭 日本重要資源の分析 各經濟部面の分析と見透	



工ト20-94



¥ 1.00

